

## HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.27, No.1

October 2009

## CONTENTS

Preface: A Few Words in Commemoration of the 25th Anniversary of HUMAN SCIENCE	..... I. Takagi	1
Special Issue: The 25th Anniversary of HUMAN SCIENCE		
..... H. Morosawa, T. Moriyama, N. Yasuda, M. Ida, Y. Karasawa, S. Misawa, M. Okuyama, K. Hasegawa, S. Chiba, A. Iwata		3
<b>Articles</b>		
Consideration about the subject participating in the difference in result in Japanese old tales (2) – in the case of one can belong to oneself for a cause –	..... Y. Nagano	21
Analysis of Deliberation on the Bill of National Flag and Anthem Conducted by the Committee on Cabinet of the House of Representatives (Part 4)	..... A. Iwata	31
Chopin and the musical community in Paris	..... R. Okabe	47
<b>Research Note</b>		
Spatial Recognitions of the Local Influential Families and the Significance to their Participation in Governmental Authorities during the Latter Part of the Modernization Period	..... K. Kono	63
<b>Case Note</b>		
Die Deliktshaftung des Architekten-unter besonderer Berücksichtigung des Urteils des Obersten Gerichts vom 14.11.2003-	..... K. Higano	73

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan

## 人間科学

第27巻 第1号  
2009年 10月

巻頭言『人間科学』25周年記念特集によせて	..... 高木 勇夫	1
<b>特集 紀要『人間科学』25年のあゆみ</b>		
..... 諸澤 英道 森山 哲美 安田 尚道 伊田 政司 柄澤 行雄 三澤 進 奥山 真知 長谷川幸一 千葉 茂 岩田 温		3
<b>研究論文</b>		
日本昔話において結果の相違を引き起こす主体に関する考察 (2) – 自己に原因を帰属できる場合 –	..... 永野 勇二	21
第145回国会における国旗国歌法案審議の分析 (4)	..... 岩田 温	31
ショパンとパリの音楽界	..... 岡部 玲子	47
<b>研究ノート</b>		
近代後期における地方有力者の空間認識と公権力への関わり	..... 河野 敬一	63
<b>判例評釈</b>		
名義貸しをした建築士の不法行為責任 (最二小判平15・11・14民集57巻10号1561頁)	..... 日向野弘毅	73

## 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程

- 第1条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会（以下、委員会と言う）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程は人間科学部紀要編集委員会規程第4条に基づく。
- 第3条 常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下、研究紀要と言う）は、毎年度に1巻とし、2号に分けて編集し冊子体で700部発行する他、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。
- 第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の専任教員および委員会が認めた者とする。
- 第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものであることを確認しなければならない。
- 第6条 研究紀要に掲載される論稿は次の1から6のいずれかに当てはまるものでなければならない。
1. 論文 論文は学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的又は実証的な未発表の研究成果をいう。
  2. 研究ノート 研究ノートは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
  3. 書評 書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介であって未発表のものをいう。
  4. 学界展望 学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。
  5. 課題研究助成報告 本学課題研究助成制度に基づく研究の経過報告および研究成果の報告をいう。
  6. その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。
- 第7条 研究紀要の編集は前条までに規定された事項を除く他、次の各号に従って行われなければならない。
1. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
  2. 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は可能な限り統一する。
  3. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。

## 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』寄稿規程

- 第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下、研究紀要と言う）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程は人間科学部紀要編集委員会規程第4条に基づく。
- 第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程第4条に定める者とする。
- 第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については紀要編集委員会（以下、委員会と言う）の決定にしたがわなければならない。
- 第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。
- ②委員会に提出する原稿は編集規程第6条に定める論稿の種別に当てはまるものでなければならない。
- ③委員会に提出できる原稿は原則として一号につき一人一編とする。
- ④原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピー・CD-R等のメディアと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
- ⑤原稿の長さは、図表等を含め、論文は24000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノートは12000字（30枚）、書評は4000字（10枚）、学界展望は8000字（20枚）を基準とする。課題研究助成報告は1300字（3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文又は研究ノートに準じたものとする）。そのほかのものについては委員会で決定する。
- ⑥提出原稿は執筆者がコピーをとり、オリジナルを委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
- 第6条 寄稿希望者は原稿執筆にあたっては、次の各号に従わなければならない。
- (1) 原稿の1枚目には原稿の種類、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
  - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
  - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
  - (4) 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
  - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
  - (6) 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
  - (7) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
  - (8) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
  - (9) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
- 第7条 初校の校正は執筆者が行う。
- 第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜刷50部を研究教育支援センターにおいて受取ることができる。
- ②執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は本人がその実費を負担しなければならない。

# 『人間科学』25周年記念特集によせて

高木 勇夫

この度、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』の25周年記念特集の扉への寄稿の依頼を受けた。そこで、あらためてこれまで発刊された紀要のうち、「人間科学」をテーマとした特集に眼を通してみた。具体的には、第1回人間科学シンポジウム「人間科学の成立に向けて」（第1巻第1号 1984年）、第3回人間科学シンポジウム「なぜ、そしていかなる人間科学を」（第3巻第1号 1985年）、第4回人間科学シンポジウム「自然科学と人間科学」（第4巻第1号 1987年）、第5回人間科学シンポジウム「人間科学の確立に向けて」（第8巻第2号 1991年）、常磐大学創立10周年記念シンポジウム「常磐大学における人間科学－その学問的構想と教育的実践の接点を求めて－」（第12巻第2号 1995年）の5冊であった。

これらを通読してみると、「人間科学」を標榜する学部が全国的にまだ数学部しかないことも相まって、学問としての「人間科学」の構築に向けた活発な論議が展開していることが分かる。このことは、上記した第1回から第5回にかけてのシンポジウムのテーマを見れば理解できる。この第1回から第5回の4回分の内容を見ると、ここでは常磐大学の人間科学と言う新しい学問を構築する熱意に満ち溢れていることを感じた。そのすべてをここに列挙することはできないが、その幾つかを以下に示してみよう。

第1巻第1号で「創刊にあたって」と題して、市村正二学長は「恐らく21世紀においては人間科学があらゆる分野で主導的な役割を果たすに違いない。いや果たさなければならぬと私たちは考えているのであります」と声高らかに宣言されている。そして、同じ号で喜多川忠一教授は、人間科学について三つの立場、すなわち「まず第1に、…、人間自体及び人間にかかわる既存の諸科学と全く別個に、それらと並立するような形で何か新しい人間科学を考えようとするのか。…第2として考えられるのが、…人間および人間にかかわる既存の諸科学を総称して人間科学というのか。…第3に、…既存の諸科学の壁を取り払い、学際的な視野と方法に立って、人間及び人間にかかわる諸問題を探求していこうとする立場です。…本学の建学の趣旨、広報なんかで…書かれておりますのも、…私が第3に申し上げたような方向に立っているかと思えます」と述べている。この喜多川報告に対する清原慶子専任講師のコメントでは、人間科学が提唱される契機として、生命科学や遺伝子工学の進展と、科学技術の進展を通して、「人間とは何か」と言う問いかけがなされ、「…いままでより以上に人間行動の説明が求められ、人間の行動をトータルに説明することの必要性が高まってきて、そのような中から学際的研究として既存の学問の枠を取り払った人間科学というものが構想されてきた…」と述べている。また、第3巻第1号では生田正輝教授が人間科学発展の要因として、「…物質科学、自然科学の進歩に対して、社会科学、人文科学の立ち遅れが…、人間に関する総合的な研究、人間科学の発展が求められる第一の要因」と述べ、第二の要因として「…最近における人間社会の急速な変動と高度化、さらには科学技術の著しい進歩を背景として、人間に関する研究に新たな展開が求められるようになって来た」と指摘している。

周知のように、現在、教育をめぐる環境は極めて厳しい状況にある。『人間科学』で展開された議論は、常磐大学が21世紀のグローバル社会においてその存在価値を主張し、地域社会に受け入れられ、地域のシンボルになるためには、ここに示されている原点にもう一度回帰し、継承する必要があるように感じられた。その意味で、『人間科学』で展開している議論を検証し、今後へのさらなる発展に『人間科学』が果たす役割に期待したい。



常磐大学（昭和63年9月撮影）



常磐大学（平成21年4月撮影）

## 改めて人間科学を問う

諸澤 英道

常磐大学設立は、国際化、情報化が急速に進んだ1970年代に計画され、学際的総合的研究とその研究に裏打ちされた教育を行う大学を目指して開設された。この原点を、常に私たちは大切にしていける必要がある。

開学から今に至る四半世紀に次々と学科が新設され、他方で改組もなされて来た。学科再編に当たっては各学科の領域の競合を少なくする必要があるが、より重要なのは、設立の基本理念であった学際性、国際性を再確認することである。

人間科学部開設からの最初の10年は、「人間科学とは何か」を問う趣旨のシンポジウムやフォーラムなどが毎年のように開催され、全教職員の意識が一体化していたように思える。その後、国際学部、コミュニティ振興学部が開設され、常磐大学は、常に新しい領域の研究教育へチャレンジをしてきた。新しい学部においても、それぞれの学部学科に相応しい「コミュニティ振興のために重要なのは何か」とか「グローバル化した社会における国際性教育とは」といった議論が求められている。

ところで、四半世紀を経た今、改めて「人間科学とはなんぞや」を問いたい。それは、人間科学が多くの学問領域のコアとなるべき科学であるからである。人類がいてこそ科学の進歩があったわけで、人間を問うということは、すべての科学的文化的活動の起点であり終点であるはずである。

ルネ・デカルトは「方法序説」の中で有名な「我思う、故に我あり」という命題を示しているが、「自分を含めた世界の全てが虚偽だとしても、まさにそのように疑っている意識作用が確実であるならば、そのように意識しているところの自分だけはその存在を疑い得ない」とルネ・デカルトが言うように、すべての科学にとって「人間」は最も重要なテーマとなるはずである。

このように考えてくると、人間科学部においては常に「人間」を問い続ける研究姿勢が求められるのであり、

各教員が自らの専門領域を「人間科学」との関係でしっかり意識し考えていく必要がある。

私は、犯罪と被害についての研究をライフワークにしてきたが、安土桃山時代の盗賊石川五右衛門を扱った歌舞伎の名台詞「濱の真砂はつきるとも、世に盗人の種はつくまじ」を引き合いに出すまでもなく、犯罪の歴史は人類の歴史とともにあり、その研究も2世紀半前に遡ると言われている。私の研究テーマである「犯罪」と「被害」は、人間を理解する重要な切り口でもある。そのアプローチは、既存の科学である骨相学、生物学、人類学、精神医学、心理学、社会学、法学、経済学、教育学など、さまざまな分野からなされてきた。ただ、現在でもそれがバラバラに行われており、それらを統合(integrate)するようなアプローチは少ない。

今や学問は「学際的(interdisciplinary)」から「超学的(transdisciplinary)」へと移ってきている。もちろん、隣接科学の研究者が一堂に会して、それぞれの立場から議論するという従来の方法に意味がないわけではないが、他方で、一人ひとりの研究者が自分の専門領域から抜け出し、広い視野で研究に取り組む必要がある。私たち研究者には、軸足となるべき専門をもつと同時に、その隣接の領域についても関心を持ち、知識と経験を積み、自らの中で発展させていくことが求められる。嘗て「専門バカ」という表現は必ずしも非難する表現ではなかったと聞かすが、現代のように科学の目まぐるしく発展していく時代にあっては、自分の殻に閉じこもることは、研究者として決して一流とは言えないであろう。一人ひとりの研究者が常に自問自答しながら専門領域を広げていくことが期待される。

一世紀を一つのサイクルと考えたときに、四半世紀はまさにその見直しの大事な節目の年である。過去の足跡をレビューしその意義を確認すると同時に、これからの人間科学部の有り様を考える一つの視座となればと思っている。



## 人間科学部紀要『人間科学』と私とのかかわりについて —その来し方、行く末—

### My personal view about the Human Science — the retrospect and prospect —

森山 哲美

「常磐大学人間科学部紀要『人間科学』25年のあゆみ」と題して原稿を書くことになった。私が本学に就任したのは常磐大学創設のときからで、したがって、『人間科学』のあゆみは、常磐大学での私の研究活動のあゆみでもある。それだけにこの紀要には思い入れが深い。そのため、『人間科学』に対する総論的なコメントを記すのではなく、『人間科学』への私の個人的な取り組みについて語らせていただくことをご容赦いただきたい。

『人間科学』に私が初めて投稿したのは、本学に来て間もないころである。本学就任前の博士課程の大学院生のとき、私は慶應義塾大学医学部生理学教室で共同研究を実施する機会を得た。当時の御子柴克彦助教授（現在、理化学研究所、脳科学総合研究センターグループエディター、東京大学名誉教授）から小脳変性ミュータントマウスをいただき、学習と脳の機序の関係をオペラント実験手法によって調べていた。その成果を『人間科学』第2巻・第1号に発表したのである。常磐大学開設初年時には、「人間科学の成立に向けて」と題してシンポジウムが繰り返し学内で開催された。第1回のシンポジウムでは、「人間科学志向のインプリンティング研究」と題して話をさせていただいた。その結果が掲載されたのは『人間科学』の創刊号であった。『人間科学』とのかかわりは、したがって、この時点からと言えるだろう。

現在に至るまで、『人間科学』に掲載された私の論

文数は15本である。それらの論文を『人間科学』に投稿した理由はいろいろで、学会等の主要な雑誌に投稿して掲載されなかった論文を『人間科学』に投稿するというものもあった。しかし常磐大学の紀要であれば、その読者は主に学内の教職員や学生諸君であろうとの考えで、彼らを意識して論文を記してきたことは一貫している。専門の研究者を読者として意識した論文であれば、それは学会誌に投稿すればよいと考えた。学内の教職員さらに学生に、私が取り組んでいる研究について知っていただく、それをもとに彼らと研究について語り合う、そのような機会提供の場として紀要『人間科学』を選んだのである。

研究課題は、おもに学生と一緒に取り組んだ内容とした。学部の学生諸君が卒業研究で取り組んだものの中で、発表するに値すると私が考えた論文は、積極的に『人間科学』の規定に沿った論文に改変して投稿した。彼らの卒業論文を私の研究室の棚に保管するだけでは意味がない。多くの人にその成果を知ってもらいたい。特に学生を含めて学内の方々にぜひ知ってもらいたいと思って投稿した。

大学の紀要に掲載される論文に対する見方は、人によっていろいろであろう。私は、研究内容の専門性やオリジナリティーということよりも、学生が行った興味深い研究の紹介というスタンスを取り続けた。このような姿勢が大学の紀要論文としてどの程度妥当であるのか、はっきりしない。私の独善的な考えとも言え

らだろう。大学紀要に対する読者のお考えを知る機会があればと思っている。

学内向けということ意識しながら紀要論文を記してきた一方で、学会メンバーにも論文別刷りを配布した。その目的は、私の研究を専門家に理解していただきたいということもあったが、やはり学生の研究成果を公表することが目的であった。可能な限り私が所属する学会に学生を参加させ、彼ら自身が行った研究成果を学会で発表させた。できる限り常磐大学と、そこで学ぶ学生諸君を多くの方々に知っていただきたいと思ったからである。常磐大学開設当初、この大学がどこの大学で、どのような大学であるのか、御存知ない方が地元地域の方も含めて多かった。常磐大学がどのような大学で、どのような学生がそこで学んでいるのか、そして人間科学という学問領域に私たちがどのように取り組んでいるのか、それを多くの人々に知ってほしかった。学生には、学会に出席することで、他大学の研究状況を知ってもらい、決して遜色がない研究を自分たちが実践しているということを自覚してほしかったのである。

紀要『人間科学』への私の上記のような取り組みは、独り相撲と言えなくもない。卒業した諸君が、自分たちの研究成果が紀要に掲載されることをどのように考えているのか、私にはわからない。卒業後の彼らの進路は多様である。研究者になった人もいれば、自分が研究したテーマとかけ離れた職についている卒業生もいる。彼らが『人間科学』をどのように捉えているのか、今はそれを知りたい。

図1は、私が紀要『人間科学』に投稿した論文の累積数を5年ごとに示したものである。累積数なので、図中の直線の傾きがフラットの5年間は投稿数0、直線の勾配が急な5年間は論文数の急増を意味する。創刊から最初の10年間は単年あたり0.6本、次の5年間（1994年～1998年）で急増して単年あたり1.2本、1999年以降の投稿数は0となる。この結果を解釈すると、常磐就任後10年から15年にかけて『人間科学』に対する上記の思いが最も強かったことになる。この時期は、私が助教であった時期に相当する。それ以降、大学院生の研究指導をするようになってからは、大学院の学術雑誌『人間科学論究』への投稿にシフト

した。そのため、紀要『人間科学』への投稿数は0となった。

『人間科学』への論文投稿数が0になった理由は、上で述べた事柄だけではない。学部学生への私の指導が十分でなかったことも考えられる。また、学部生のacademic literacyが、かつての卒業生と比較して十分とは思えなくなったことも考えられる。論文投稿ができるような卒業研究を行った学生がいたころ、心理学専攻の学生数は30名前後であった。そのため「心理学実験」のような、研究に必要なacademic literacyを身につける上で大切な授業を充実させることができた。しかし学科改組などで、心理学の学生数が100名近くになると、上記授業科目を以前と同じように充実させることは難しくなったと思っている。しかし、いずれも私の怠慢が原因であることは間違いない。

これまで紀要『人間科学』の来し方を自分なりの視点で眺めてみた。次に問題となるのは、紀要『人間科学』の行く末である。今後の『人間科学』の在り方を、創刊25年を機会に考えることは必要であると思う。それは単に人間科学部だけの問題ではない。常磐大学全体の問題として、それぞれの学部が発行している紀要の在り方が問われるべきであろう。今後も私は、上で述べたような視点で紀要『人間科学』にかかわることができるのであろうか？大学も私たち教員も、そして学生も、常磐大学への思い、研究と教育に対する思いは年々変化するだろう。そうであれば、人間科学部の教員の一人として、私も紀要『人間科学』へのかかわり方を変える必要があるだろう。それはどのようなものか、今、この原稿を執筆しながら考えている。

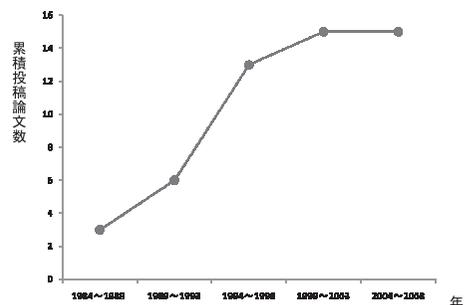


図1 『人間科学』累積投稿論文数

## 今後25年への期待

安田 尚道

人間科学部紀要『人間科学』が1984（昭和59）年に創刊されてから25年目を迎えたとのこと、誠におめでたいことと存じます。この25年は、バブル経済から一転して長期不況に入り、日本の経済社会が大きく変化した時代でもありました。企業社会（集団主義）を基盤とする安定した社会と生活が溶解し、個人化した人々が情報化とグローバル化した世界のなかで環境リスクと社会リスクに直接晒される社会へ変化したといえましょう。人間の生き様が大きく変わった25年でありました。

資本主義社会の成立以後、人間は失職、病气やけが、老いなどの生活不安を抱えながら、この不安を解消する意思決定と執行の仕組みを作り、次世代を育成しながら、生活してきました。現在、個人化された社会の展開のなかで生活不安が深刻となり、意思決定の仕組み（政治や経営）が大きく揺らぎ、そして次世代の育成も方向性を失っています。『人間科学』はこれら人間生活あるいは人間のライフサイクルに生起する現代の問題に様々な専門領域から取り組んできた研究上の営みの結晶であると考えています。

ところで、人間生活という観点からみるならば、人間科学部における教育・研究は常磐短期大学のそれと相似形であるといえます。家政科（家政専攻と食物栄養専攻、その後生活科学科へ名称変更、以下カッコ内は名称変更による学科名）から始まった常磐短期大学は、その後幼児教育（保育学）科、教養（学）科、経営情報学科へと学科構成を充実してきました。このなかで常磐短期大学も生活不安を解消し、生活を豊かにすること、働くこと、次世代を育てることなど、人間のライフサイクルに生起する問題を理論的、実務的に教育・研究してきたのです。

現在では、職業意識と職業能力の基礎を築くべく、次世代を育てる人材を育成する幼児教育保育学科と教養に基づく職業人を育成するキャリア教養学科からなる短期大学へと展開しています。人間生活を中心とした教育・研究という伝統がしっかり根づいているからこそ、二学科へと収斂することができたと考えています。

このように、人間科学部も常磐短期大学も人間生活に生起する問題をそれぞれの研究者の専門分野から研究・教育してきました。いわば学際的な研究であり、教育です。これは研究についてはそれぞれの研究者の専門分野の協働であり、学生にとっては問題解決のための学びの統一であるはずです。

この学際的な研究、教育には二つの前提があると思います。第一に、学際的な研究は異なる自立した専門分野を前提とするコラボレーション（協働）であるということです。第二に、これに参加する研究者の問題意識と設定された問題は立場が違っているととも共有されており、研究者は自らの専門と立場にしっかり基づきながらもこれに拘泥せず、開かれたマインドで協働して問題解決に向かうということです。

同様に、学生も何らかしらの専門性を身につける学習をしなければならないのですが、学際性を考えた場合、これにとどまるわけにはいきません。現実が生起する問題に対して様々な専門の立場から解決に向かい、そのなかで問題意識を深めていくことが求められるからです。

今までの『人間科学』のように、学際的な問題領域を専門的な分野から扱った論文に加えて、さらに学際的な問題領域を特集テーマとした専門的論文集、あるいは、異なる専門分野の研究者の共同研究を基にした共同論文や個人論文が学際性を謳う人間科学部の紀

要に期待されるのではないかと思います。『人間科学』に集う研究者集団のさらなる問題意識の深まりと一層の問題設定力が社会から期待されていると思います。この点からも同様な方向を歩いている短大の教員も含めた学内における研究者の自発的な研究、交流の機会が求められ、このための学内学会が必要とされると考えています。

当然、学生にも学びつつ研究するものとして現実の生活から生起する問題を設定するだけの問題意識と問題設定能力が専門の学習とともに求められています。大学や短大はこれに向けて協力して研究する能力と機会を提供する必要があると考えます。このようなそれなりの専門と協働を前提とする課題解決型の授業とこれを発表する「人間科学学生論文集」の発行などが25周年を契機として構想されると、学生にも学習上の目的と目標がはっきりするのではないかと思います。

当然、人間科学部と同様な研究・教育領域を展開させてきた短期大学の学生もこの授業と論文集に参加させてもらいたいものです。実際は2年間という短い学びの期間しかありませんので、これへの参加はなかなか困難であるとは思いますが、参加の機会が開かれていることは彼らにとっても刺激と励みと学生としての誇りになると思います。

グローバル化、情報化のなかで個人化した社会が展開していることにより学際性がさらに求められるようになった時代、今後25年も『人間科学』への社会からの期待はさらに高まっていくことと思います。人間科学部紀要のますますのご発展を祈念しております。

## 人間科学への歩み

伊田 政司

紀要『人間科学』は本号で27巻を数えることとなった。昨年(2008年)には開学以来3度目の改組にともない人間科学部に新たに健康栄養学科が加わり、学部創設当初からの構想であった文理融合した総合的な学部体系に向けて新たな歩みを進めることとなった。また人間科学部のルーツをたどれば本年は丁度100周年にあたる。このような記念すべき時に『人間科学』の歩みを記す機会を与えられたことは感慨深くまた望外の喜びである。

本学が人間科学部単一学部の大学として発足した当時人間科学という名称を冠した学部はきわめて少数であった。人間科学という学問体系が完成していたわけではなく、学部内においてもその理解の仕方はさまざまであった。創刊号(1984年1月刊行)には初代学長を務められた(故)市村正二氏による巻頭言が寄せられている。開学にあたり、「従来の高等教育における学問研究および教育の在り方を厳しく反省し」、新しい世紀にふさわしい大学のあり方を世に問うものとして人間科学部が設立されたとの決意が述べられている。現代におけるあらゆる問題は「究極のところ人間そのもの」に深く関わっており、これには従来の学問的立場や方法を超えてとりくまなければならないことを指摘されている。紆余曲折やさまざまな克服すべき困難があることは予想されていたが、この試みから新たな学問領域が生まれることを予見されていた。

伝統的な学問体系は細分化の道を深めている。その一方で、さまざまな出来事は学問体系の都合にそって生じているわけではないから、それらを理解するためには専門的学問分野の研究教育体系(ディシプリン)を飛び越える試みが求められる。このような学際・学融的な交流によって各領域は深みを極め、新しい学問

体系を生み出しながら進歩進展している。人間科学は特に「人間」に注目し、これを中心として既存の学問体系に新たな視点をもたらすことを意図したものだと思う。このことから本紀要が『人間諸科学』ではなく『人間科学』と名付けられた理由を了解することができる。実際、市村氏が予見されていたように、新しい学際・学融的学問領域が人間科学部から誕生してきている。学問の本筋において人間的条件が深く関わる課題を探求し続けた成果であると思う。

紀要『人間科学』は編集委員会の尽力により第26巻1号(2008年度刊行)より従来の紙媒体による発行とともに、電子化されたバージョンも発行される運びとなった。既刊分についても電子版による公開の承諾の得られた論文について順次電子化の作業が進められている。紙媒体にとられないさまざまな試みを実践しうる環境へ一歩前進したと言えよう。

さて、ここであらためて紀要『人間科学』に発表された論文のタイトルを振り返ってみると、たとえば、草創期に定期的に開催されていた「人間科学シンポジウム」における討論のように人間科学そのものの在り方を問う論考は少なくなり、むしろ個別専門的な論文の占める割合が高くなっている。特に人間科学の教育に関わる論文は少ないように思われる。個別専門的な学問研究の重要性はそれ自体いささかも揺らぐところではなく紀要『人間科学』は広く本学部における研究成果を発表する場でもあるが、『人間科学』にふさわしい人間を巡る新たな視点や創造的な教育に関わる論考を期待していきたい。

## 『人間科学』創刊の頃

柄澤 行雄

1983年春。小さな芽を出したばかりの人間科学部  
いや常磐大学は、その葉を広げ、幹枝を伸ばしてい  
かなければならなかった。その芽は、やがて多くの人  
たちから愛でられ、雨風や暑さ寒さに耐えられる大  
樹として育つことを誓った。しかし、ゼロから出発  
した人間科学部は既存の大学・学部がもつ枝葉は  
ひとつもなかった。なんとか、幼くてもいいから  
人から目をひいてもらえるように、あるいは「こ  
こにこんな木がありますよ」と言えるように木づく  
ろい・身支度をしなければならなかった。そのた  
めの必要なことは、自らの体力をつけ、その力  
を形として示すことであった。力をつけるのは大  
学の学生・教職員の学習・研究・教育とそれを支  
援する業務であり、それらを形と示す一つとし  
て教員の研究成果がある。

人間科学部の「顔」を創りたい。こうした想いは  
大学発足時に結集した二十数名の教員の誰もが共  
有するものであったと思う。その「顔づくり」の  
具体的な方策の一つが大学・学部等がもつ研究紀  
要であった。大学や学部で教員の研究成果を公に  
し、社会に発信するという事は昔も今もごく当  
たり前のことである。誰が提案するともなく、  
いや誰かが提案したのは間違いないし、いろ  
んな下ごしらえがあったことも間違いないだ  
ろうが、それは忘れた。大学発足後の間もない  
教授会の総意で学部の研究紀要の発行が決ま  
った。その仕事をする紀要編集委員会が発足  
し、さっそく紀要づくりが始まり、私もその  
一員となった。

しかし、新設大学の特徴として学部の教員  
構成は教員経験のない若手教員と年輩教員  
の二層からなっており、大学運営の実務は  
大学での経験の少ない若手教員が五里霧  
中の中で手探りで行なうというのが本学  
でも他にもれない実情であった。それは  
当然のように紀要

の刊行にも当てはまる。スタッフの面々が  
集まり、未経験・未熟なスタッフが雁首  
つき合わせて論文集としての内容の充  
実とその体裁をどう整えるかを真剣に  
議論した記憶がある。

前者については、日本で三番目の新  
しい人間科学部という学際的な学部な  
のだから、特定の領域や主題に絞った  
論集にしないで、人間科学部を構成す  
る多様な教員の多様な研究を集めて  
編集することで、そこから新しい常  
磐の人間科学を社会にアピールしてい  
こう方針が確認された。それは、異論  
もあるだろうが、当時としてもまた  
今で現実的な選択でもあったと思う。

後者については、この紀要の創刊時  
のエピソードとして記憶の一端にとど  
めてともらうためにぜひ書き残してお  
きたいことをいくつか。

版型は現在のようにB5版横組みにす  
ることがすんなり決まった。それが当  
時の大学紀要の一般的スタイルだっ  
たこともあっただろう。あとは私の  
個人なこだわりとなるのであるが、  
せっかく「常磐の顔」とする紀要を  
どう化粧して世に見せるかという大  
きな課題であった。木の枝ぶりであ  
る。その枝ぶりの見せ方には二つあ  
った。

ひとつ。私は執筆した教員の論文の  
幹にある学問的価値だけではなく、葉  
や枝にある息吹を読者のページをめ  
くる指先を通して感じてもらえる紀  
要を作りたい。私はそれまでの経験  
からページをめくる度に感じるあの  
デコボコした印字の感触（手触り）  
から伝わる執筆者の意思と情念を  
なんとなく読みとっていたのだら  
う。そんな思いを自ら編集する新  
しい紀要で実現しようと思った。  
それは活版印刷である。しかし、  
当時の印刷業界は活版印刷から  
オフセット印刷に大方が移行して  
いた。水戸でも活版印刷をする業  
者はなか

った。さいわい常磐学園と長い関係がある常磐プリント（現 常磐総合印刷）の当時の社長高野会次さんの尽力により筑波にある印刷組合の工場で活版印刷ができるということで、一つの課題はクリアーできた。

ふたつ。化粧の仕上げである。しかしそれは化粧ではすまなかった。ことは簡単な話である。表紙のデザインとレイアウト。今の『人間科学』の表紙と裏表紙のデザインは創刊第1巻第1号と変わらない。しかし、そこにもエピソードがある。まず大きなエピソード。紀要の裏表紙を英文表記にすることには一般の例にならって異論はなかった。しかし、そこで大きな問題に直面したのである。紀要の誌名は学部名をそのままとって『人間科学』となっていたが、それ、つまり常磐の人間科学をどのように英文として表記するかという問題が提起されたのである。人間科学部を faculty of human sciences とするか faculty of human science とするか、はたまた faculty of humanity とするか。これに決着がつくまでは何度も教授会で議論されたが、結果的には human science の寄せ集めでない単数形の human science となったのであるが、そこには常磐で新しい人間科学を創ろうとする教授会の意気込みがあった。

化粧のもう一つは表紙の体裁をどうするか。木の姿を見た時にハッとさせるための演出である。そこで考えたのが、平板的な全角の活字を並べた字面でできあがる素っ気ない表紙デザインではなく、今の『人間科学』の表紙のタイトル字体と掲載論文名を右下にずらして配置するというデザインである。その是非はともかく、それは創刊号よりこの25年間変わらないでいる。ところが、その『人間科学』のタイトル字体について、こんなエピソードがある。紀要は当初から1年二回つまり1巻2号ずつ発行することを決まりとして編集していた。編集委員会はその計画通りに作業を進めていたが、予定取通りにはいかない。その中で、創刊号が教授会に約束した期日に発刊が間に合わない事態が起こったのである。その理由は、『人間科学』というタイトル字体であった。私が葉ぶりと見た目をよくしようと想着て印刷屋に頼んだ字体は縦長の扁平文字で普通の活字にはないものだった。しかし、それが出来上がるのを待っていては、教授会に約束した期日

には発行が間にあわない。しかし、なんとか約束の教授会の日の席上には『人間科学』を届けたい。そこで思いついたのが。平版の20号活字で表紙を組んでもらい印刷製本してもらうことだった。その体裁になる『人間科学』の創刊号は予定通り教授会の席に配られ、数日後に現在の表紙デザインになる『人間科学』が生まれた。

そんな『人間科学』が25年の雨嵐の中で芽を伸ばし、幹と枝葉を必死にひろげようとしている。

## 紀要『人間科学』25年のあゆみについて個人的に思うこと

三澤 進

人間科学部に長年在籍するということから、紀要『人間科学』の25年のあゆみについて何か書くようにとの依頼があり、大きな貢献もしていない自分が適任か迷うところもあったが、開学時から在籍されていたりしゃる先生方も随分少なくなり、記念すべき第1巻1号に書評を掲載させて頂いていることもあり、お引受けすることにした。

まず、今改めて第1巻1号を手にしてみると、実際にはそのような経験をしたことはないのであるが、何かタイムカプセルを開けるときのこのような気分になるのではないかと思うような気分になる。それは、個人的なことになってしまうが、当時の理系の自分が、学部名に科学の名は入っていても文系大学の本学でどのような方向で研究を進めていこうかと模索し、それなりに歩み始めようとするときの思いがその書評に反映されていて、その当時の思いと向き合わねばならないように思えるからである。

私は、この号に、編集委員の常木暎生先生（現関西大学）や柄澤行雄先生からの書評を書くようにとの依頼で、H.ハーケン著、牧島邦夫、小森尚志共訳『協同現象の数理』－物理・生物・化学系における自律形成－についての書評を載せて頂いた。紀要『人間科学』の創刊に当たっても、両先生が中心的な役割を果たされていたことがうかがえるが、このときまでの自分の研究分野といえば、低次元物質系の相転移、混合原子価転移、近藤効果、超伝導など、物性基礎論、量子統計物理学、多体問題、低温物理学に属する分野であって、およそ、人間科学とは縁のない分野であった。そこで、人間科学部に在籍することになったからには、少なからず興味は持っていた生命系の現象や社会現象も扱える可能性もある非平衡統計物理学というものを学んで

みようと思っていたのである。その中でもハーケンのシナジェティックスという理論的枠組みに興味を持って、協同現象の数理という本で勉強を開始していたので、この本についての書評を書かせて頂いた。そして、その文末に、「本書で述べられている手法（シナジェティックス）は強力であり、社会学や人間科学でも、実験、調査の結果の分析をするだけでなく、それらの結果を再現するようなモデルをつくり、この種の解析をすることが期待される（以下省略）」というようなことを書いたのである。しかし、その後、自分の本来の専門分野である物理学の分野で高温超伝導体が発見され、まさにフィーバーとなり、この分野が主戦場である自分としては、参戦しないわけにはいかず、その分、非平衡系の分野の研究は頓挫してしまった。現在、「実験、調査の結果の分析をする」方の統計学を生かす方向だけでなく、この非平衡系分野や複雑系の分野に再び挑んでいて、自分への課題だと思い日々努力を続けている次第である。最近、大学院生の学位論文を通して、前述のシナジェティックスも含めた「自己組織化理論」が社会学、社会システム論で社会の構造変動の説明に用いられていることを知り、非常に感銘を受けた。自分としては、文系への応用では、社会や会社などの組織がどうすれば組織力の強いものになるかの説明に使える位にしか思っていなかったもので、このように学問的にも有用性が高くしっくりした形で導入されていることを知り、大変驚くとともに、やはり、学問の面白さは当事者になってみないとなかなか味わえないものであると思ったのである。

紀要『人間科学』の第1巻1号には、第1回「人間科学シンポジウム」の報告も載っている。本学が人間科学部のみで開学した時期は、「情報科学」のように

新しい学問分野としての「人間科学」を創り上げていくという気負いと期待や不安が教員の間に満ちていたことを思い出す。まだ「人間科学」という名称があまり知られておらず、学生の募集や就職活動の上からも、何とかして知名度をあげたいと皆思っていた時期でもあった。紀要『人間科学』は、単に本学部教員の研究発表の場を提供するだけでなく、シンポジウム等の報告を掲載するというを通して、学問、教育実践としての「人間科学」のあり方を検討していく場を提供する役割を担ってきたといえよう。これも個人的なことになってしまうが、私も「常磐大学創立10周年記念シンポジウム」で、自然科学分野からの学問的構想と教育実践の報告を行ったときに、「他大学でも人間ということばを含む学部が増えつつあるので、大きなうねりをつくり、本学も乗ってアピールしていったらどうか」というような発言したのを覚えていて、報告が第12巻2号に掲載されている。現在では、「人間」を標榜する学部学科を持つ大学の数も増え、もはや普通によくある学部学科名でさえある。内容の方は、人文科学的なもの、総合科学的なもの、健康やスポーツ科学的なもの等様々である。しかし、現在までの動きをみると、人間科学という新しい学問ができたという印象はない。むしろ、上記のように、広い意味でいえば人間に関わる分野を総合的に捉える分野であり、狭い分野でいえば昔ながらの人文社会分野の人間諸科学というのが実情であるように感じられる。しかし、このようなこととは別に、何か、他の学問分野の人間科学化といった動きが感じられるように思うのである。例えば、物理学分野では、複雑系のネットワークについての理論が流行っているし、学会発表でも「ブログにおける人間の集団振る舞い」や「市町村人口分布の時間的変化の特徴」といった一瞬どこの学会にきているのかわからなくなるような内容の発表も少なくなってきた。これは、物理学や工学分野において、純粋な本来の研究分野で興味深い研究対象が少なくなってきたこともあるかもしれないが、やはり人間が研究していく学問は、多かれ少なかれ人間に結びついていく宿命を負っているのかもしれないし、またそのような研究が少しずつ可能になってきているともいえる。このような動きがあっても興味の持

ち方や手法はかなり異なるものであって、すぐに異なる素性のものが相まみれて同じ土俵の上で相撲をとることにはならないと思うが、他の分野の知見が及ぼすインパクトが今後更に大きくなる可能性もある。

一方、紀要『人間科学』の編集に携わった経験としては、第18巻から第20巻に相当する期間に編集委員や編集委員長を務めさせて頂いている。この期間に自分がした主な仕事は、それまで表紙の裏が空白だったのを執筆要綱や編集規定を載せておくことを提案し実現したこと位であった。それよりも、この期間に編集事務を担当されていた教員や事務の方々、非常に精力的に編集活動をされていたことが印象に残っている。「人間科学」の刊行が今日も続いているのは、もちろん、投稿された人々に負うところも大きいのだが、編集に携わってこられた多くの人々の功績も忘れないようにしたい。

紀要『人間科学』についての理系研究者の個人的な思いということで、かなり偏ったことを書いてしまっただが、紀要『人間科学』の更なる発展を願うものである。

## 「査読」について思うこと

奥山 眞知

十年近く前の、紀要編集委員だった時、査読の導入について当時の紀要編集委員会で検討したことがあった。現在、このことが再度検討されていると聞き、またこの原稿は「紀要にかかわることで何か…」ということであったため、「査読」について当時議論されたこと、今考えていることの一端について書いてみたいと思う。

結論からいえば、そのときの委員会では、何回かその可能性について意見を交換した結果、結局査読導入を見送ることになったのであった。それは、導入に伴う様々な問題がクリアされる見通しがなく、現実的には導入が困難であるという結論に至ったためである。記憶が正確ではない部分もあるが、ざっと次のような問題点が指摘された。第一に、査読者を誰が決め、依頼するのか（原稿執筆者か、編集委員会か）、第二に、学内（学部内）に査読をする適任者がいない場合はどうするのか（学外の査読者も想定するのか）、第三に、査読の時間の確保の問題、第四に、査読者の匿名性の確保の問題、第五に、査読者の労力への報酬などの問題である。

第一の問題については、原稿執筆者が依頼するとなると、審査の匿名性、公正な審査という点で難があるため、この点については編集委員会が決めるべきという議論であったように思う。第二の問題は、〇〇学という点では同じ専門分野であったとしても、その原稿の内容を的確に評価できるとは限らないため、査読をする資格があるとは必ずしもいえないということ、しかもこれは現実的に非常に起こりそうだとしたことであった。また逆に、専門領域が極めて近い場合には、本学においては同一分野での専門の人が少ないために逆に査読者が特定され、誰が査読者になったかが

容易に想定されてしまう。そうなるとこんどは、審査の匿名性という点で、問題がでてくることになり、これも問題だということになった。それならば学外の人に依頼するというのも想定されるが、これにも問題が残る。まず、第一の問題同様、査読依頼は執筆者経由とはいかないため編集委員会が行うということになるが、しかしそうすると編集委員に学外に査読者を探し依頼するという新たな負担が増え、これはとても困難だろうということになった。また、学外の査読者となると査読料を支払うことも検討しなければならないが、そうした予算がないということも指摘された。第三の時間の問題は、年二回の刊行体制のもとで、査読の時間を一定程度確保することは極めて厳しいという判断であった。十数年前は、原稿の締め切りが大幅に遅れても受け付けるということが習慣化しており、そのために、早く原稿を出した人が実質的に不利益を被るということがあり、こうした状況を是正すべく締め切り日の遵守にむけて申し込み締め切りと原稿の締め切りを近づける等の改善策によって、ようやく日程通りの行程が軌道にのりつつある時期であった。そうした背景もあり、ここに新たに「査読」のための日程を組み込むことは現実的には難しい状況にあった。第四の問題は、第一および第二の問題との関連で疑問視されたことはすでに述べた通りである。第五の査読料の問題は、査読の労力を考えると一定の報酬が支払われるべきであるが、その予算が制度化されてはなかった。学会誌の査読では査読料はないということも指摘されたが、学会誌の場合は依頼を引き受けるか断るかの判断が依頼された側にまかされていること、またかなり専門に近い原稿の審査となるため査読者にも「勉強」になるということもあり、同列に比較できないこ

とが指摘された。

以上のように、どれも査読制度を導入するにはまだハードルがあるということで見送られた訳である。今あらためて考えてみると、査読には上記に記したこと以外にもう一つ重要な意味があると思われ、その観点からも導入の実現可能性および検討が必要であると思う。

それは、「査読」は、単に掲載を可とするか不可とするかというだけではなく、査読者の任務には、内容についてコメントし、より高い完成度の原稿になるには「掲載可」であっても、——「不可」であればなおさら——どこに問題があるのか、何が足りないのかというような点について指摘するということが含まれており、査読の意味というのは、むしろ後者の方にあるのではないかということである。従って、査読者には、或る意味で執筆者以上にその分野での見識があることが求められる。原稿の内容の分野について十分な知識、見識がない人は、適切な評価やコメントをすることはできない。逆にいえば、執筆者は適切な査読者を得ることによって、内容をさらに良いもの書き直す（または再度挑戦する）機会を得ることができるが、査読者が不適格な場合は、評価そのものの妥当性もさることながら、内容の完成度をあげていく機会からも取り残されることになるであろう。そう考えると、「査読」を意味あるものにできるかどうかは、査読者にかかっているのかもしれない。

学会誌の査読では、原稿は、コメントとともに掲載についての段階的條件が付与されて返却される。それらの条件を一定の時間をかけてクリアすることで再度審査の対象となり、掲載へと至る途がとられる。執筆者にとって有り難いのは、「査読」の結果それ自体よりも、「査読」によって得られる有益なコメントであると思う。そのコメントに応えることを通して欠点や弱点を知りそれを補うことができるからである。紀要の場合は、教員の分野も多岐にわたり、また投稿原稿数が少なく原稿の「貯蓄」がないので、学会誌の場合とは違って人的資源の点からも日程上からも難しいかもしれないが、査読が査読として機能するためには、的確で良心的な査読者の確保と査読を活かして書き直すことが可能であるような循環があることが重要であるように思う。

## 人間科学の変容

長谷川幸一

我が国における「人間科学」(human sciences)に関する学問的営為は、著作としては、(私の知る限りでは)1951年に出版された「思想の科学研究会」(青山秀夫・岡本太郎・南博他)編『人間科学の事典』(河出書房)、大学制度としては、1972年創設の大阪大学人間科学部人間科学科によって始まった。常磐大学人間科学部は、1983年4月、日本で3番目の人間科学部として誕生し、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第1巻1号は1984年1月に刊行された。常磐大学人間科学部は、我が国ではそれまであまり馴染みのない学問分野であった「人間科学」を担う先駆者としての自負をもち、1983年から1995年までの間に、計6回の「人間科学シンポジウム」を開催した。それぞれのシンポジウムについては、これまでの『人間科学』によって、そのテーマと内容を知ることができる。

第1回「人間科学の成立に向けて」(第1巻1号, 1984)、第2回「地域メディアの課題と展望」(第1巻2号, 1984)、第3回「なぜ、そしていかなる人間科学を」(第3巻1号, 1985)、第4回「自然科学と人間科学」(第4巻1号, 1987)、第5回「人間科学の確立に向けて」(第8巻2号, 1991)、常磐大学創立10周年記念シンポジウム「常磐大学における人間科学—その学問的構想と教育実践の接点を求めて—」(第12巻2号, 1995)。

常磐大学人間科学部が誕生してから5年後の1988年4月に人間科学部組織管理学科に専任講師として着任した私は、残念ながら、さぞかし熱気を帯びていたに違いない第1回から第4回までのシンポジウムに参加することができなかった。そういう理由もあってか、着任当時の私にとって、「人間科学」はとらえどころの無い厄介な対象であり、「人間科学とは何か」といった議論は、できる限り避けて通りたい類のものだった。

た。そもそも、大学院を出たばかりで教歴のない私が最優先すべき課題は、自分が担当することになった「組織論」の講義の準備であった。また、当時の私にとってのもうひとつの重要な関心は、これもまた、一般的には馴染みのない学科名称である「組織管理学科」の学問的内容を把握し、学生に分かり易く説明する、ということにあった。ただ他方では、「組織論」や「組織管理学科」の内容について考えるという作業を進めていくにしたがって、それらが「人間科学」の体系の中で何処に位置づけられるべきものなのか、という問いに突き当たらざるをえなかったことも事実である。当時「組織管理学科」に所属していた教員と学生にとって、この問題は共通の課題であり、ことあるごとにこの点について話し合ったのを覚えている。しかし、多くの場合、議論は空転するばかりだった。そもそも、「組織管理学科」と「人間科学部」との間の関連を明確にするといっても、「人間科学」という科学の内容がわからないのだから、それは当然の帰結であった。

そこで、私は「人間科学」と題されたいくつかの著作や大阪大学人間科学部の紀要などにあたり、何とか人間科学に関する概略的な知識を得ようと試みた。しかし、「人間科学」と題された著作や論文の内容は多種多様であり、それらの間に共通項を見つけることは難しいと感じた。ただ、社会学研究科出身の私にとって、徳永恂氏の「人間科学とは何だろうか」における人間科学の概要についての解説は理解しやすく、その後、私はそれを拠り所として、いくつかの著作を読み進めることになった。それらの著作の中で、私にとって最も重要な意味を持ったのは、ピアジェの『人間科学序説』である。周知の通り、ピアジェは構造主義の立場に立ち発生的認識論を展開したが、かれはその著作の

冒頭で「人間諸科学と社会諸科学とは区別できない」と述べている。ヴェーバーの「社会科学方法論」とルーマンの「社会システム理論」を研究対象としていた私にとって、ピアジェのこの言葉は「人間科学」について考えるうえでの重要な手がかりとなり、1993年から2001年にかけて『人間科学』には「社会科学と人間科学」と題する一連の論文を投稿した。当時の私の問題関心は、「社会科学」と「自然科学」との方法論的異同という点にあり、それとの関連で「人間科学」の学問的特質について考えてみようとしたのである。

「人間科学」をどのような観点から論ずるのか。それは論者によって様々であるが、一般的な傾向としてみると、1970年代から90年代にかけて、我が国では「心理学」もしくは「行動科学」との関連で、「人間科学」にアプローチする議論が多かったように思う。ただ、慶應義塾大学人間科学フォーラム（編）『人間生命を考える』（1985）のように、現在のわれわれの問題関心を先取りし、「生命倫理」の観点から「人間科学」にアプローチしようとしたものや、丸山高司『人間科学の方法論争』（1985）のように哲学との関連で「人間科学」を論じた著作もあるので、1990年代まで、我が国の「人間科学」に関する議論はすべて「心理学」との関連で展開された、というわけではない。しかし、それにもかかわらず、一般的な議論の方向としてみた場合、そしてまた大部分の研究者の漠然としたイメージとしては、「人間科学」≒「心理学」が成立していたように思う。

しかし、2000年代に入り、「人間科学」をめぐる議論にはいくつかの重要な変化がみられるようになった。そのひとつは、養老孟司『人間科学』（筑摩書房、2002）に象徴されるように、脳科学との関連で「人間科学」にアプローチしようとする試みが行われていることである。玉川大学21世紀COEプログラム「全人的人間科学プログラム」も、人間の脳のメカニズムの解明を「人間科学」の中核的な学問的営為と位置づけた研究であり、分子生物学、神経生理学、計算理論、言語・認知発達心理学、生命観哲学など、多様な分野の学際的な結合によって人間の解明を目指している（この点については、玉川大学「全人的人間科学プログラム」に関するサイト <http://www.tamagawa.ac.jp/coe/> を参

照した）。また、2006年5月に設立された「総合人間学会」の第3回研究大会（2008年6月）では、「生命倫理を考える—人体はどこまで操作できるのか」と題するシンポジウムが開催され、個別科学の領域を超えたきわめて刺激的な討論が行われた。そしてさらに、2007年から刊行が始まった大澤真幸・大平健他（編集）による7巻から成るシリーズ『ヒトの科学』（The Science of Man）では、生命科学、情報科学、脳科学、認知科学などの諸科学の飛躍的な発展に伴い、伝統的な人間観が大きく揺らいでいるという基本認識に基づき、機械と人間との関係、動物と人間との関係を改めて問い直すという試みが行われている。

我が国における「人間科学」をめぐる議論は、今後しばらくの間、以上のような方向に向かって展開されていくと考えられる。われわれが、常磐大学人間科学部の『人間科学』をより価値あるものとするためには、現代的な「問題」の焦点を見極め、その問題に対処するために必要な方法を探究するという共通認識をもち、「人間科学」の社会的存在意義を問い続けることが必要であろう。

#### 参考文献

- 中島・井上・友田（編）『人間科学への招待』有斐閣、1992。  
三井宏隆『スタディーズ人間科学』ブレーン出版、2008。  
徳永恂「人間科学とは何だろうか」大阪大学人間科学部『紀要』第15巻、1-19頁、1989。  
J.ピアジェ『人間科学序説』波多野完治訳、岩波書店、1976。  
慶應義塾大学文学部人間科学フォーラム（編）『人間生命を考える』慶應通信、1985。  
丸山高司『人間科学の方法論争』勁草書房、1985。  
養老孟司『人間科学』筑摩書房、2002。  
滝内・田畑（編）『人間科学の新展開』ミネルヴァ書房、2005。  
小林直樹（編）『総合人間学の試み』学文社、2006。  
大澤・大平他（編）『シリーズ ヒトの科学』（全6巻・別巻1）岩波書店、2007～。

## 紀要『人間科学』25年のあゆみに寄せて

千葉 茂

今回紀要『人間科学』発刊25周年を迎えるということで、タイトルのような寄稿を求められましたが、私が人間科学部に所属したのは1年前なので、当学部の歴史も充分把握できておらず、また紀要『人間科学』への投稿歴もありません。そのようなことからまだ外側から見た人間科学部あるいは紀要『人間科学』であることをご容赦頂きたいと思います。

創刊号が1984年1月ということですが、常磐大学が人間科学部として開学したのは1983年4月ですから開学と同時に紀要編集委員会が発足して翌年1月には創刊に結びついたこととなります。大学によっては設立後数年経ってから紀要を刊行するところもありますので、人間科学部は設立当時の教員がいかに研究発表の場を求めていたか、というよりもおそらく紀要を発刊しなければ大学ではないという意識を持っていたのではないかということを知ることが出来ます。創刊号を拝見すると、錚々たる方々が紀要編集委員として名を連ねており、その気概が感じられます。

私が現常磐短期大学に就任した当時の紀要に関する思い出を述べてみたいと思います。就任1年目の夏に当時所属していた栄養研究室の小柳教授から「千葉君、キョウに書いてみるかね」と言われ、「キョウ？」と鸚鵡返しに答えたのを覚えています。まだ、「紀要」というものを知りませんでしたので、咄嗟に何のことか分からなかったのです。というのも「常磐学園短期大学研究紀要」（当時）は短大開設4年後の1970年12月に創刊号が出たのですが、1971年は刊行されず、まだ紀要が定着していない時期だったようです。従って創刊号を知らない私にとっては意味不明の言葉でした。今では当たり前に使われているこの“紀要”という難しい言葉が定着したのはなぜなのか、なぜ「〇〇大学研究報告」あるいは「〇〇大学学術論文集」ではなかったのか、いまだによく分かりません。卒業論文

を書いた経験はありましたが、この助手時代に紀要に書いたものが、私にとってはいわゆる学術論文のなものの書き方を教わった最初でした。そして研究活動らしきもののスタートでもありました。

雑誌を意味する Journal は学会誌が一般的ですが、その専門分野の論文が掲載されています。一方、大学の紀要は専門の学会誌とは異なり、様々な分野の論文が一同に会するという形でこちらのほうが本来の雑誌の意味を踏襲しているように思います。即ち紀要は学部の内容や広さが見えてくる重要な資料と言っていると思います。特に人間科学部という名称は他の学部に比べ、より多くの分野を包括できる学部名だと思われるので、今般他の学科と並列にするとやや異質と思われる健康栄養学科をも取り込めたと言えます。今後、健康栄養学科の教員からの寄稿も出てくることにより、紀要『人間科学』はさらに雑誌としての幅を広げていくことになると思います。

紀要の論文価値については、査読の厳しさの比較で通常の学会誌の論文とは異なると言われるますが、紀要『人間科学』が国立国会図書館の雑誌記事索引 (NDL-OPAC) や国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ (CiNii) に収録されているのは意義あることだと思います。学会誌への掲載は容易ではないことから、それぞれの研究を埋もれさせないためにも各大学で研究成果の発表の機会と場を提供するものとして紀要の刊行があるように思われます。紀要の利点の1つとしては活字にすることにより、自分(達)の現在の研究位置を知り、次に進む方向が見えてくることにあるように思います。今までもそれぞれの論文からさらに中央の学会において学術的発展をとげた発表があったことと思います。そして今後も紀要『人間科学』が教育・研究の場で、一層の活用の先駆けとなることを期待します。

## 紀要雑感「学問の誓約」

岩田 温

2009年4月10日。この日、常磐大学本部棟3階特別会議室では、2009年度第1回教学会議が開催された。この会議の席上、森山哲美副学長は「総合人間科学学会(常磐アカデミー)について」と題する報告をされた。教学会議資料によれば、この報告によって明らかにされたのは、2008年度常任理事会において総合人間科学学会(常磐アカデミー)の設置が承認されたこと、同学内学会の発足記念講演会が2009年7月下旬に予定されていること、そして同学内学会が次のような目的を掲げていることなどであった。その目的は第1に教職員であると学生であるとを問わず学内の研究者が自由に意見交換を行う場の拡張を図ること、第2に学内における生産的な研究活動の促進を図ること、であるとされた。この報告は早くも5日後には伊田政司人間科学部長によって人間科学部教授会に報告され、人間科学部専任教員すべての知るところとなった。

25年前の1984年1月31日。この日に『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』第1巻第1号は創刊された。当時の常磐大学の雰囲気は、森山哲美副学長が現在の学内の状況を見渡しながらかん中に感じておられるであろう雰囲気に似たものがあつたのではないだろうか。今は故人となられた市村正二初代学長が『紀要 人間科学』の創刊号に寄せられた巻頭言には、「これまでの高等教育における学問研究の在り方および教育の在り方を厳しく反省しながら、まもなく到来する21世紀にふさわしい大学の典型をとという自負のもとに人間科学部」が創設された経緯が記されている。人間科学が既成の学問の立場や研究方法に「こだわらない」新しい観点から人間そのものを模索する学問となることは、当時の教職員が学生諸君との間で交わり、社会に向けて宣言した「学問の誓約」というべきものであつ

たのではないだろうか。それが「10年後」あるいは「20年後」になるにせよ、誓約を交わしたからにはいつの日にか約束の地に立ち約束を果たさなければならない。そしてわれわれは今、「あの誓約から25年後」の地点に立っている。

常磐大学創設から10年。常磐大学には、あらゆる既成の学問に「こだわらない」新しい学問としての人間科学を求めるエネルギーが激しく燃え上がった。その火影は『紀要 人間科学』誌上にも「特集 人間科学シンポジウム」としてその残影を残している。創刊号に掲載された「第1回人間科学シンポジウム」のタイトルは「人間科学に向けて」であった。その「趣旨説明」には、「『人間科学』という学問としては比較的新しい研究領域を掲げた人間科学部にとって、その学問的な方向づけと申しますか、学部の学問的内容をどのように創っていったらよいのか、ということ是非常に重要な課題のひとつ」であり、「大学にとっては、その存立そのものに係わる基本的問題である」と記されている。

記念すべき第1回入学式が行われ、開学当時最大規模を誇っていた講義室で開催されたこのシンポジウムでは、登壇者が自らのものと自負する学問的アイデンティティを、たとえば国文学、教育学、独文学、心理学、刑事法学、と名乗りあつた。名乗ることで自分が依つて立つ既成の学問の立場と研究方法を示し、そのうえで、それらの立場や方法を乗り越えたところに成立するかも知れない人間科学を探求する試みがおこなわれた。個々の研究者が既成の学問の立場や研究方法にとじこもることなく、他の領域の研究者と自由闊達に交流し、他の領域で蓄積された知見と発想を取り込み、新しい学問の地平を切り拓く夢が、そこには込め

られていた。

このシンポジウムで特別討論を担当された諸澤英道現理事長は、人間科学が「総合科学」として発展していく可能性、人間科学が人間の「総合科学的研究」を通じて具体的な姿をあらわす可能性、について「総合的にもできるのではなくて、総合的にやらなければ意味がないということをぜひ申し上げたかったということでございます」と力強く語られた。ここで提起された「総合科学的研究」は、当然ながら研究を行う「実践」を含意している。それゆえ、1990年10月22日にM棟203教室で開催された第5回人間科学シンポジウム「人間科学の確立に向けて」のなかで、「総合化、統合化のための方法論がまだ形成されていない」点を指摘された中井浩教授（故人）の問題提起に対して、司会を担当された後藤和彦教授が後日『紀要 人間科学』第8巻2号に寄せられた一文のなかで次のように記されたことは今もって忘れがたい。

「総合、統合を問題の解明の中に模索していくしかないのではないだろうか。これは研究の実践の問題である。議論に終始するのではなく、具体的な問題を設定し、さまざまなディシプリンの研究者が加わったプロジェクトを組み、総合的あるいは統合的な『人間科学』が、いかなる対象の設定・把握と方法によって具体的に可能であるのか、まさに実践を重ねることが必要なのであろう。この研究の実践があってはじめて、前者の教育における『人間科学』の実践も実質的に支えられることになるのである。」

1994年6月1日。開学から10年を迎えたH棟大講義室では、「常磐大学創立10周年記念シンポジウム 常磐大学における人間科学—その学問的構想と教育実践の接点を求めて—」が開催された。このシンポジウムの模様は『紀要 人間科学』第12巻第2号に掲載された「特集 常磐大学創立10周年記念シンポジウム」で辿ることができる。そこでは、人間科学の探究が「教育における『人間科学』の実践」をどのように支えるか、人間科学部にふさわしい学部共通教育の姿は何かをめぐり、闊達な議論が展開された。まさにそのような議

論の自由闊達さ、オープンさは、一時期の常磐大学人間科学部が誇りとする文化であった。

教育実践を研究実践との繋がりの中で考え、議論し、互いに警告し合いながら、次の時代を切り拓きつつ時代の声にこたえる大学を創ろうとする姿勢が、当時の空気を支配していた。個々の意見に対する賛否の対立が問題なのではない。議論を継続することの価値を当時の空気の中から呼び戻し蘇らせることが常磐大学に集う者の、職制を超えた永遠の課題として、受け継がれることを願わずにはいられない。

あの日から15年の月日が経ち、今私たちは25年目の『紀要 人間科学』とともにある。プロジェクト研究の重要性に対する認識は、学内の共同研究を助成する研究助成制度に結実し、そこでの研究成果は『紀要 人間科学』誌上にも報告されてきた。2008年度からは研究報告よりも詳しい「研究ノート」等が『紀要 人間科学』に掲載されることとなった。また「総合的にやらなければ意味がない」という理念は、2008年4月から始まった読売新聞東京本社水戸支局との連携事業「連続市民講座」にも反映されている。2008年度は「地域社会の安心・安全・安定を考える」がテーマとされ、2009年度は「グローバルな危機における生活と環境の再生」がテーマとされている。いずれも統合的なテーマのもとで、特定の学問の立場や研究方法に「こだわらない」実践が展開されつつある。これらすべての活動の芽を育みそだててきた「学問の誓約」を次の世代に引き継いでいくのが、2009年度紀要編集委員会委員長としての、今の私の課題である。

## 日本昔話において結果の相違を引き起こす主体に関する考察 (2) — 自己に原因を帰属できる場合 —

永野 勇二  
Yuji Nagano

### Consideration about the subject participating in the difference in result in Japanese old tales (2) — in the case of one can belong to oneself for a cause —

In old tales of the next grandfather type, three causes are thought about to the subject participating in the difference in result. They are another person factor and a self-factor and those compound models. This paper is discussed about a self-factor type of old tales. The old tale of this type is distributed between two greatly. One is failure of the imitation, and the other is intention and non-intention. And more, tales of failure of the imitation are divided into careless, greed and the thing which ignored the procedure of the imitation. The old tales have the contents which give us real many meanings and implication. The author wants to perform various considerations about these problems. And want to examine these things about the human psychology that old tales show in detail.

#### はじめに

永野 (1988,1989) は、隣の爺型の昔話において、2人の爺が同一の行動を行うにも関わらず、一方が恵まれもう一方の爺が懲らしめられるのはなぜだろうという疑問から、「動機の純粹性」という軸を元に分析したものである。

また永野 (1992) では、昔話の中で罰を与える主体について考察したものであり、永野 (2005) では、その主体が他者である場合について考察した。そこでは、猿とか犬とかカメなどが罰を与える主体であり、「こがねの斧」の場合は神様であった。いずれも普通の動物というより、超自然的な力を兼ね備えている動物で

あった。有名な「花咲か爺」に出てくる犬は「ここ掘れ、わんわん」と言葉をしゃべるし、3つの場面で奇跡を現出させる。こういった特殊な能力を備えた動物や神様が直接現れる時、その人の良心が試されていると考えられる。こういったいずれの場合でも、心の素直な純朴な主人公が報われ、嘘をついたり真似をして儲けようとしたものが罰せられるという展開になっている。

また主体が不明なものもあったが、それも姿を現さない神的な存在の関与としか考えられない。「天ぶく地ぶく」や「取っく引っく」にはその辺の状態が現れていた。

本論では、永野(2005)に続いて、自分に原因があったものについて考察してみることにした。自分に原因があった場合を「自己要因」と呼ぶことにする。また永野(2005)における他者に原因を帰属できる場合は「他者要因」、この2つが混合された話を「複合要因」と呼ぶことにする。

本論においては、自己要因について考察してみるが、永野(1988)で分類したように、大きく2つに分けられる。「真似の失敗」と「意図性と非意図性」である。なお、最初の真似の失敗は3つに分けられると考えられる。「うっかり型」「欲張り型」「真似の手続きを無視したもの」である。まずはその3つから見ていきたい。

### 1. 真似の失敗

ここに分類できる昔話は、失敗した人物の行為が成功した人物の行為と異なるという点に、失敗の原因を帰属できるものである。つまり他者要因のように他者が罰を与える主体ではなく、本人が厳密に同一の行為を行っていないために罰を与えられた(失敗した)と考えられるのである。

#### 1) うっかり型

最初に岩手県江刺郡の「猿地藏」という話を挙げてみたい。柳田(1968)は以下のようにまとめている(旧字体は新字体に変えた。以下同)。

一、爺が蕎麦焼餅を昼弁当に持って山畑に行き草取りをして居ると、山から多くの猿が来て焼餅を取って食べてしまう。それを畑の真中に坐ったまま、黙って爺が見て居ると、

二、猿どもは、ここに地藏様がござる。こんな処に置き申してはもったいないから、川の向こうの御堂に守り申せと、めいめい手車を組んで爺を載せ、川を徒渉して行くのと囃し詞を唱へる。

猿べのこよごすとも

地藏べのこよごすな

三、是を聴いておかしかったけれども、じっと目を閉じて我慢して居ると、やがて対岸の山の御堂に担ぎ込んで上座にすえ、多くの猿が代る代る御賽銭を上げて、皆どこへか往ってしまう。あ

とで爺はその金を集めて、色々美しい着物などを買って家に還って来る。

四、隣の婆がやって来てそれを見て大そう羨み、早速自分の家の爺を勧めて真似をさせる。爺が蕎麦焼餅を持って山畑へ行き同じ事をする、同じ様に猿が来て手車に載せ、同じ囃し詞を唱へて川を渡る。

五、その文句があまりおかしいので、思わず吹出してしまって、川のまん中で眼をあけた。そうすると猿どもは驚き且つ怒り、手車の手を解いたから爺は水に流され、やっと川楊の枝につかまって助かって還って来る。

六、うちでは婆がそんな事とは知らず、今に美しい衣類を買って戻ると思い、古いのは皆焼いてしまって裸になって待って居る。そうして爺が濡れ鼠になって泣いて還るのを、あれあれおらが爺は歌をうたって来ると言った。

柳田(1968)は「だまそうと思ってそうしたのでもないのが、偶然に地藏様のように見えたので、無心の挙動が幸運の糸口に役立ったという、昔話の古風になった話し方と言ってもよい」と述べている。そして「勝手に弁当の焼餅を食わせて置いて、追い払おうともしなかったことが、先ず猿どもに好感を持たせたい」と言い、「そういう無頓着な浮世離れのした老翁なればこそ、猿に地藏とまちがえられたの」ではないかと言う。また佐竹(1973)は「おとなしさも、お人よしも、ここまでくれば、ほとんど即神成仏の感がある。いわゆる『仏のようなるまたうど』として、生きながら仏の待遇を受けたのも、もっともだといわなくてはならない」と述べている。

一見したところ、これら二人の爺の結果の違いは、最初の爺が笑いをこらえたのに対して後者の爺が思わず笑ってしまったという、その行為の差に帰着することも可能である。実際、笑わなかったらうまく行ったかもしれない。しかし他の視点から言えば、あそこで笑ったことが物語としても後者の爺にとっても必然であったのかもしれない。そうでないと物語自体が成り立たなくなるし、人生に対する何らの教訓も含蓄も与えないことになる。

柳田(1968)の次の言い方は、最初の爺について言い得て妙である。「単にその態度が淡泊であり飄逸であるために、不思議に天然の気になんて、一人だけ最も豊かに報いられた」。

なおこの「うっかり型」に入る話としては、地藏浄土(関、1978)がある。山形県新庄市の話であるが、途中まで同じ手続きを踏んでいたのに、笑ってしまい、鬼に見つかり、食べられてしまう。こちらの方は残酷である。

## 2) 欲張り型

ここでは先ず有名な「舌きり雀」(関偏、1956)を取り上げてみよう。石川県江沼郡の話である。

昔、爺と婆とがあった。爺は山へ柴刈りに行き、弁当を木の枝につけておいた。すると雀が来て弁当を食べてしまった。爺が弁当を開くと雀が寝ていた。爺は雀をとらえて「おちゃん、おちゃん」と呼んで大事に育てた。ある日婆は糊を煮てから、雀に「隣の猫に食べられんように番をしておれ」といって川へ洗濯に行った。雀は腹がへっていたので、その糊を食べてしまう。婆が帰ってきて糊のことを雀に聞くと、猫が食ったという。猫の口を見ると糊がついておらず、雀の舌にはついていて。そこで婆は雀の舌を切って放した。爺は帰って来て話を聞くと、あんまりかわいそうなので、歌をうたいながら捜しに行く。「おちゃん雀はどっちへ行った。舌切り雀はどっちへ行った。あれかわいやどっちへ行った」ずっと行くと牛洗いさまがおった。牛洗いさまは「牛を洗うた汁をおとと(父)のごき(御器)に十三ばい、かか(嬬)のごきに十三ばい飲むと教えてやる」といった。爺が飲むと、この下に馬洗いさまがおると教えた。また歌いながら行くと、馬洗いさまがいた。馬洗いさまは「馬を洗うた汁をとのごきに十三ばい、かかのごきに十三ばい飲むと教えてやる」といった。爺が飲むと、この下に菜洗いさまがおると教えた。またうたいながら行くと、菜洗いさまがいた。菜洗いさまは「菜を洗うた汁をかかのごき十三ばい、ととのごき十三ばい飲むと教えてやる」という。爺が飲むと、「この下へゆくと、でかい竹藪があるさかい、そこへ行くと赤い前掛をして、赤いたすきをか

けて、米をかっておるさかい」と教えた。そうして雀の家へ行くと、ご馳走をしてくれた。そして「重いつづらがええか、軽いつづらがええか」と聞いた。爺は年寄りだから軽いのをくれという。雀は家へ帰ってからひろげようという。家でひろげると大判小判がいっぱい出てくる。婆も雀の家へ行くと、せんち(厠)の板をお膳にし、垣根の木を箸にし、砂をままにしてくれた。帰りに「重いつづらがええか、軽いつづらがええか」と聞かれ、婆はよく婆で重いつづらをくれという。そして「見ないで家まで行け」と言われたのに、見なくなって垣根の後であけると、蛇や蝮や百足が出て来て婆を刺し殺してしまった。みんなもそんなによくはするな。

ここでは婆は爺のように途中の過程を踏まずに、いきなり異界と思われる雀の家へ行っている。異界へ入るステップを踏んでいないのであるが、同じ石川県の加賀市の話(関、1978)では、「じんじのとおりにしていった」とあるので、伝承の違いに過ぎないとも考えられる。また上述の江沼郡の話(また一般的に広く普及している「舌きり雀」)では、重いつづらと軽いつづらであるが、加賀市の場合、黒い箱と赤い箱になっており、「欲深さ」の介在する理由は見られない。加賀市の話では爺と婆の相違は、帰る途中で箱の中を見たか見ないかというところにしかないのである。話の展開からいくと、婆は欲のために雀の家へ行ったので、早く大判小判を見たいという欲深さゆえに失敗したとしか考えられない。これについては「見るなの禁」の話とともに後述する。河合(2003)によると、『「見るなの禁」に限らず、禁止を破るということは、世界の神話において一従って人類全般にとって一重要な意義をもつものである』と述べている。

一方、江沼郡の場合、先述したように異界へ入る手続きを踏んでいないことが考えられる。また爺にはご馳走をしたのに、婆には砂をごはんにしているのもおもしろい。最初から両者に対する待遇は違うのである。

ここに入る話としては、「鼠浄土」(関、1978)がある。それによると隣の爺は富を得ようとして、鼠の嫌いな猫の鳴き声を出す(最初の爺はしていない)。結果としてひどい目にあっている。尚、八戸地方の話(関、

1957) では、「人まねはするもんでない」と書いてあるが、この話では爺は人まねをして駄目になったのではなく、まねをするのに失敗してひどい目にあっただのである。従って正確に言えば、最初の爺と同じようにちゃんとまねをしたら、うまくいった可能性はある。ただ先述したが、それでは物語にならないのである。物語（昔話）には教訓と含蓄が含まれるのである。

### 3) 真似の手続きを無視したもの

ここに入るものは、竹伐り爺とか鳥呑爺という話である。これは真似の失敗の変形と考えられるだろう。うっかりしたのか、わざとしたのか分からないが、途中の手続きを無視して真似たつもりである。佐竹 (1973) は「正直爺婆が口から出まかせのでたらめを教えているという印象」のある例を挙げている。だから途中の過程を省いた理由としては、自分で勝手に省いた場合と、でたらめを教えられて省くことになった場合が考えられる。しかし前者の場合が圧倒的に多いようである。愛知県北設楽郡の「竹きり爺」(関、1956) を紹介してみよう。

ある日お爺さんが畑を耕していると、四十雀がとんで来て畝の柄にとまった。お爺さんはそれをつかまえ、一口にのんでしまった。ところが尻の穴から鳥の脚が出て来て、それを引っばると、腹の中で、

ちんちんくりくり

ぼんぼんくりくり

こまさらさら

と鳴った。家に帰って、お婆さんに相談すると、殿様の竹藪で竹を伐ってきて、それで風呂でも焚いたらなおるだろうといった。お爺さんが竹伐りに行くと、ちょうど殿さまが通り、「竹を伐るやつは何やつだ」ととがめた。お爺さんが「昔々の尻ひり爺だ」と答えると、「尻がひれるならひって見よ」といいました。そこでお爺さんは尻をまくり、鳥の脚を引っばると、

ちんちんくりくり

ぼんぼんくりくり

こまさらさら

と鳴りました。もう一回させると、また同じように鳴りました。殿さまは感心して、褒美をたくさんやり、

竹も望むだけ伐っていいといわれた。隣の欲深爺さんがこの話を聞き、殿さまの竹藪へ竹を伐りに行った。同じような問答があって、欲深爺さんは尻をまくって一生けんめいいいけんで見たが、尻は出ないでもっと汚いものが出た。殿さまは怒って刀を抜いで欲深爺さんの尻を斬った。欲深家の婆さんは、遠くから爺さんが尻を斬られて帰ってくるのを見て、褒美をもらって赤い馬に乗って来ると思って、家の中のぼろをすっかり竈にくべてしまった。

隣の爺さんは、鳥を呑むという手続きを行っていないのに、殿さまの前へ出て行く。これが失敗の決定的原因である。恐らく尻をひって褒美をもらったということだけを聞いて、途中の経過を聞いていなかったのであろう。

鳥呑爺型に入る新潟県南魚沼郡の「歌うたい爺」(関、1978) では、よい爺には「緩チューチュー コヤチューチュー 錦サラサラ五葉の松 食べて申せばビビラビーン」と鳴く鳥が来て、あやまって吞んでしまう。そして鳥の言うとおりにして、殿さまに褒美をもらう。一方、隣の悪い爺が仕事をしないで鳥の来るのを待っていると、「フックラフ キンタマキ」と鳴く鳥がやって来る。爺はおもしろい鳥が来たと思って、無理にその鳥を吞んでしまう。ここでは隣の爺は何も不思議に思わず、違う鳴き方の鳥を吞んでしまうのである。そして無理に鳴かせようとして失敗する。最初の爺は「鳥の言うとおりに」しているのであるが、隣の爺はその手続きを真似ていないのである。ところで関 (1978) によると、広島県広島市 (旧安佐郡) の同型の話では、隣の婆が何を食っていったかとたずねると、「米を一升、粉一升、麦ぬかを一升食うていった」と教えられ、その通りにして爺をやるが、失敗して手打ちになる。また岡山県阿哲郡の話では、「隣の意地悪爺が一部始終を教えてもらってまねる。殿の頭の上で爺は糞をする。爺は切り殺される」となっている。これら二つの話は真似をしたのに、失敗したことになる。佐竹の言うように、最初の爺がでたらめを言った可能性も否定できないが、自然に考えると、良い爺と悪い爺や意地悪爺との比較で、日ごろからの行いが結果に相違を及ぼした可能性が強いと考える。い

わゆる因果思想である。昔話にはこの影響が濃厚である。また隣の爺は欲のために行動するという点で、最初の爺の自然なふるまいとは既にして異なっていると考えることもできる。

## 2. 意図性と非意図性

人間心理のメカニズムとして、意図して何かをしようとすればするほどうまくできないというものがある。かえって意図せずになるがままに任せておけば、事はもっとスムーズに流れる場合がよくある。そのような心理を知ってか、「力むな」とか「平常心」、「急がば廻れ」などの表現が多々ある。大事なことをする場合に普段の実力を発揮できないのもこの意図性のためであると考えられる。ここではまず、山形県新庄市の「瘤とり」(関、1978)を見てみよう。

昔々あるところに爺と婆がいた。とても勤勉な爺で、朝土間を掃いていた。すると豆が一粒転がってきた。見事な豆だったので拾おうとすると、それはコロコロ転がって、鼠の穴へ入ってしまう。爺はもったいなくて追いかけて行き、鼠の穴へ入って行く。ずっと追って行くと暗くなってきて、そこにお宮があった。爺は疲れていたの、そこで眠る。夜中にズドンズドンと何かがやって来た音がする。爺は怖くて震えていた。すると西から南から北から天狗がやって来た。爺には大きな瘤があった。それを砂にくっつけるようにして板敷の下から天狗の踊りを見ていた。

天狗 天狗 八天狗  
おれと天狗で九天狗  
シチャのトラが来ねうちは  
なんだか拍子あそろわねちゃ  
スットン スットン それーそれ

爺はおもしろそうで、黙っていられなくなって出て来て、瘤をぶらぶらさせて一緒に踊った。爺はおもしろくて、天狗も何も忘れていた。天狗たちは、「おめあずいぶんと踊り上手だ。明日の晩もきつと来てけるちゃ」という。爺ははっと気がついて、怖くなって震えた。天狗は来ないといけないからといって、爺の瘤をもぎとる。爺は大喜びで帰る。隣の爺にも瘤があっ

た。そしてどのようにして瘤を取ったのかと聞いてうらやましがるので、一つ残らず教えてあげた。隣の爺は翌朝、土間を掃いた。やはり豆が転がって来て、穴へ入った。爺も穴へ入って行く。やはりお宮があって、暗くなった。お宮で待っていると、西から東から北から南から天狗がドスンドスンとやって来る。そして踊り出した。隣の爺も一緒に踊ったものの、ぎくしゃくして、見るも聞くも耐えられないほど、下手だった。天狗たちは踊りをやめてしまった。そして昨夜の瘤を返すぞといって、くっつけてしまった。爺は大いに困って、意気消沈して帰った。しかし爺は瘤がつかえて、穴から出られなかった。婆は鼠があばれていると思って、白で穴をふさいでしまった。

最初の爺は思いがけないことが続いて、その流れの中で幸運にありつく。それに対して隣の爺は、瘤を取ってもらおうと思っていくが、その意図自体が邪魔をして自然の流れにうまく乗れない。楽しくなって思わず踊ってしまい、瘤のことなど眼中になかった者と、瘤を取ってもらおうとして、怖いのに我慢して踊り、ごちなくなってしまう者との違いである。

荒木(1985)はこの話を『緊張を柔らげて生きること、もしくは「自然な生き方」をテーマにした物語である』と言う。また「隣の爺がはっきりした目的を持って、ただひたすらにそのことを考えて意識的に行動するのに対して、先の爺は何もかもいつものように自然に振舞う。この相違は実は二人の行動の対比的な箇所すべてに存在するのである」と述べている。そして次のような例をあげている。瘤とりのことだけを考えて穴に入る隣の爺と、豆がもったいなく思っついて穴に入る爺との対比。ひたすら天狗を待ち続ける(全くのエネルギーの浪費である)のと、眠ってしまって偶然出くわし、出くわせば臨機応変に相手を知ることを試みるという対比。また踊りの場面では、一方がただもう瘤を取って貰いたい一心で必死になって踊るのに、他方は楽しく、我を忘れて踊るわけである。そして『この「意識的行為」と「無意識的行為」の対比が「瘤」をめぐる結末と結びつく』のであるという。

また荒木の以下の意見もきわめて示唆的である。「平衡に関して言えば、先の爺は、いわば時間や空間の変

化と全く同じ変化を自分自身もしているのである(例: 暗くなったから眠る)。つまり全体の構成が流れていくままに自分も流れていくということである。(中略) これに対して隣の爺は、目的意識のゆえか、時間や空間の変化に適応しない形で、常に全体から切り離された意識的な行為を行ってしまう。(中略) このことは全体の原理からみればその原理にそむくことである。すなわち、われわれ人間の表面的倫理とは全く異なった次元での「悪」なのである。

ところで作家の太宰(1972)も「瘤取り」について述べている。それに依ると、隣の爺さんの行為に対して、『このように所謂「傑作意識」にこりかたまった人の行う芸事は、とかくまずく出来上るものである』という。しかし「実に、気の毒な結果になったものだ」といい、「このお爺さんは別に悪事を働いたというわけではない。緊張のあまり、踊りがへんてこな形になったというだけの事ではないか」と憤りを述べている。そして『この物語には所謂「不正」の事件は、一つも無かったのに、それでも不幸な人が出てしまったのである』という。そして最後に「性格の悲喜劇というものです。人間生活の底には、いつも、この問題が流れています」と結んでいる。太宰も感じていたように、この隣の爺の悲劇には他人事とは思えない側面がある。人間生活の根底には、このような心理が多かれ少なかれ存在していると思われる。

次に「腰折れ雀」を見てみよう。福岡県浮羽郡のものである。

むかし、ある山里に情け深いお婆さんが住んでいた。ある日、庭先に腰の折れた雀が来た。お婆さんはあわれに思って、籠の中で飼ってかわいがっていた。まもなく雀は元気になって、ある日、どこかへ飛んでいってしまった。翌日一羽の雀がやって来て、おもしろい声を出して囀っていた。婆さんが戸を開けて見ると、瓢の種が庭に散らかっていた。それを拾って裏の畑に蒔くと、大きな瓢がたくさんとれた。そしてその中から、りっぱな白米が出て来たので、それを炊いて、近所の家々に配った。白米は少しも減らないので、お婆さんは大金持ちになった。隣の欲張り婆さんは、うらやましがって、わざわざ雀とりに出かけた。やっとの

ことで一羽の雀を捕えてその腰を折った。籠に入れ、餌をやらないので、苦しんで飛び狂っていた。欲深婆さんが蓋を開けると、どこかへ飛んで行った。翌日雀が来て囀っているの、婆さんがあわてて雨戸を開けると、瓢の種が散らかっていた。それを畑に蒔くと、たくさんの瓢ができた。ところがその中を開くと、蛇や百足や蜂、とかげなどがうようよ出て来て、婆を刺したり突いたりしたので、婆は狂い死にってしまった。

この類話は、朝鮮やモンゴル、中国にも存在する。また宇治拾遺物語の卷三にも「雀恩を報ゆる事」という名で、この話が収録されている。

ここでは情け深いお婆さんが、真心からやったことの結果として報恩を受けたのに、隣の婆さんはそのような心がけもないのに、結果だけを得るために意図的に行動する。わざわざ雀の腰を折ることは残酷な行為である。このようなことをしておいて報恩を受けられるはずもない。この話は典型的な因果思想(善因善果、悪因悪果)の物語であるといえよう。佐竹(1973)によると、昔話の世界は一期一代の現世において、必ずめでたしめでたしの結着がつけられるという。まさに徹底して現世中心主義であるという。だからそこには仏教説話でいうところの「前世の因縁」というものはない。増谷(1971)によると、仏教でいう因果には同時因果と異時因果があるという。同時因果というのは、行った結果が即座に現れる場合で、異時因果というのは、「時を異にして因と果とが結びつくこと」である。従って「異時因果とは、今生において時をへだてて果を結ぶこともあろうしまた、生をへだてて、その結果をみることもあろう」という。昔話では、同時因果も異時因果も見られるが、異時因果の場合、時をへだてて果を結ぶ例が見られる。

「大年の客」(関、1957)という話も真似の間違いであるが、間違い方が意図と非意図の問題に関わっている。即ち最初の人物(概ね貧乏な正直者)が意図せずに豊かになるのに対して、その隣に住む人物(概ね金持ちで欲張り)は意図的に同じ結果を引き起こそうとして失敗する。意図性というのは、自分に条件が整っていないのに、強引に結果だけを得ようとしている印象がある。それに対して非意図的な行為は、条件が整っているおかげ

で、外部から救いの手が差し伸べられる。

大晦日の晩、貧乏な家に一人の座頭(盲)が泊めてくれといて来る。主人は困って、家が貧乏だから隣の長者どのに行き泊まってくれといいわけする。座頭は貧乏な家で結構だと言って、家に入りこんでしまった。翌朝、座頭が若水を汲もうと言って井戸へ行くと、氷ですべって、井戸へはまってしまった。座頭が「身上身上」と言って引き上げなされというので、そのとおりにした。座頭は井戸から出る時、「上がった、上がった」と大声でどなった。その家はだんだんと長者になった。隣の長者はそれを聞き、「そういうわけなら、おれのところでも座頭を見つけて、宿貸して、井戸にはまってもらって、この上にますます身代をあげたいものだ」と思っていた。その年の大晦日に、都合よく長者の家の門前を盲が通りかかった。長者は大急ぎで下男を迎えにやった。下男は座頭に今夜はこの家に泊まってくれと言った。座頭は頭を振って、急いで家へ帰って、妻子といい年をとらねばなりませんことわった。下男は重ねて頼んだが、ことわられたので、座頭を引かすいで、むりやり家につれこんだ。座頭は怒った。翌朝、まだ寝ている座頭をむりやりにゆすぶり起こし、井戸ばたに押し出した。座頭が寒さに震えてぐずぐずしているので、下男にいつつけて、後ろから井戸につき落とした。座頭は井戸にはまり水におぼれて、わあわあ泣き出した。縄を投げて、下男下女総出で、「身上身上」とかけ声をかけて、ひき上げた。座頭は口汚くののしりながらふるえ声で、「寒い、寒い、さがる、さがる」と言っは上り上がった。それから長者の身上はめきめきと下がったという。

座頭は最初の家では、かなり能動的に働き、家を富ませてくれるが、隣の家では受動的で、長者の意図的な欲望の犠牲者になっている。この二つの場面での座頭は恐らく同一人物と考えられる。そうでなければ、隣の家で「さがるさがる」とは言わないだろう。またこの座頭が都合よく大晦日に通りかかるところも興味深い。もしかすると「猿長者」のめしもらい坊主と同じように、この座頭も神の化身であるかもしれない。そうでなければ、言霊というか、これほどの言葉の影

響力は持ち得ないであろう。

最初の家には自分からやってきて、主人が「貧乏だから」といいわけしても、家に入り込んでしまう。翌朝も自分から井戸へ行き、すべって井戸にはまり、「身上身上と言って引き上げなされ」と指示を与えている。そして井戸から出る時、上がった上がったと大声でどなる。主人は能動的には何もしていない。むしろ迷惑がっているようにも見える。そこには何らの意図もない。持ち得ないのである。

それに対して隣の長者の家には、最初から入りたがらない。それを無理して連れて来られ、翌朝も起きたくないのをゆすり起こされる。そして井戸へ連れて行かれ、そこに落とされる。こうして無理矢理させてきた状態で、最後の言葉は「下がる下がる」にしかなり得ない。この座頭も、もともと貧乏な心優しい爺さんと金持ちの欲深い爺さんを知っていたとしか思えない。いずれにせよ、両者の行為の相違が結果の差を引き出している。

「猿長者」という話とかなり似ているが、そこでは大晦日の夜、小汚いめしもらい坊主がやってくるが、この人は「人の心を見るために」来た神様であった。最初は金持ちの爺さんを尋ねるが、泊まるのを断られる。隣の貧乏な爺さんは泊まるのを許し、幸運に恵まれ、それを見て真似をしようとした金持ち爺さんは猿になってしまう。ここで金持ち爺さんはあるからこそもっと欲しい、とさらにお金を欲しがるのである。

最後に「山わろと狩人」(関、1956)という話を紹介しよう。この類話には「山父のさとり」(柳田、1983)などがある。ちなみにこの話は隣の爺型には入らない。

あるとき、村の狩人が山に入った。寒いので焚き火をしてあったまっていると、火の向うがわにおかしな奴が来た。狩人は、これが話に聞く山わろだろうと思って、恐ろしくなった。すると、その山わろが口をきいた。「お前はおれを山わろだろうと思って、恐ろしがっているな」といった。狩人は、山わろというやつは人間の心の中に思っていることを、いちいち手にとるように知っているという話を思いだして、ますます恐ろしくなって、「早く行ってくれればいいのに」と

考えていると、向こうからまた「お前はおれが早くどこかへ行ってくればいいと思っているな」といった。もうたまらない、にげるのにげられず、そうこうしているうちに火が小さくなった。ふと薪でも焚きたそうと思って、かたわらにあった薪をとって、膝小僧にあててぱんと二つに折った。するととつぜん破片がとんで行って、山わろの目にとびこんだ。山わろはびっくりして、「ああいたい、人間という奴は思わぬことをするやつだ」と叫んで、逃げていったそうである。  
- 熊本県天草郡 -

思ったことはすべて知られて、「ふと」行ったことが偶然にうまくいったという話である。無心の挙動が幸運につながったという、ある意味昔話の典型につながるころがある。この話は隣の爺型ではないが、狩人の心の状態が対比的に表れている。すなわち怖がっているときと、無心のときである。こういった心理的状态は、普通の人でも良く見られる状態であると思われる。

しかし人の心が分かる生き物がいたとしたら、非常に怖いことだ。それこそ無念無想になるしか勝つ見込みはないからである。上の話はそういった意味で興味深い話である。やはり意図して何かをするよりは、自然に行為することの大切さを強調した話である。あるいは単に子どもを怖がらせるために「山わろ」という生き物を想像して、思わぬ偶然性がある方向へ転んだという話にしたのかもしれない。ユング心理学では、意味のある偶然の一致のことを「シンクロニシティ」と言う。そういった偶然が生じたのは、狩人の無心の行為がそれを引き起こしたと考えることができるのである。

#### 全体考察

本論では、日本昔話において、結果の相違を引き起こす主体が自分自身である場合について考察した。つまり三つのタイプの真似の失敗と「意図性と非意図性」の相違から幸運・不運が生じるのである。各物語についての考察は既に行ったので、ここでは全体を含めた考察を行ってみたい。

いわゆる「見るなの禁」の昔話では、「見るな」と言われたのを見てしまつて失敗する。これは「見るなの座敷のA型」(関、1978)と呼ばれており、「鶴女房」

(「夕鶴」という木下順二の劇の名で知っている方も多いただろう)など多くの物語がある。これに対してB型は、隣の爺型の形式をとって、親切で人に従順なものが富を得、これをまねたものが失敗する形式をとっている。佐竹(1973)は、次のように述べている。『見るなの座敷』は、ときに、隣の爺形式を踏んで語られることもあった。その場合、善の主人公は、見るなのタブーを固くもった裏美に「鶯の一文銭」というものをもらつて帰国し、大金持ちになる』。見たいというのも欲望のひとつである。見るなど言われたら見たくなくなるということになる。聖書の有名なエデンの園の話では、「禁断の木の実を食べるな」という禁止がある。食べるなど言われると、食べたくなくなるというわけである。いずれも、そこには欠乏状態が生じることになる。タブーというのは、それを破りたいという欲求を喚起させるわけである。それを破つたら不幸になるという話は哀切でもあり物悲しい。

河合(1982a)は、『あわれの』美意識が完成するためには、女性が消え去らねばならない(これは日本文化のもつ宿命のように思われる)』と述べ、「禁止を破られた女は、それに対して怒るどころか、自ら身を引いてゆくのだから、何ともあわれな物語である」と書いている。また河合(1982b)は、日本の神話では「見られて恥ずかしい」という恥を強調するのに対して、キリスト教の神話では、禁断の木の実を食べたという罪の意識を強調していると言ひ、文化的な強調点の相違について述べている。

北山(2001)は「見るなの禁」について、精神分析学の立場から、次のような意見を書いている。『最初私は、対象の消え方が突然であるところをとらえて、悲劇の原因に「急激な幻滅」があるということに注目した。また、段階的になるべきであった「わたし(私)」の移行の失敗とも言えるだろうし、抑うつや心身症、神経症などの病理の起源がここにあると私は示唆してきた』。

昔話には因果思想が濃厚である。善因善果、悪因悪果で、隣の爺型の昔話は、この観点から見ることが可能である。物語の語り手が、物真似をするもんじゃない、とかあまり欲張りをするなどというメッセージを子どもに伝えたかったためであろう。そのため、先述し

たように同時因果が見られ、すぐにその教訓が物語の結果として現れる。一方、現実はずしも良いことをしたものが幸せになるとは限らない。逆に悪いことをして金持ちになる者もある。こういった世相を見て、昔話のような道徳を教えても、誰も信じようとはしないだろう。面白かったで終わるのではないだろうか。ただし、増谷(1971)が述べたように、異時因果という観点から考えて、前世からの影響ということを考えれば、そういった疑問にも解決の可能性が出てくる。ちなみにインドが近代国家の建設に遅れたのは、この「輪廻思想」のためであるということは良く知られている。つまりあくせくしなくても来世があるということが言い訳になってしまうためである。

ところが日本でも、以前はこの観念が強かったようである。佐竹(1973)は『日本人あるいは東洋人のもつ因果思想については、ラフカディオ・ハーンが、「前世の観念」というすぐれたエッセイを残している。西洋人の目から見て、もっとも東洋的な思想は、「前世の観念」である』と述べ、ハーンの手紙を引用している。少し長くなるが以下に記す。

この観念は、空気のように普遍的であり、あらゆる感情に色をつけ、直接にも、間接にも、ほとんどあらゆる行為に影響し、この観念を托したことばのひびきは、昼となく夜となく、ほとんど時きらずに、求めずしてわれわれの耳に聞えてくる。人が何の気なしに言うことば一家庭で、ふだんよく言うことば、ことわざ、もしくは宗教上、または世俗上の感歎のことば、悲しみや、希望や、よろこびや、絶望の表白など、みなこの観念を言いあらわしている。憎悪怨恨の表現も、愛情のことばも、ひとしくこの観念が形容している。この観念があるために『因果』とか因縁とかいうことばが、ひとつの解釈として、または慰めとして、あるいは小言のことばとして、しぜんに人の口にのぼるのである。急な坂道などで、百姓が筋骨をつぱって、重い車を引きなやむようなとき、『これもはあ、因果だから、仕方がねえだ』とやせ我慢につぶやく。奉公人が喧嘩でもすると、おたがいに、『なんの因果で、手めえのような野郎とひとつ釜の飯を食うのか』などという。ごうたれ者や、悪党なども、きさまは因果なや

つだと言ってきめつけられるし、賢者や仁徳のある人の世にふしあわせなもの、おなじように、この仏教のことばで説明される。

佐竹(1973)も、『貴賤・上下・貧富・得失・寿命の長短など、一切の境涯を「前世の因果」として解釈する仏教思想は、必然的に、(中略)諦観と自足にみちた人生観へと人びとをみちびいてゆく』と述べている。

現代の日本では、このような因果思想は既に濃厚ではなくなっているが、ハーンや佐竹の言うように、昔日の日本では、この思想が生活に染み込んでいたことが分かる。しかしながら現代では、因果思想というもの、あまり理解しがたいものになっているのではないだろうか？昔話の教訓もストレートには心にひびきがたくなっている可能性がある。

日本昔話に現れる「正直爺さん」は、ほとんど理想的な人とも言えるほど正直で暖かく、お人よしである。我々の日常生活から考えてみると、人は程度の差はあれ、「欲張り爺さん」的であると思われる。現代人は欲を持って生きるのが普通であり、そうでなければ世知辛い世の中を渡っていけないのである。また正直爺さんはほとんど悟った感じさえするし、そのために「不思議に天然の気にかなう」生き方をしているのである。こういった悟った生き方は普通の人にはできない。ただ理想とすることはできるのだが。

座禅や瞑想などで、妄想をなくそうとしたり無念夢想の境地を求めるとは、真の自己を探求するためと言われているが、結果として、奥深い知恵や働きが発動する可能性がある。通常の間生活においては、人は頭でしっかり考えて行動しなければならぬ。しかし仏教、特に禅の系統では、妄想やはからいや魔境などを捨て去るための厳しい修行が課せられていた。そうして自我という個人的な私の思いは迷妄とされ、それを脱して、大我とか「悟り」と呼ばれるような状態に達することをひとつの理想としていた。しかしそういった理想事体も否定された状態を、理論上では「無」とか「空」と呼ぶのであるが、そこに至るまでは非常に困難な修行が伴い、それでも達成されない場合が多いと言われている。

河合(1967,1977)では、ユングの使う「自我」と「自

己」の対比(図1)を描いている。ユング(1902)は「自



図1. 自我と自己(河合, 1977)

我が意識の中心であるのに対して、自己は意識と無意識を含んだ心の全体性の中心であると考えた<sup>注1</sup>。ユングがこういった自己の定義を考え付いたのは、東洋思想の影響である。リヒャルト・ヴィルヘルムの『太乙金華宗旨』の独訳を読み、大きな示唆を受けたようである。河合(1977)は、「西洋人の意識を重視する態度に対して、ユングは無意識も大切なものであることを強調し、その両者の相補的なはたらきに注目するとき、われわれは全人格の中心はもはや自我ではなく、自己であることを悟るであろう」と述べている。河合(1967)では、「自我はあくまでも意識の中心であり、意識も無意識も含めた全体として自己が浮かび上がってくるのである」という。これをユングは「自己は心の全体性であり、また同時にその中心である。これは自我と一致するものでなく、大きい円が小さい円を含むように、自我を包含する」とも述べているという(河合, 1967)。

この辺は理解が難しいところであろうが、昔話に戻せば、自我意識に縛られて行動する爺さんと、それを含んだ全体としての自己の働きで行動する爺さんとの対比ということもできるだろう。

注1: 河合(1967)によると、ユングがこのような考えを相当明確にしたのは、1912年の『人間のタイプ』の出版においてであるが、その考えの萌芽はすでに1902年に発表された彼の博士論文においても認めることができるという。

## 引用文献

- 荒木正見(1985). 昔話と人格発達 コード分析試論  
九州大学出版会
- Jung(1902). On the Psychology and Pathology of So-called Occult Phenomena. C.W.I, pp.33-88
- 河合隼雄(1967). ユング心理学入門 培風館
- 河合隼雄(1977). 無意識の構造 中央公論社
- 河合隼雄(1982a). 昔話と日本人の心 岩波書店
- 河合隼雄(1982b). 夢と昔話の深層心理 小学館
- 河合隼雄(2003) 神話と日本人の心 岩波書店
- 北山修(2001). 幻滅論 みすず書房
- 増谷文雄(1971). 業と宿命 講談社
- 永野勇二(1988). 日本の昔話における<動機の純粋性>に関する考察—正直爺と欲張り爺との比較 九州大学特選題目研究論文
- 永野勇二(1989). 動機の純粋性に関する考察 日本人間性心理学研究第6号 28-35 日本人間性心理学会
- 永野勇二(1992). 日本昔話における罰を与える主体に関する考察 日本人間性心理学会第11回大会発表論文集 於東京大学
- 永野勇二(2005). 日本昔話において結果の相違に関与する主体に関する考察 松山東雲女子大学人文学部人間心理学科 人間心理第5号 10-17
- 佐竹昭広(1973). 民話の思想 平凡社
- 関敬吾偏(1956). 桃太郎・舌きり雀・花さか爺—日本昔話(Ⅱ)— 岩波書店
- 関敬吾偏(1957). 一寸法師・さるかに合戦・浦島太郎—日本昔話(Ⅲ)— 岩波書店
- 関敬吾(1978). 日本昔話大成 角川書店
- 太宰治(1972). お伽草紙 新潮社
- 柳田国男(1982). 定本 柳田国男集 第六巻 筑摩書房
- 柳田国男(1983). 日本の昔話 新潮社

## 参考文献

- 北山修・橋本雅之(2009). 日本人の原罪 講談社
- 北山修・山下達久編(2009). 罪の日本語臨床 創元社

## 第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（４）

岩田 温  
Atsushi Iwata

### Analysis of Deliberation on the Bill of National Flag and Anthem Conducted by the Committee on Cabinet of the House of Representatives (Part 4)

People are obliged to obey the laws of the nation. This obligation is easily fulfilled when the content and meaning of the law are clear and its purpose is acceptable. The sponsors of a proposed law should account for the meaning of it and those who in opposition should conduct cross-examination to make clear the point at issue. This communication process is expected to help the public with their understanding of the law and prepare them to express their opinions as public opinion. This article is part of the effort to investigate the communication aspects of the legislative process of the bill (which was later enacted as the Law Concerning the National Flag and Anthem) and the mass communication aspects of the media coverage of the bill and of the deliberation on it in the Diet. This article ( as part four of the whole investigation ) takes up the fifth speaker in the first session of the deliberation on the Bill of National Flag and Anthem in the Committee on Cabinet of the House of Representatives.

#### はじめに

本稿は拙稿「第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（３）」<sup>(1)</sup>に続き 5 番目に質疑を行った西村眞悟委員の質疑の内容とその質問に対する政府側答弁を検討の対象とする<sup>(2)</sup>。

なお、発言内容を整理するにあたり発言者ごとに (a)、(b) の見出しを付して論点を整理した箇所がある。発言者が異なる場合には同一の論点でも (a)、(b) の見出しが異なる場合がある。考察の項で検討を加え

る際の参照の便宜のため、〈(a)「慎重な審議の要請」〉のように論点に呼び名を付して〈 〉付きで挿入した箇所がある。

#### 1 国旗及び国歌に関する法律案に対する第 145 回国会衆議院内閣委員会における第 1 回審議の内容

##### 1-5 西村眞悟委員の質疑

##### 1-5-1 西村眞悟委員の質疑と政府側答弁の内容

西村眞悟委員は質疑終了の挨拶を除き11回の質疑を行った。

（1）西村委員の最初の質疑の概要

最初の質疑で西村委員は、今回の立法が「既に」「存在する国旗と国歌を本法律により確認するものである」との理解を提示して政府に確認を求めた〈(a)「慣行的国旗・国歌と法制化後の国旗・国歌の同一性論」、(b)「確認規定論」〉。

これに対して答弁に立った竹島一彦政府委員（内閣総理大臣官房内政審議室長）は、「国旗・国歌を法制化するの」「今回が初めて」であり、それゆえ「今回の法制化に当たって」は、「創設的な規定の方がふさわしい」と判断し〈(a)「創設規定論」〉、「その判断に至る背景といたしまして、今委員御指摘のとおり、日の丸と君が代が長年の慣行として国民の間に定着しているという事実をもってこのような成文化を図るということは、間違いはございません」と応じた〈(b)「法制化の背景としての日の丸・君が代の国民の間での慣行的定着論」〉。

（2）西村委員の2回目の質疑の概要

2回目の質疑で西村委員は、竹島政府委員の「創設」規定発言を受けて、「この法律によって日の丸が国旗となる、君が代が国歌となる」「ということは、ケルン・サミットで翻っていたあの旗は、今法律がない以上、あれはどこの国の旗だと思われているんですか」と質問した〈(a)「法制化前の『日の丸』が表象する国を訊ねる質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「従来から政府は、国旗・国歌について、国旗は日の丸であり、国歌は君が代であるということは、慣習ないしは慣行として定着をしている」、「国旗・国歌として、政府のみならず国民の間でそう扱われている」という「理解に立って」おり〈(a)「慣習的・慣行的『日の丸・君が代』国旗・国歌論」〉、「今回はそれを成文化するということ」であり、「その成文化に当たっては、規定のしぶりは「国旗は、日章旗とする。」という規定ぶりが適当」と応じた〈(b)「慣習的・慣行的『日の丸・君が代』を法制化により『国旗・国歌』とする

法制化論」〉。

（3）西村委員の3回目の質疑の概要

3回目の質疑で西村委員は、「この規定によって初めて国旗と国歌が我が国に創設されたんだというならば、過去の我が国の日の丸と君が代が果たしていた意味を論理的には奪うことになる」〈(a)「創設規定による成文化に伴う成文化成立以前の日の丸・君が代の意味の剥奪論」〉ばかりでなく、「将来この法律が」「廃止された場合、その瞬間に我が国に国旗と国歌は存在しないことになる」〈(b)「創設規定の国旗・国歌廃止機能潜在論」〉以上、「国旗は日章旗である、国歌は君が代である、この文言が、今審議しているこの法律の背後にある社会的伝統と実態から見れば極めてふさわしいと私は思いますが、いかがでございますか」と質問した〈(c)「確認規定推進論」〉。

これに対して答弁に立った大森政輔政府委員（内閣法制局長官）は、「現在、国旗についても、そして国歌についても、ある規範が慣習法として成立している」こと〈(a)「国旗・国歌に関する慣習法存在論」〉、「その慣習法として存在している規範の内容というのは、やはり、国旗は日章旗とする、国歌は君が代とするというのが規範の内容だろうと思う」こと〈(b)「国旗・国歌に関する慣習法の規範内容としての日章旗・君が代論」〉、「今御審議いただいている法案が成立いたしますと、法源、法発現の形式としては慣習法から成文化になる。しかし、規範の内容は依然として、従前あった、慣習法として存在していたものが成文化として存在するという点以外の変化はない」こと〈(c)「慣習法と成文化の規範内容同一論」〉、「依然として規範の内容は、国旗は日章旗とする、国歌は君が代とするという創設的な内容を持つ規範が続いていくのであろう」こと〈(d)「慣習法として成立している規範内容と同一の規範内容を成文化することを目的とする創設規定論」〉を述べて質問への回答とした。

（4）西村委員の4回目の質疑の概要

4回目の質疑で西村委員は、まず「私は納得できない」と述べて大森政府委員の答弁に対する不満の意を露わにし〈(a)「反創設規定論」〉、政府が「前には【国

旗国歌法案の] 提出は考えていない ([ ] 内は引用者の補足) 旨の意思表示をしていたことに触れ、その理由は政府が「我が国に国旗と国歌が必要でないという判断ではなくて、既に伝統に基づいてあるもの」だからであるという認識に立っているものと理解している旨を述べ (b) 「立法事実としての国旗・国歌伝統定着認識論」、「この法律をつくる前提としての実態についての御認識は、私は政府と共有していると思うのですが、この点はいかがですか」と質問した (c) 「立法事実再確認の要請」。

これに対して答弁に立った大森政府委員は、「私も委員と基本的な考え方は共有していると確信しております」と述べて西村委員との間に立法事実に関する基本的な見解の一致がある旨を明らかにしたうえで (a) 「立法事実認識共有論」、「ただ、社会的、政治的には、確かに現在ある慣習法の確認という意味を持つと思っています。しかしながら、法律的に説明する場合には、やはり規範の内容は創設的な表現であるべきであるというふうに考えているにすぎませんで、共通の認識はずれていないということで御了解いただきたいと思えます」と応じた (b) 「創設規定論再論」。

#### (5) 西村委員の5回目の質疑の概要

5回目の質疑で西村委員は、「将来、我が国の伝統に基づいて、この法律は廃止だとした場合に、我が国に国旗も国歌もその瞬間でなくなるのですか。それとも、この法律が廃止されても、伝統がある限り、今の伝統が続いている限り、我が国には今現在のように日章旗と君が代は存在するわけでしょうか」と質問した (a) 「『国旗国歌法』成立後の同法廃止に伴う国旗・国歌の帰趨に関する質問」。

これに対して答弁に立った大森政府委員は、「もし万が一そういうことがあるとしました場合には、その理由が一体何であろうかということ抜きにしては、今の問題について答えはこうであるということとはなかなか確言できないのではなからうか。なかなか難しい御質問であると考えております」と応じた (a) 「回答保留」。

#### (6) 西村委員の6回目の質疑の概要

6回目の質疑で西村委員は、第1に「この法律は確信的、訓示的法律であって創設的法律ではない」とする自説を繰り返したうえで、「これ以上このことについては申し上げませんが、これは私は非常に重要なことだと思っておりますので、官房長官もおられますし、どうかお心におとめ置きいただきたいと存じます」と述べて創設規定・確認規定論争を打ち切った (a) 「創設規定・確認規定論争打ち切り宣言」。第2に、西村委員は「伝統に基づいて」日の丸・君が代を国旗・国歌とするからには、「論理必然的に」「君が代の歌詞は伝わってきたままの姿、すなわち」「歴史的仮名遣いによって法律上も明記しなければならない、このように思います」と自説を述べた (b) 「日の丸の歌詞の記号表現の同一性保持論」。

第3に、西村委員は、昭和61年7月1日附内閣訓令第1号「『現代仮名遣い』の実施について」および同日附内閣告示第1号「現代仮名遣い」を引きながら、「内閣告示によりますと、現代仮名遣いは口語文にする、現代仮名遣いは現代文のうち口語文に限る、歴史と伝統に基づく歴史的仮名遣いを尊重することは言うまでもない、このようにあります」、「歴史的仮名遣いこそがこの君が代を法律上表記するにふさわしい」にもかかわらず法案に記載されている「『君が代の歌詞及び楽曲』については現代仮名遣いになっております。これは、内閣告示自体を無視するものでございます」と述べたうえで (c) 「内閣告示に依拠する歴史的仮名遣い論 (記号表現同一性保持論)」、「内閣告示自体に反した法文をつくられたんです。これについてはいかが見解をお持ちですか」と質問した (d) 「内閣告示に反した法文であることの説明を求める質問」。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「成文化するに当たりましては現代語をもって表記することが原則でございまして、その場合の文字は常用漢字表にある漢字を使う、こういうことになっておりますので、厳にしても、苔にしても、そのように平仮名でさせていただいているところでございます」と応じた (a) 「成文化における現代語・常用漢字使用原則論」。

（7）西村委員の7回目の質疑の概要

7回目の質疑で西村委員は開口一番「お答えになっていない」と発言し、「なぜ、内閣告示と違う」かが答弁されていない点を問題提起し、「現代の仮名遣いではなくて、歴史的仮名遣いによって伝えるのがふさわしい」とする自説について、「官房長官、いかがでございますか」と官房長官の答弁を求めた〈(a)「内閣告示に反した法文であることの説明を求める質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「その[=法制化の]経緯と法文をどう書くか〔 〕内は引用者の補足）」「は別な話であり、「成文化するに当たっては」「昭和五十六年の政府における申し合わせ」に基づき「全部の法律がそのルールに基づいて」「現代語で、常用漢字表をもって法律をつくるということ」「で、そういう表現ぶりをとらせていただいたということをごび御理解いただきたいと思っております」と述べて回答とした〈(a)「法文には現代語を用いることとする昭和56年政府申し合わせ論」〉。

（8）西村委員の8回目の質疑の概要

8回目の質疑で西村委員は開口一番「これは到底理解できない」と発言し〈(a)「竹島政府委員の答弁に対する不満の意の表明」〉、「昭和五十六年の申し合わせ、後法は前法を否定するという原則に基づいて、昭和六十一年七月一日の中曽根内閣総理大臣の告示を私は引用して申し上げておるのに、全く答えになっていない」と述べて後法優越論を展開した〈(b)「後法優越論」〉。第2に西村委員は、君が代は「我が国の古歌であり」「文語体」「であるがゆえに重みがある」こと、君が代の歌詞は「我が国の伝統」であり、「言葉こそが伝統を伝える唯一の要素」であるから、「言葉から伝統を奪ってはならない」とする自説を展開し〈(c)「伝統継承のための歌詞の記号表現同一性保持論」〉、最後に「どうか委員長におかれては」「審議の中でこのことについてお取り上げいただきたく」「よろしくお願いたします」と述べて、委員長にこの点に関する再審議を求めた〈(d)「委員長に対する再審議の要請」〉。

この要請を受けた二田委員長は「後ほど……〔点線は原文のママ〕〔 〕内は引用者の補足」と応じた〈(a)

「再審議要請に対する回答」〉。

（9）西村委員の9回目の質疑の概要

9回目の質疑で西村委員は「君が代も大和言葉なら日の丸も大和言葉」であり「日の丸という言葉も法文によって子孫に伝えるという問題意識が必要ではないかな、そのように思います」と自説を展開し〈(a)「大和言葉継承のための記号表現『日の丸』の同一性保持論」〉、「ともに君が代と日の丸、大和言葉で表記して伝えましょうやという私の提案ですが、いかがですか」と質問した〈(b)「大和言葉継承のための記号表現『日の丸』同一性保持論に対する政府の見解を求める質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「いわゆる日の丸の旗〔は〕、日章旗とイコールの日の丸の旗を意味するというふうにも使われておりますが、別途、その赤い部分、紅色の部分の丸を指すという意味にも使われております。したがって、正確を期す意味で日章旗というふうにさせていただいたわけでございます〔 〕内は引用者の補足」とのべ、さらに「大和言葉で統一をしたということではない」「ということでございます」と述べた〈(a)「法文の指示対象明確化論」〉。

（10）西村委員の10回目の質疑の概要

10回目の質疑で西村委員は、第1に「こういう歴史と伝統に基づくものを確認していく法律の審議においては」「話し合いという意味での対話がこの場でなされて、そして、論理としてそれが正しいな、なるほどだなというふうに進んでいくのが審議としては一番ふさわしいなと思います」、「歴史と伝統なんですから、相手にしておるものは」と述べて国会審議の在り方に対する自らの意見を明らかにし〈(a)「『話し合い』の意味での対話」の要請」〉、第2に、「本法を速やかに成立する、ただし、私の先ほど言った問題意識において、それが正しく子孫に伝わるべく、形をとって速やかに成立することを私は望んでおります」と述べて法案の早期成立と法案の内容に対する自らの意見を述べ〈(b)「国旗・国歌の根拠法定への賛意と法案内容に対する異見の表明」〉、第3に、「この後に考

えるべきことについてお聞きします」と切り出し、「刑法典は、「個人的法益の部分で我が国の日章旗を」「毀損すればそれで済まざるを得ないのに、外国の国旗に関しては国家的法益として刑法九十二条がきかされておる」ことにかんがみると「我々立法者としては、これは変革しなければならぬ。国家の示す旗を毀損した者は、個人的法益ではなくて国家的法益において裁くべき」であり、「このような立法の方向が必要だと私は確信するものですが、官房長官、いかがでございますでしょうか」と質問した〈(c)「国旗国歌法成立後の国旗保護立法に関する質問」〉。

これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官の全発言はつぎのとおり。

「このたび法制化することになりましたことは、従来国民の中に定着はしたとは申せ、慣行的に定着をしてきたものでございますので、明確に日の丸を国旗とし、それを日章旗と言ひ、さらに、君が代を国歌とすることによって根拠を明確にしたいと考えたところでございまして、政府の意のあるところを御理解いただきたいと思うわけでございます」〈(a)「国旗国歌法案の提案理由の説明」、(b)「国旗・国歌の慣行的定着論」〉。

#### (11) 西村委員の11回目の質疑の概要

11回目の質疑の冒頭で西村委員は、「まあ将来の課題でございます」と述べて直前の野中内閣官房長官の答弁に応答し〈(a)「国旗の法的保護を将来の課題と位置づける発言」〉、その後ただちに「さて、せっかく官房長官に御質問の機会を与えられたものですから、私は、全く今の主題とは違って、委員長、非常に失礼いたしますが、一点だけお聞きしたいと思います」と質問を切り出した。

西村委員は、日本の防衛駐在官(駐在武官)について、その成立の経緯とりわけ事務次官の覚え書きに成立の根拠があるとされていること、その覚え書きに「国会が制定した法律の規定にかかわらず」と書かれていることの問題性、さらには諸外国の駐在武官制度と日本の制度の相違について述べたうえで、「各国と整合性のとれた身分、そしてその行動における通信、連絡の権限の確保等々を、官房長官の立場から、外務省と防

衛庁との間で行われている協議に仲介の労をとっていただきたい」と要請し、内閣官房長官に答弁を求めた〈(b)「防衛駐在官(駐在武官)に関する質問ならびに要請」〉。

これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官は、「防衛駐在官」が「我が国の安全保障にとって極めて重要な役割を担っている」と、「また、冷戦後は「防衛駐在官の任務」が「より重要になってきている」ことに触れ、「現在、外務、防衛両省庁の間で検討が行われておると承知をいたしておりますので、両大臣に、この検討が早く、適切な結論が得られますようお願いをしたいと考えております」と結んだ〈(a)「西村委員からの要請への前向きな回答」〉。

#### 1-5-2 西村眞悟委員の質疑と政府側答弁の内容に対する考察

##### 1-5-2-1 質疑(1)～(5)「創設規定・確認規定論争」、「『日の丸』の記号論」、「立法事実論争」について

最初の質疑で西村委員は、(a)「慣行的国旗・国歌と法制化後の国旗・国歌の同一性論」と(b)「確認規定論」を展開して政府の見解をただした。これに対して答弁に立った竹島一彦政府委員(内閣総理大臣官房内政審議室長)は、(a)「創設規定論」で反論するとともに(b)「法制化の背景としての日の丸・君が代の国民の間での慣行的定着論」を展開した。

2回目の質疑で西村委員は、(a)「法制化前の『日の丸』が表象する国を訊ねる質問」をおこなった。これに対して答弁に立った竹島政府委員は、(a)「慣習的・慣行的『日の丸・君が代』国旗・国歌論」と(b)「慣習的・慣行的『日の丸・君が代』を法制化により『国旗・国歌』とする法制化論」を展開した。

3回目の質疑で西村委員は、(a)「創設規定による成文化に伴う成文化成立以前の日の丸・君が代の意味の剥奪論」、(b)「創設規定の国旗・国歌廃止機能潜在論」に依拠する(c)「確認規定推進論」を展開して政府の見解をただした。これに対して答弁に立った大森政輔政府委員(内閣法制局長官)は、(a)「国旗・国歌に関する慣習法存在論」、(b)「国旗・国歌に関する慣習法の規範内容としての日章旗・君が代論」、(c)

「慣習法と成文法の規範内容同一論」、(d)「慣習法として成立している規範内容と同一の規範内容を成文化することを目的とする創設規定論」を展開した。

4回目の質疑で西村委員は、(a)「反創設規定論」ならびに(b)「立法事実としての国旗・国歌伝統定着認識論」を展開し、(c)「立法事実再確認の要請」を行った。これに対して答弁に立った大森政府委員は、(a)「立法事実認識共有論」と(b)「創設規定論再論」で応じた。

5回目の質疑で西村委員は、(a)「『国旗国歌法』成立後の同法廃止に伴う国旗・国歌の帰趨に関する質問」を行い、これに対して答弁に立った大森政府委員は(a)「回答保留」で応じた。

#### 1-5-2-1-1「創設規定・確認規定論争」について

西村委員の最初の質疑では西村委員の(a)「慣行的国旗・国歌と法制化後の国旗・国歌の同一性論」にもとづく(b)「確認規定論」と竹島政府委員の(b)「法制化の背景としての日の丸・君が代の国民の間での慣行的定着論」にもとづく(a)「創設規定論」が対峙した。竹島政府委員は、日の丸・君が代の国民の間での慣行的定着を認める一方、慣行的国旗・国歌としての日の丸・君が代と法制化後の国旗・国歌との間の同一性の有無については明言していない。西村委員の「同一性論」と「確認規定論」が相互規定的な関係にあるのとは対照的に、竹島政府委員の「創設規定論」のもとでは、法制化前の慣行的国旗・国歌と法制化後の国旗・国歌が同一である必要はない。しかし慣行的国旗・国歌と法制化後の国旗・国歌の同一性を前提とする法制化でないのであれば、慣行的国旗・国歌の「定着」が法制化の背景として位置づけられる必要はあったのだろうか。この疑問が生じる理由は、竹島政府委員の(b)「法制化の背景としての日の丸・君が代の慣行的定着論」は、野中広務内閣官房長官が西村委員の直前に質疑を行った藤村修委員とのやりとりのなかで慎重にその関係を切断する発言をしたことと矛盾するからである<sup>(3)</sup>。

このような矛盾が表出する原因は何であろうか。竹島政府委員の不注意にその原因を求めることもできるかもしれない。しかし、それが不注意ではなく合目的

的な発言であるとするなら、それは、法制化前の「日の丸・君が代」と法制化後の「国旗・国歌」が同一ではないにもかかわらず同一であるという受け取られ方をされることに望ましさを抱いていたからではないであろうか。法制化前の「日の丸・君が代」と法制化後の「国旗・国歌」としての「日章旗・君が代」はまったく別の存在であるにもかかわらず、別の存在であることがあからさまになることにより世論調査結果にあらわれている国民の法制化へのためらいが増幅される可能性を顕在化させないためには、法制化前の「日の丸・君が代」と法制化後の「国旗・国歌」としての「日章旗・君が代」が別の存在であることを承知の上で、別の存在ではないかのような装いを凝らしたとは考えられないであろうか。このように考えるなら、竹島政府委員の発言は、それが国民に偽りのイメージを抱かせる点において、相互理解の促進を目的とする「コミュニケーション的行為」の観点からは拙劣な論法として非難される一方、自己の利益の促進のために他者に働きかける「戦略的行為」の観点からは巧みな論法として賞賛されることになるといえよう<sup>(4)</sup>。

#### 1-5-2-1-2「『日の丸』の記号論」について

西村委員が2回目の質疑で行った(a)「法制化前の『日の丸』が表象する国を訊ねる質問」は、コミュニケーション学の視点から見て興味深い。なぜならこの質問は、「日の丸」が指示するものと「日の丸」によって指示されるものの関係を問うているからである。西村委員の直前の質疑者であった藤村修委員はその3回目の質疑のなかで、「国旗、旗は、これは見る人見る人のそれぞれの感覚で判断をすればいい」と述べて「国旗の意味判断に関する児童生徒主体論」を展開した。藤村委員は「君が代」については意味の統一を問題にしたものの、「日の丸」については意味の統一を問題にしなかったのである<sup>(5)</sup>。これに対して、西村委員は、「日の丸」が何を意味するかを問題としたわけであり、藤村委員と西村委員の質疑が相互補完的役割を果たすことにより、国旗・国歌をめぐる視覚コミュニケーションと聴覚コミュニケーションというふたつの主題が出そろったわけである。

答弁に立った竹島政府委員は、慣行的に「日の丸」

が国旗つまり日本を表象する記号表現であると理解している旨を述べた。しかもそれは政府の慣行であるばかりでなく、国民の間における慣行でもあるとする認識が表明された。西村委員の最初の質疑に対する答弁のなかにあらわれていた「法制化の背景としての日の丸・君が代の国民の間での慣行的定着論」がここでも繰り返されたのである。しかも、ここで竹島政府委員は、慣習的・慣行的「日の丸・君が代」をそのまま成文法に根拠をもつ「国旗・国歌」とすることが今回の法制化の目的である旨を述べている。

この説明は次の3点において注目に値する。第1点は政府側答弁の形式的矛盾である。すなわち、さきほどもふれたように竹島政府委員の説明は野中内閣官房長官が慣習的・慣行的「日の丸・君が代」の国民の間での定着と今回の法案を切り離れた旨の説明と矛盾している。第2点は論理的な矛盾である。すなわち、慣習的・慣行的に歌われ聞かれてきた「君が代」に歌い聞く人が見いだしていた「意味」を剥奪し、新たな意味を付与する意図が秘められた法制化である以上、慣習的・慣行的「君が代」とは意味的に切断された「君が代」の成立が企図されているのであり、慣習的・慣行的「日の丸・君が代」がそのまま成文法上の根拠を与えられるのではない<sup>(6)</sup>。

それゆえ、成文法化された後の「国旗・国歌」がもしも国会によって廃止された場合には、成文法化された後の状態と同じ状態が慣習的・慣行的に還元されるのでないことも明らかである。その意味において、西村委員が3回目の質疑で展開した(a)「創設規定による成文化に伴う成文法成立以前の日の丸・君が代の意味の剥奪論」と(b)「創設規定の国旗・国歌廃止機能潜在論」は正しい。そうであれば、西村委員の(c)「確認規定推進論」が適切な議論だということになる。これに対して答弁に立った大森政府委員が展開したのは(a)「国旗・国歌に関する慣習法存在論」、(b)「国旗・国歌に関する慣習法の規範内容としての君が代・日章旗論」、(c)「慣習法と成文法の規範内容同一論」、(d)「慣習法として成立している規範内容と同一の規範内容を成文化することを目的とする創設規定論」である。そして、ここに初めて登場した「慣習法」が第3の注目点である。

### 1-5-2-1-3 「立法事実論争」について

「慣習法」<sup>(7)</sup>は野中内閣官房長官の議論にも竹島政府委員の議論にも見られなかった。「日の丸・君が代」が慣習的・慣行的に「国旗・国歌」として扱われ、そのような慣習・慣行が国民の間に定着しており、そのような定着が法制化の背景としてあるとする西村委員ならびに竹島政府委員の議論と慣習的・慣行的定着とは切り離して立法法の正当性を主張した野中内閣官房長官の議論に対して、大森政府委員は、慣習的・慣行的定着を超えた「慣習法」の成立を立法事実として認識し、立法内容はその「慣習法」である旨を説いた。「事実」としての「慣習」や「慣行」ではなく「法規範」としての「慣習法」を立法事実として認識し、そのような認識が成立する前提として「事実」としての「慣習」や「慣行」の定着を認識しているからこそ大森政府委員は西村委員の4回目の質疑に対する答弁のなかで(a)「立法事実認識共有論」と(b)「創設規定論再論」を矛盾なく展開できたわけである。

大森政府委員が立法事実に関して西村委員と同じ立場に立つなら、西村委員の「確認規定論」とは正反対の「創設規定論」を採るのは矛盾であるが、大森政府委員の(a)「立法事実認識共有論」は、大森政府委員が認識している立法事実としての慣習・慣行・慣習法の存在と西村委員が認識している立法事実としての慣習・慣行の存在とが部分的に重なり合うことを説いているのである。大森政府委員が抱いている立法事実と西村委員が抱いている立法事実は「慣習法」を含むか含まないかの一点において同一ではないが、大森政府委員は、慣習・慣行の事実レベルにおいて「日の丸・君が代」が「国旗・国歌」として扱われていると認識している点においては西村委員と立法事実を共有しているというわけである。

そして5回目の質疑に対する答弁のなかで大森政府委員が西村委員の(a)「『国旗国歌法』成立後の同法廃止に伴う国旗・国歌の帰趨に関する質問」に対して(a)「回答保留」で応じたのは、仮定の質問に答えることで政策選択の幅を自ら狭める危険を回避するという常識的な意味においては適切な対応といえよう。しかしその一方でこの回答保留は次の2つの論点が隠される結果を導いた。その論点とは第1に「慣習法」が

持ち出されるべき背景説明であり、第2に「慣習法」を「制定法」にしなければならない理由である。

第1の「慣習法」が持ち出された点については、まず一方の論者が「慣習」を用い、他方の論者が「慣習法」を用いている事態の奇異さが注目される。慣習と慣習法が使い分けられているからには両者の違いがまず確認されなければならない。「慣習法」とは「立法機関の制定によらず慣習に基づいて成立する法、すなわち慣習としてあらわれている法」<sup>(8)</sup>、あるいは「社会における事実上の慣習に基づいて成立する典型的な不文法」<sup>(9)</sup>とされる。

これに対して「慣習そのものは一つの社会規範ではあるが、いまだ法ではない。慣習とは、社会人が同一事実について同一行為を反復し、時の経過によって、それが反復せしめられる基準となった一種の社会規範である」<sup>(10)</sup>とか、「慣習は社会規範の1種であって、社会において特定の事項につき同じ行為がくりかえし行なわれ、それが人々によって、規範として意識されるようになったものである」<sup>(11)</sup>といわれる。これらの定義例に共通しているのは「同一行為」の「反復」という事実の次元の要素と、「社会規範」という当為の次元の要素である。そこで次にこれらふたつの次元について考えてみよう。

第1に、慣習の事実次元に関わる同一行為の反復という側面に注目するなら、「日の丸・君が代」が「国旗・国歌」として扱われる行為が外見上反復される現象に注目して、それを慣習と捉える見方が成り立つ余地がありそうである。確かに、現象の外見を外部から観察して行動の斉一性に注目する集合行動（Collective Behaviour）の視点に立つなら、外見上の一致のみに基づいて結論を導くことができるであろう。しかしそのような行動が行為者によって制御された行為であるか否かに注目しつつ、個々の行為者の自由な意志に基づく行為の集合に焦点を合わせる集合行為（Collective Action）の視点に立つなら、行為の外見ではなく、行為者の内面に分け入る検討が要請されるであろう。すなわち、行為者が「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」として扱う行為は、行為者の全くの自発的な意志によりはじめられ反復された行為なのか、それとも外部からの働き掛けに応じるために反復された行

為なのか、という問いである。

第2に、慣習の社会規範としての側面に目を向けるなら、外面的行為にとどまらない人々の規範意識が探査されなければならないが、この委員会においてすでに紹介されている世論調査結果においては、「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」と捉える意識と、「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」として法制化することへの意識との間には差がみられた事実が想起されよう。事実として同じ行為が繰り返されることと、当該行為が規範意識を伴って繰り返されることは同じではない。

そして第3に、先ほどの定義例が慣習の特徴として「社会規範」という表現を用いることで言外に示されていた特徴すなわち「国家機関による権威的な承認を受けず、たんに社会の集団あるいは成員による現実の遵守をとおしてのみその存在を示す」<sup>(12)</sup>と説かれる特徴や「民衆の間に自然発生的に生成」<sup>(13)</sup>された規範意識と説かれる特徴に注目するなら、「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」と捉える意識が「国家機関による権威的な承認を受けず」「民衆の間に自然発生的に生成」された社会規範としての慣習として、国による働き掛けからは切斷されたところで成立したものであるとい切れるのであろうか。「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」と捉える認識がたとえ国民のあいだにひろくみられるとしても、それは国家機関による権威的な関与のもとに育まれたものであり、「民衆の間に自然発生的に生成」したのでないのであれば、西村委員が慣習を立法事実とする論が成立しないばかりか、大森政府委員が慣習法を立法事実とする論もその前提としての慣習を失うことになろう。

しかし慣習法は国から切斷された社会規範としてのみ存在するのであろうか。この問いは我々を慣習法と制定法の対比へと導く。国民に対する国の恣意的な働きかけから国民を防禦するために、国民に対する国の働きかけを立法府における合意によって基礎づける原理として法治主義ないし法律による行政の理念を唱える立場がある<sup>(14)</sup>。この考え方はたとえば次のように説かれる。

「法治行政の原則の下では、行政をできるだけ法律の羈束の下におくことが要求される。その結果、第一に、可能な限り行政活動に法律の根拠を要求し、法律

から自由な行政の領域の存在を容認しないこと（法律の留保）、第二に、行政の基準たるべき法の制定は国会に独占させるべきであって、行政機関による行政法規の定立は認められないこと（行政立法の禁止）、第三に、行政法規はできるだけ行政を厳重に羈束し、行政に裁量の余地を残すべきでないこと（行政裁量の排斥）、が法治行政の原則の論理的帰結でもあり、その具体的内容でもあることになる<sup>15)</sup>。

ただしここで語られている法治行政の原則は、現実に行われている行政を観察して記述したものではない。たとえば日本の行政法学を代表する碩学にしてなお「かねがね日本で法治主義は本当に根づいているのかどうか疑問であった」という述懐を残されているほどである<sup>16)</sup>。法律の留保を全ての公行政に求める全部留保論が民主主義の理想のもとに高らかに謳われる一方、現実の行政に求められる役割の変化に機動的に対応する実務の必要から法律の留保を行政の権力的活動に限定する権力留保論や、行政が私人の権利・自由を侵害する場合に法律の留保を限定する侵害留保論が展開されている<sup>17)</sup>。こうした「法治主義の諸相」のうち全部留保論を除いた議論は行政活動が法律の留保を免れる場合があることを当然視しており、「行政法が制定法主義をとつているということは、非制定法、特に慣習法の成立を否定する意味ではなく、行政法の分野においても慣習法の存在とそれのもつ意義とを無視することはできない」のである<sup>18)</sup>。

この考え方は、行政の活動が慣習法を育む苗床となりうるということを含意している。とはいえ行政の活動が慣習法をうみだしうるとしても慣習法の成立が野放図に認められるわけではないこともあきらかである。法治主義の原理を最も狭く解することで行政の自由な活動にもっとも好意的な侵害留保論においても、「人民の権利及び自由を侵害するような行政作用については、」「立法者は、行政権の発動を認めない趣旨で法規の根拠を與えていないと解釋することができる」と説かれているのである<sup>19)</sup>。

このような考え方を踏まえたうえで内閣法制局長官である大森政府委員が「慣習法」を持ち出したことを改めて考えてみると、少なくとも行政府においては、「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」とする慣行が慣

習法として位置づけられていたのであろう。たしかに旧法例2条は「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス」<sup>20)</sup>と定めており、国旗・国歌を根拠づける制定法がない状態のもとで「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」とする慣行が「法律ト同一ノ効力ヲ有ス」という認識を成立させ、「日の丸・君が代」が「国旗・国歌」であるのは単なる慣行ではなく慣習法であるとする認識が育まれていたとしても怪しむに足りない<sup>21)</sup>。しかしそうであるならば、すでに「法律ト同一ノ効力ヲ有ス」慣行と同じ内容の制定法を成立させる必要性はどこに見いだされなければならないのであろうか。この問いに対する答えを見いだすためには、慣習法には許されず、制定法のみを為しうるものが明らかにされねばならない。侵害留保論に立つなら「日の丸・君が代」を「国旗・国歌」とする慣習法は、「人民の権利及び自由を侵害するような行政作用」の根拠とされてはならないし、権力留保論にたつなら行政の権力的活動の一環として強要されることがあってはならない。従って、慣習法から制定法への「法源、法発現の形式」の変更が可能にするのは「国旗・国歌」としての「日の丸・君が代」が国民に強要される事態あるいは「人民の権利及び自由を侵害」する事態なのである。

そのような点に留意すると、「今御審議いただいている法案が成立いたしますと、法源、法発現の形式としては慣習法から成文法になる。しかし、規範の内容は依然として、従前あった、慣習法として存在していたものが成文法として存在するという点以外の変化はない」という大森政府委員の説明は、法源の変更が何を意味するかを知る聞き手にとっては行間から意味をくみ取ることが可能な説明であるとしても、法源の変更が何を意味するかを知らない人にとっては意味をくみ取ることが困難な説明ではないだろうか。そのような説明は、相互理解の促進を目的とする「コミュニケーション的行為」の観点からは拙劣な論法として非難される一方、自己の利益の促進のために他者に働きかける「戦略的行為」の観点からは巧みな論法として賞賛されるであろう。なぜなら、多くの人々にとっては「規範の内容は依然として、従前あった、慣習法とし

て存在していたものが成文法として存在するという点以外の変化はない」という部分すなわちこの法律の制定が何も変えはしないという部分的な、それゆえ誤った理解のみが可能であろうからである。

このような事態すなわち国会審議が「コミュニケーションの行為」ではなく「戦略的行為」に傾くことで国会審議に対する国民の理解が妨げられるおそれがある場合に、国民に代わり、国民の理解を促進する役割を果たすことが期待されるのは、「国民の『知る権利』に奉仕する」<sup>(22)</sup>報道機関の活動である。

#### 1-5-2-2 質疑(6)～(10)「記号表現の同一性保持論争」について

6回目の質疑で西村委員は、(a)「創設規定・確認規定論争打ち切り宣言」をおこなったのち、(b)「伝統に依拠する日の丸の歌詞の歴史的仮名遣い論（記号表現同一性保持論）」を提起し、さらに(c)「内閣告示に依拠する日の丸の歌詞の歴史的仮名遣い論（記号表現同一性保持論）」を提起し、最後に(d)「内閣告示に反した法文であることの説明を求める質問」を行った。これに対して答弁に立った竹島一彦政府委員(内閣総理大臣官房内政審議室長)は、(a)「成文化における現代語・常用漢字使用原則論」で応じた。

7回目の質疑で西村委員は、竹島政府委員の答弁に納得せず(a)「内閣告示に反した法文であることの説明を求める質問」を繰り返した。これに対して答弁に立った竹島政府委員は、(a)「法文には現代語を用いることとする昭和56年政府申し合わせ論」で応じた。

8回目の質疑で西村委員は、(a)「竹島政府委員の答弁に対する不満の意の表明」ののち、竹島政府委員の答弁への形式論理的な反論として(b)「後法優越論」を提起し、さらに実質的な反論理由として(c)「伝統継承のための歌詞の記号表現同一性保持論」を展開し、最後に(d)「委員長に対する再審議の要請」を行った。これに対して二田委員長は「後ほど……」と述べて(a)「再審議要請に対する回答」とした。

9回目の質疑で西村委員は、(a)「大和言葉継承のための記号表現『日の丸』の同一性保持論」を展開し、(b)「大和言葉継承のための記号表現『日の丸』同一性保持論に対する政府の見解を求める質問」をおこな

った。これに対して答弁に立った竹島政府委員は、(a)「法文の指示対象明確化論」で応じた。

10回目の質疑で西村委員は、(a)「『話し合いという意味での対話』の要請」ののち、(b)「国旗・国歌の根拠法制定への賛意と法案内容に対する異見の表明」をおこない、最後に(c)「国旗国歌法成立後の国旗保護立法に関する質問」をおこなった。これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官は、慣行的に定着してきた国旗・国歌の根拠を明確にするという内容の(a)「国旗国歌法案の提案理由の説明」で応じた。

#### 1-5-2-2-1 「君が代の歌詞の表記論争」について

6回目から8回目までの質疑で西村委員は、君が代の歌詞に歴史的仮名遣いを用いることを求めた。西村委員は「この法律は確認的、訓示的法律であって創設的法律ではない」とする立場に立ち、現にあるものとしての「君が代」の歌詞が歴史的仮名遣いである以上、これを変更することは容認できないと主張したのである。その理由は第1に「伝統」の維持を求める文化継承論であり、第2に「内閣告示」が手がかりとする手続き論であった。昭和61年7月1日付内閣告示第1号「現代仮名遣い」の前書きには「この仮名遣いは、主として現代文のうち口語体のものに適用する」という説明と「歴史的仮名遣いが、我が国の歴史や文化に深いかかわりをもつものとして、尊重されるべきことは言うまでもない」という説明があり、これらは西村委員の主張に見合う内容である<sup>(23)</sup>。

しかし同じ前書きには、「2 この仮名遣いは、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを示すものである」と書かれており、法令が起草される際の仮名遣いのよりどころは現代仮名遣いとされている。また、同じ前書きには「主として現代文のうち口語体のものに適用する」と書かれており、西村委員が主張するように「現代仮名遣いは現代文のうち口語文に限る」とは書かれていない。前書きに用いられた「主として」という表現と西村委員が用いた「限る」という表現が違う意味を表していることは明らかである。

他方、同じ前書きは「現代仮名遣い」が「現代の国

語を書き表すため」の「よりどころ」として用意されていることも告げている。この点を踏まえつつ「君が代」が昭和21年内閣告示第33号「現代かなづかい」以前から歴史的仮名遣いを用いて表記されてきた経緯を念頭に置くなら、西村委員が主張するように「君が代」は「現代仮名遣い」で書き表されるべき「現代の国語」ではなく歴史的仮名遣いで表記されるべきであろう。そしてこの点に関する政府側の姿勢は、「君が代」が「現代の国語」ではないにもかかわらず「現代仮名遣い」で表記されるべきだと主張していることになる。

これに対する政府側答弁はふたつの部分からなる。第1に「成文化するに当たりましては現代語をもって表記するということが原則」と述べた部分は、昭和61年内閣告示第1号「現代仮名遣い」の前書き「2」にある「この仮名遣いは、法令…など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころを示すものである」を想起させる。ただしこれは仮名遣いについての指示であり、「巖」を「いわお」と表記し、「苔」を「こけ」と表記するように求める指示ではない。

第2に、同じ政府答弁のうち「その場合の文字は常用漢字表にある漢字を使う」と述べた部分は、昭和56年10月1日付内閣訓令第1号により同日付内閣告示第1号「常用漢字表」が「漢字使用の目安とするものとされ、同日事務次官等会議で『公用文における漢字使用等について』の申合せがされたので、当局において、法令における漢字使用等について検討した結果、従前の「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」に代えて、別添により実施することとした<sup>(21)</sup>とされていることが想起される。なおここで参照されている「別添」には次のように示されている。

「法令における漢字使用等について

一

法令における漢字使用等は、法律については次回国会（常会）に提出するものから、政令については昭和五十六年十二月一日以後最初の閣議に提出するものから、別紙「法令における漢字使用等について」による。

二

新たに法律又は政令を起案する場合に別紙「法令における漢字使用等について」によるのはもちろん、既存の法律又は政令の改正について起案する場合（文語体の法律又は勅令を文体を変えないで改正する場合を除く。）にも、同様とする。したがって、改正されない部分に用いられている語と改正すべき部分に用いるこれと同一の内容を表す語とが書き表し方において異なることとなつても、差し支えない。

三

一及び二は、条約についても、同様とする<sup>(25)</sup>。

筆者は竹島政府委員の(a)「法文には現代語を用いることとする昭和56年政府申し合わせ論」に見合う内容を昭和56年の告示等から見いだすことはできなかった。いずれにせよ、西村委員と竹島政府委員の間のやりとりに登場する内閣告示のうち昭和61年の告示は「仮名遣いのよりどころ」であり、昭和56年の告示は「漢字使用の目安」である。いずれも行政における文書作成上の手引きとして内閣総理大臣を頂点とする行政の活動を拘束する性質を備えているのであるから、内閣官房長官といえども、異論を差し込む余地はないともいえよう。しかし第1に「仮名遣い」に関しては「現代の国語」に該当するか否かに応じて「歴史的仮名遣い」と「現代仮名遣い」のいずれかを選択する余地はあり得るのであり、「告示」から機械的に「現代仮名遣い」とする結論が導かれるわけではない。そして第2に、「別添」の「法令における漢字使用等について」には「文語体の法律又は勅令を文体を変えないで改正する場合を除く」と記されており、「文語体」の法律が改正時に文体を変えず、もとのままの漢字を用いて書かれる余地は残されている。「文語体」が使用され、「常用漢字表」にない漢字が使用された法律の存在自体が全面的に排除されている訳ではないのである。

これらの事実は、内閣が機械的に結論に至ったとする説明が法案の内容を選択の余地のない内容であるかのように演出する効果を発揮し、この効果と引き替えに法案提出までに行われた政策選択の実態が国民から

は不可視化されていることを物語っているのではないであろうか。さらには、こうして選択の余地が排除されるべき外形が整えられれば、国民が「君が代」に寄せる心情に関する配慮が等閑視されていることへ批判の目が向けられることもない<sup>(96)</sup>。ここにおいて、「日の丸・君が代」が国民の間で慣習的・慣行的に「国旗・国歌」とされてきた伝統の内実が行政の内部手続きの統一性の論理の前にひとたまりもなく瓦解したのである。

#### 1-5-2-2-2 『日の丸』の呼称論争について

西村委員は君が代の歌詞の表記に関する記号表現の同一性保持論と同様に、「日の丸」の呼称に関しても記号表現の同一性保持論を展開した。西村委員の1回目から4回目までの質疑のなかで創設規定と確認規定をめぐる議論ならびに立法事実をめぐる議論が行われた際、慣習ないし慣行の維持が話題とされたことについてはすでにふれた。その際、西村委員ならびに答弁に立った竹島政府委員が慣習ないし慣行の維持を主張し、大森政府委員が慣習法に言及したこと、そして野中内閣官房長官が慣習ないし慣行の定着と法制化を切り離していたことについてもすでにふれた。

西村委員が「君が代」の歌詞の表記についても、「日の丸」の呼称についても記号表現の同一性保持を主張するのは、西村委員が確認規定論者であり、すでに慣習化しているはずの「国旗・国歌」としての「日の丸・君が代」をそのまま法制化後の「国旗・国歌」とすることを主張しているからである。これら一連の主張には一貫性が認められる。

これに対して、答弁に立った竹島政府委員は、慣習ないし慣行の成立について肯定的な姿勢を示していたにもかかわらず、「日の丸」の呼称および「君が代」の歌詞の表記の変更が慣習ないし慣行に反しないかについては言及していない。もとより答弁者の立場にある竹島政府委員の発言は西村委員からの質問に回答するために必要な範囲を超える必要はないのだから、国民が耳を傾けるべき議論を政府から引き出す役割は、質問者に求められねばならない。「日の丸」の呼称に関しても「君が代」の場合と同様に記号表現の同一性保持論を展開する西村委員は、慣習・慣行の定着か慣

習・慣行からの離脱かを問う質問をすることができたかも知れないが実際にはそうするかわりに「君が代も大和言葉なら日の丸も大和言葉」だから「子孫に伝える」という論法を採用することで、問題の所在を「大和言葉」の継承に限定した。こうして西村委員は国民の前に示されるべき論点を潜在化させ、国民は答弁者側の説明の矛盾を知る機会を失ったのである。

#### 1-5-2-2-3 「国旗国歌法成立後の国旗保護立法」について

西村委員は10回目の質疑のなかで(c)「国旗国歌法成立後の国旗保護立法に関する質問」をおこなった。これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、あたかも目の前にいる西村委員が眼中にないかのごとき素っ気なさで(a)「国旗国歌法案の提案理由の説明」を行い、そのなかで(b)「国旗・国歌の慣行的定着論」に言及した。

その様子は一見、答弁者としての誠実性に欠けるかにも見える。しかしそうではない。西村委員に先立ち3番目に登壇した石垣一夫委員は16回目の質疑のなかで「尊重規定を設けなかった理由について」質問した。これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は「国旗・国歌の法制化は、日の丸・君が代」の根拠を明確に規定すること」を目的としており、「基本的には、法制化により」「国民生活に何らの変化や義務を生じ、かつ影響を与えるものではない」と答弁していたのである<sup>(97)</sup>。西村委員の質問は石垣委員の質問を別の形で繰り返したものであるが、石垣委員の場合とは異なり国旗国歌法案そのものを対象とする質問ではなかった。野中内閣官房長官の答弁の素っ気なさは、西村委員の質問が委員会審議の目的からはずれていることの不適切さを言外に示したものであるとともに、この法案が何らかの義務と関連しているかもしれないという質問に背を向ける姿勢を示したものと見えよう。

ただし野中内閣官房長官は、(b)「国旗・国歌の慣行的定着論」に言及することで、一旦は切り離れたはずの慣行的定着と法制化との関係を再び結びつける矛盾を犯すこととなった。

他方、この答弁の直後の11回目の質疑で、西村委員は(a)「国旗の法的保護を将来の課題と位置づける

発言」を残している。この発言は、西村委員がこの法案の内容に関する何らかの義務づけが将来の課題ではなく今ここにおける検討課題であることの認識を欠いていることを例証しているとともに、そのように西村委員を導いた野中内閣官房長官のコミュニケーションの巧みさを例証しているといえよう。

#### 1-5-2-3 質疑 (11) 「防衛駐在官制度に関する質問」について

11 回目の質疑で西村委員は、(a) 「国旗の法的保護を将来の課題と位置づける発言」と、(b) 「防衛駐在官 (駐在武官) に関する質問ならびに要請」をおこなった。これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、(a) 「西村委員からの要請への前向きな回答」で応じた。

西村委員の (b) 「防衛駐在官 (駐在武官) 制度に関する質問」は、国旗国歌法案とは無関係な質問であり、国民に対して「非常に失礼」な質問である。本人も「非常に失礼」であることへの自覚を表明している。これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、西村委員が「仲介の労をとっていただきたい」と要請したことをたしなめもせずに快諾し「両大臣に」「お願いをしたい」と応じた。

野中内閣官房長官のここでの応答と西村委員の10回目の質問に対する応答とを比較してみれば、両者の違いは歴然としている。国旗国歌法案と「義務」とが互いに結びつけられる可能性に出会った際の容赦のない応答と、たとえ「非常に失礼」な質問でも政府の政策展開に好都合なアナウンスの機会に出会った際の好意的な応答の使い分けは、野中内閣官房長官のコミュニケーションの巧みさを例証している。西村委員の場違いな質問を利用して場違いな発言に時間を費やす巧みさは、国民に対して「非常に失礼」である点を除いては、西村委員よりも水際だっているといえよう。しかしそれはあくまでも「戦略的行為」の巧みさである。

#### おわりに

本稿は、第145回国会における国旗国歌法案審議のうち衆議院内閣委員会における第1回審議において行

われた西村眞悟委員の質疑と政府側答弁を検討の対象とした。コミュニケーション学の視点からは第1に審議の全般を通じて「コミュニケーション的行為」と「戦略的行為」の相克がみられたこと、第2に、『『日の丸』の記号論』を通じて意味と記号の関係をめぐるコミュニケーションの視点が多くの問題への糸口となることが明らかにされたこと、第3に「立法事実論争」を通じて政府側答弁者間に認識の不一致がみられたこと、第4に「君が代の歌詞の表記論争」を通じて政策選択の不可視化が見られたこと、第5に『『日の丸』の呼称論争』を通じて質問者とその主導権を十分に発揮しきれないために国民が耳を傾けるべき議論が引き出されない事態が見られたこと、第6に「国旗国歌法成立後の国旗保護立法」ならびに「防衛駐在官制度に関する質問」を通じて老練な政治家のコミュニケーションの巧みさが「コミュニケーション的行為」よりも専ら「戦略的行為」において発揮される様子が見られたこと、が特筆される。かかるコミュニケーション特性は国会審議が国民の付託に十分に答えていないことの例証である。それがはたして討議を意図的に不可視化するための共同作業であったか否かは本稿の射程外である。

- (1) 拙稿、「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(3)」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26巻2号2009年31-46頁。
- (2) 審議内容は衆議院サイト (<http://www.shugiin.go.jp>) で提供されている議事録「145-衆-内閣委員会-11号」(会議日:平成11年7月1日)を参照した。
- (3) 拙稿、「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(3)」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26巻2号2009年31-46頁とりわけ39-40頁参照。
- (4) コミュニケーション的行為および戦略的行為については、ユルゲン・ハーバーマス著『コミュニケーション的行為の理論(上)(中)(下)』未来社、1985、1986、1987年及び大石裕・岩田温・藤田真文著『現代ニュース論』有斐閣、2000年、199～209頁参照。

- (5) 拙稿、「第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（3）」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26 巻 2 号 2009 年 31-46 頁とりわけ 37-38 頁参照。
- (6) 前掲註参照。
- (7) 「慣習法は、多年の慣行が一般国民の法的確信を得ることによって成立するものである」と説かれる（〔清宮四郎『憲法 I（新版）』有斐閣、1971 年、376 頁。
- (8) 末川博編『全訂法学辞典』日本評論社、1971 年、131 頁。
- (9) 石川利夫他編『新版法学用語辞典』評論社、1982 年、96 頁。
- (10) 神野清『要説日本国憲法』学陽書房、1981 年、13 頁。
- (11) 川利夫他編『新版法学用語辞典』評論社、1982 年、96 頁。
- (12) 井上茂・矢崎光岡編『法哲学講義』青林書院新社、1970 年、151 頁。
- (13) 荒秀編著『現代法学入門』八千代出版、1995 年、19 頁。
- (14) 日本国憲法第 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」と定めている。また日本国憲法第 73 条第 6 号は、内閣の行う事務として「この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を定め、内閣に政令制定権を認める一方、第 73 条第 6 号但し書きにおいて「但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない」と定めている。
- (15) 市原昌三郎『行政法講義〔改訂第二版〕』法学書院、1996 年、64 頁。
- (16) 塩野宏『法治主義の諸相』有斐閣、2001 年、112 頁。
- (17) 前掲書、141-174 頁参照。
- (18) 田中二郎・原龍之助・柳瀬良幹編『行政法講座 第 1 巻行政法序論』有斐閣、1964 年、270 頁。
- (19) 前掲註参照。
- (20) 明治 31 年法律第 10 号。
- (21) 旧法例（明治 31 年法律第 10 号）は平成 18 年 6 月 21 日法律 78 号によりその全部を改正されたが、旧法例第 2 条は法の適用に関する通則法（平成 18 年 6 月 21 日法律第 78 号）第三条「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。」に受け継がれている。
- (22) 最高裁判所は博多駅事件に関する昭和 44 年 11 月 26 日の大法廷決定（刑集 23 巻 11 号 1490 頁）のなかで「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」と述べている。
- (23) 前書きのうち引用箇所を含む「4」と「8」の全文は次の通り。「4 この仮名遣いは、主として現代文のうち口語体のもに適用する。原文の仮名遣いによる必要のあるもの、固有名詞などでこれによりがたいものは除く」。「8 歴史的仮名遣いは、明治以降、「現代かなづかい」（昭和 21 年内閣告示第 33 号）の行われる以前には、社会一般の基準として行われていたものであり、今日においても、歴史的仮名遣いで書かれた文献などを読む機会が多い。歴史的仮名遣いが、我が国の歴史や文化に深いかかわりをもつものとして、尊重されるべきことは言うまでもない。また、この仮名遣いにも歴史的仮名遣いを受け継いでいるところがあり、この仮名遣いの理解を深める上で、歴史的仮名遣いを知ることは有用である。付表において、この仮名遣いと歴史的仮名遣いととの対照を示すのはそのためである」。なおこれらの資料はインターネットの文化庁サイト内の「国語施策情報システム」（<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>）で提供されているものを使用した。
- (24) 昭和 56 年 10 月 1 日内閣法制局総発第 141 号「法令における漢字使用等について」参照。なおこの資料はインターネットの文化庁サイト内の「国語施策情報システム」（<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>）で提供されているものを使用した。
- (25) なお、ここに引用されている「別紙『法令における漢字使用等について』」は、その冒頭で

「一 漢字使用について

昭和五十六年十月一日事務次官等会議申合せ  
「「公用文における漢字使用等について」<sup>記1</sup>漢字使用  
について」による」としている。

なお、ここで参照されている昭和五十六年十月  
一日事務次官等会議申合せ「「公用文における漢  
字使用等について」<sup>記1</sup>漢字使用について」は次の  
とおり。

「記1 漢字使用について

(1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(昭和56  
年内閣告示第1号)の本表及び付表(表の見方及び使  
い方を含む。)によるものとする。

なお、字体については通用字体を用いるものとする。

(2) 「常用漢字表」の本表に掲げる音調によって語を書き  
表すに当たっては、次の事項に留意する。

ア 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

<例> (省略)

イ 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で  
書く。

<例> (省略)

ただし、次のような副詞は、原則として仮名で書く。

<例> (省略)

ウ 次の接頭語は、その接頭語が付く語を漢字で書く場  
合は、原則として、漢字で書き、その接頭語が付く語  
を仮名で書く場合は、原則として、仮名で書く。

<例> (省略)

エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く。

<例> (省略)

オ 次のような接続語は、原則として、仮名で書く。

<例> (省略)

カ 助動詞及び助詞は、仮名で書く。

<例> (省略)

キ 次のような語句を、( ) の中に示した例のように用  
いるときは、原則として、仮名で書く。

<例> (省略)。

(26) 西村委員は「国民」の受け止め方に言及してい  
ない。

(27) 拙稿、「第145回国会における国旗国歌法案審議  
の分析(2)」『常磐大学人間科学部紀要 人間  
科学』26巻1号2008年1-15頁とりわけ11頁参照。



## ショパンとパリの音楽界

岡部 玲子  
OKABE, Reiko

### Chopin and the musical community in Paris

It is well known that Chopin was popular in the Parisian musical community. But some ambiguities still remain on how he reached popularity.

In this study, it was investigated based on various documents by using the names appearing in Chopin's letters as a clue, why Chopin went from Vienna to Paris, and how he was accepted in Paris.

As a result, the followings were clarified:

- (1) Chopin went to Paris at his own will for personal security.
- (2) Chopin was able to start his activities in Paris thanks to the letter of introduction from Malfatti of Vienna to Paer.
- (3) Chopin's debut concert in Paris was successful through the cooperation of musicians introduced by Paer, and the name of Chopin became widely known all over Paris.
- (4) It has been often said that Chopin considered emigrating to America due to poverty, but it is perhaps not a fact.
- (5) Chopin was supported by the Polish exile society in Paris.
- (6) Perhaps, through the nobles in Polish exile society and the music salons in Paris, Chopin moved in the polite society of Paris.

Paris was a place where music salons just became popular, a lot of pianists from many countries gathered, and nobles scrambled to employ a popular pianist for themselves and for their wives and children. Therefore, one of a kind like Chopin who composed mainly piano music throughout his life and leading a life as a unique talented pianist must have been possible only in a city like Paris.

#### 1. はじめに

ポーランドで生まれ育ったショパン (1810-49) が、パリで社交界 (音楽サロン) の寵児となったことは、よく知られている。しかし、そこに至る経緯、特にパ

リに到着した当初については、不明なことが多くあり、いまだ十分に解明されていない。そこで拙論では、ショパンがなぜパリへ向かったのか、そして、パリではどのように受け入れられていったのかを中心に、論究していきたいが、その手法としては、ショパンの手紙

に現れる人名を手がかりとして、論じていくことになる。<sup>(注)</sup>

(注) 論者は、2008年3月29日(土)に、フランス音楽研究会の仲間たちと、コンサート『サロン"Carrefour" (芸術と芸術家の交差点)「春～愛とエスプリの音楽」』(表1)を開催した。その準備に際して、演奏のために曲の背景を調べていくうちに、音楽・美術・文学の様々な芸術家の交流、すなわち、ラヴェル作曲「博物誌」をめぐって、ルナル (原作者)とロートレック (挿絵)、ボナル (挿絵)の交流、その交差点的役割をしていた「白雑誌」、

ショパンとサンド、そしてショパンとサンドとドラクロワとの交流、ドラクロワが描いたショパンとサンドの絵、等々が重大な役割をなしていることが浮上してきた。これらの人物の交流の中から、ショパンとドラクロワの関わりが明らかとなり、その関わりを探っていくうちに、広範囲の検討が必要となることが判明した。したがって、差し当たっては、何故パリへ行っただかというショパンの意識と、パリにおける当初の状況に問題を絞ったうえで、論点を、ショパンがパリの音楽界に受け入れられるまでの範囲にとどめることとした。

表1. 研究のきっかけとなったコンサートのチラシより

<p>サロン "Carrefour" (芸術と芸術家の交差点)</p> <p><b>「春～愛とエスプリの音楽～」</b></p> <p><b>プログラム</b></p> <p>ラヴェル： 博物誌・・・ロートレックとボナルの挿絵と共に・・・</p> <p>ショパン： ワルツ作品34-3、ノクターン遺作 嬰ハ短調、ロンド作品1</p> <p>サティ： 1916年の3つの歌</p> <p><b>トークと演奏</b>・・・ボンボン・オ・ショコラと共に・・・</p> <p>阿部理香 (歌) 市川景之 (歌曲ピアノ) 岡部玲子 (ピアノソロ)</p> <p>青木三郎 (文学監修) 植村洋子 (パティスリ) 馬場玲 (アートコーディネイト)</p> <p>ヴィヴィアン・ノブス (アドヴァイザー)</p> <p>2008年 3月29日(土) 3:00-4:30</p> <p>スタインウェイルーム (つくばコミュニケーションプラザ内)</p>
--

## 2. 1830年代から40年代にかけてのパリ音楽界の状況

パリでは、シャルル10世下に首相として反動政策を行ったポリニャックの弾圧に対して、民衆が蜂起し、1830年に七月革命が起こった。その結果、ブルボン家に代わって、オルレアン家のルイ＝フィリップの立憲的な「七月王政」(1830-48年)が成立した。ルイ＝フィリップは、議会政治を実現したが、制限選挙制であったため、上層ブルジョワジーの利益が代表され、典型的なブルジョワ支配体制となった。労働者階級には不満が増大し、社会主義の思想と組織の確立を促すこととなった。だが、実はこの体制下におけるブルジ

ョワたちが、パリに繁栄をもたらし、音楽家たちの活動を支えたのである。

フランスの作曲家や聴衆は、何世紀もの間、音楽を独立した形の芸術とは考えていなかった。むしろ、それを主に言葉や舞台演技、公的な式典や宗教的儀式と結びついた従属的な芸術と見なしていた。すなわち、独立した純粋な器楽音楽は発達しておらず、器楽は声楽や儀式に付随するものと考えられていた。Charlton;Trevitt;Gosselin 2001では、1789～1870年のパリの音楽界を、1. 宗教音楽機関、2. パトロン、3. オペラ団体、劇場、4. 演奏会活動、5. 教育、6. 音楽批評、出版、楽器製造、の6項目に分けて解説し

ている。この中で、5. と6. に関しては解説が僅かで、5. にはショパンに直接関わりがあると考えられる記述が見あたらない。6. は、主に雑誌名や楽器製造会社名を挙げるにとどまっている。したがって、ここでは以下のように1.～4. の4項目を取り上げ、必要に応じて5. と6. に関わることに触れながら、1830年代から40年代の当地の音楽事情を検討していく。

1. 宗教音楽機関：宮廷礼拝堂は、過去には1792年に閉鎖、その10年後にナポレオンにより再興されたが、1830年の七月革命で再び閉鎖された。次に再興されたのは、ナポレオン三世の時、つまり1852年以降となるので、ショパンがパリで過ごした30年代および40年代は閉鎖されていたことになる。パリは特権的な司教区であったが、資金不足のため、19世紀半ば以前には、目立った音楽活動はほとんどされていなかった。したがって、宗教機関における音楽家の活動は、ほとんどなかったと考えられる。ショパンも同様である。

2. パトロン：フランス革命により貴族やブルジョワ階級の音楽擁護の活動は一時停滞したが、ナポレオンの亡命貴族に対する恩赦で個人的パトロンが早期に復活した。すなわち、18世紀の音楽サロンが、19世紀にも引き続き活動することとなった。新しい社会の到来とともに、新興の市民階級によって築かれた富が、パリをかつてない繁栄に導いた。彼らも、貴族たちと同様に、売れっ子ピアニストを高給教師として雇う状況が生まれた。このような状況下で、ショパンも1回20フランで1日に8-9人もの生徒にピアノを教えた。さらに、裕福な出版社は、お気に入りの作曲家の作品を出版することにより、楽器製造会社は楽器の改良に努めて新しい楽器を提供することにより、パトロンの役割を果たした。

3. オペラ団体、劇場：伝統的にオペラハウスが優位であり、当時の作曲家の多くは、パリでオペラを書くことに関心を寄せていた。1830-31年の間に、少なくとも16の劇場が演目のなかで定期的に音楽を用いていた。最も権威のあるオペラ座では、アブネック [Habeneck, François-Antoine 1781-1849] が、1821年から1846年まで監督・指揮を歴任した。アブネック

のパリ音楽界における影響力や地位は他に並ぶものがなく、特に晩年の20年間には絶大な権力を誇っていた。ちょうど、ショパンがパリで過ごしていた時期である。

4. 演奏会活動：演奏会には劇場を使用するのが一般的であったが、1811年に、本格的なコンサートホールが、パリ音楽院に開設された。パリ音楽院のオーケストラは、その頃では珍しく、常任指揮者がいて、入念なりハーサルをする優れたオーケストラであった。1828年2月に、アブネックがパリ音楽院演奏協会を設立、この協会が主催して、公式に新しいコンサートシリーズが開始された。この演奏協会は、芸術大臣らの許可を得た社会的権威のあるものである。アブネックの最大の功績は、ベートーヴェンの音楽をフランスに紹介したことにある。その他、パリ音楽院演奏協会の活動に刺激されて、1820年代後半から30年代前半には様々な演奏会シリーズが起こったが、いずれも短命に終わった。

「2. パトロン」の中で記述されている「音楽サロン」であるが、サロン<sup>(註)</sup>とは、宮廷や貴族の邸宅を舞台にした社交界のことである。フランスの宮廷に起源を持ち、主人が、文化人、学者、作家らを招いて、上流階級の人々や芸術家などが集まり、交遊する場であった。知的で洗練された会話や振る舞いが必要であった。ベーチ2005によると、18世紀後半以降のサロン文化は、突然ふたつの異なった道に分かれて歩み始めた。ドイツ、オーストリア、イギリスでは、フランスにならって文学サロンが活気づく一方で、フランスでは音楽サロンが重要な存在となった。音楽サロンの発展は、フランス革命がある意味原動力となり、19世紀のとくに重要な音楽サロンはパリにあったという。そして、そのすべてに結び付く名前がショパンである、と述べている (ベーチ2005: 25-30)。すなわち、文学サロンにおける言葉による発言は、当局による取締りの危険を伴ったが、音楽サロンではその心配が無かったため、フランス革命後のパリで発展したということである。ショパンがパリに居た当時、パリで認められるためには、公開演奏会以上に音楽サロンに呼ばれること、それも名のある音楽サロンに迎え入れられることが必須

となっていた。ショパンは、ポトツカ夫人、マリー・ダグー夫人、マリー・プレイエル等、数多くのサロンに出入りしていた。

(注) サロンという言葉は、美術では、パリの芸術アカデミーの公式展覧会を指す。混乱を避けるために、美術のサロンについては「サロン・ド・パリ」と記述することにするが、拙論の範囲においては出てこない。

### 3. ショパンがパリに受け入れられるまで

前章で見てきた背景を踏まえて、ショパンがどうしてパリを目指したのか、そして、どのようにしてパリの音楽界に認められていったのかを考察する。

#### 3.1 ショパンは何故パリを目指したか

ショパンは、1810年3月1日にポーランドのワルシャワ近郊のジェラゾヴァ・ヴォラで生まれた。父はフランス人で、スカルベック家に伯爵の息子の家庭教師として雇われていた。母はポーランド貴族の末裔。一家は、ショパンが生まれて間もなくワルシャワに移った。父がワルシャワに新しくできたリツェウム（高等学校）のフランス語とフランス文学の教職に就いたからである。ショパンは、ワルシャワ音楽院卒業後、自分の力を試すために、1829年にウィーンを訪れた。わずか1ヶ月足らずの滞在の間に、国外で初めての演奏会を2回行い、華々しいデビューを飾り、楽譜の出版も決定した。翌年、フランスの7月革命勃発のニュースにためらいながらも、11月に再びウィーンへ出発した。その直後にワルシャワ蜂起が起こり、ウィーンの対ポーランド感情が悪化、ウィーンで活動が出来ないまま、1831年7月にウィーンを去り、ザルツブルグ、ミュンヘン、シュトゥットガルト（ここでワルシャワ陥落を知る）経由で9月中旬にパリ到着、以後、祖国ポーランドへ一度も戻ることなく、人生の後半をパリで過ごすこととなった。

2度目のウィーン滞在の後に、ショパンが目指した行き先として、イタリア、あるいは、パリ経由でイギリスに赴こうとした等、数多くあるショパンの伝記では諸説言われてきた。しかし、以下の1831年6月25日付のショパンの手紙（ワルシャワの両親宛）からは、

目的地として記されたイギリスは、旅券獲得のための手段であり、ショパンがパリを目指していたことが確認できる。

「イギリス向けの旅券を取ってパリに行こうと思います。マルファッティは親友のパエール宛ての紹介状をくれるといっていますし、カンドラーはもうライブチッヒの音楽新聞にぼくのことを書いているのです。」（ヘドレイ 1965：121）

ワルシャワ蜂起後、ロシア大使館は、パリ行きのポーランド人を政治的に怪しんでいた。旅券が取れた報告のショパンの手紙（7月16日付）に、旅券はロシア大使館に二日留め置かれた、とあることから、ショパンの旅券はロシアの干渉を受けていたようである。

では、なぜパリだったのか。ショパンの往復書簡選集（Hedley1962）の翻訳者、小松雄一郎が、その解説の中で、「ショパンがパリに求めたものは、まず第一に『自由、平等、友愛』のフランス、ポーランドの味方であるフランスであって、パリの華麗、エレガンス、『芸術性』ではなかった。」（ヘドレイ 1965：529）と言うように、当時の社会情勢から考えても、主たる動機は、身の安全のためであったと考えられる。

#### 3.2 パリ到着後

ショパンはパリを目指すに当たって、ウィーンから紹介状をいくつか携えてきた。マルファッティからパエールへの紹介状、それから出版社宛にいくつかの紹介状である。ポーランドの師エルスネルからルシュールへの紹介状もあった。それらの中でも、マルファッティが持たせた親友パエールへの紹介状が最も重要だったと考えられる。マルファッティは皇帝公認の医師で、世界的に知られた人物であり、音楽を愛し、ベートーヴェンの臨終を診察した医師だった。マルファッティの妻はポーランド人であり、ウィーンで活動できずに悶々としていたショパンを、度々ポーランド料理でもてなした。マルファッティはショパンの才能が埋もれる事を惜しんで紹介状を書いてくれた。紹介状の宛先、パエール [Paer, Ferdinando 1771-1839] は、イタリアの作曲家で、19世紀の最初の10年間、イタリアのオペラ・セミセリア発展の中心人物の一人だった。フランスでは、当時は、まだ自国の音楽の下地が

できていなかったため、招聘されたのである。パエールはヨーロッパ中のほとんどの宮廷から楽長の地位に就くように要請されるほどに、その才能が高く評価されていた。1797-1801年の間は、ウィーンのケルトナー・ナートーア劇場の音楽監督を務めた。ここでベートーヴェンと知り合っていることから、マルファッティとの交友関係もこの頃から始まったであろうと推測される。その後、パエールはドレスデンの宮廷楽長となるが、ナポレオンの要請を受けて、1807年に帝室礼拝堂楽長に就任し、オペラ・コミック座の監督やイタリア座の音楽監督を歴任した。彼を引き立ててきたナポレオンが失脚した後は、イタリア座の監督に留まるだけだったが、それでも上流社会での歌や作曲の教師としての収入もあり、影響力のある地位と裕福な生活が十分維持できた。1832年には国王ルイ＝フィリップの私設礼拝堂の指揮者に任命されたのであった。

パエールのお陰で、ショパンは役所からパリ滞在を許可されたという（マレック&ゴードン＝スミス 1981：82）。そして、パエールからは、ケルビーニ、バイヨ、ロッシーニ、カルクブレンナーを紹介された。ショパンが彼らに会ったことは、1831年12月12日の手紙で確認できる（河合 2001：24、ヘドレイ 1965：132）。これらの人物は、以下に記すように、パリの音楽界における重鎮とも言える名士たちである。

ケルビーニ [Cherubini, Luigi 1760-1842] は、フランスで活動したイタリアの作曲家、指揮者、教師、音楽理論家、学校管理者、音楽出版者である。半世紀にわたるフランス音楽界の重鎮で、1822年より42年までパリ音楽院の院長を務めた。

バイヨ [Baillot, Pierre 1771-1842] は、フランスのヴァイオリン奏者兼作曲家で、パリ音楽院教授、パリ・オペラ座管弦楽団の首席奏者（1821-31年）、1825年から宮廷礼拝堂オーケストラの首席奏者を務めた。

ロッシーニ [Rossini, Gioachino 1792-1868] は、イタリアの作曲家である。19世紀前半、ロッシーニほどの名声と富、大衆の人気、芸術的影響力を誇った作曲家は他にいない。1823年にパリを訪れて国王の歓待を受け、1824年にパリのイタリア座の芸術監督となった。イタリア座はもちろんのこと、オペラ座でも《オリ伯爵》《ウィリアム・テル》等の新作上演や、《ゼ

ルミーラ》《セミラーミデ》等の旧作の改作上演が行われ、まさに一世を風靡した。肉体的にも精神的にも衰えが見え始めた1836年にはイタリアへ移り、1855年に戻るまで長期にわたってパリを離れた。

カルクブレンナー [Kalkbrenner, Frédéric 1785-1849] は、パリ音楽院出身であり、ドイツ生まれのピアニスト兼作曲家、ピアノ教師である。イギリスで活動した後、1824年の末よりパリに落ち着き、ピアノ製造会社ブレイエルの技術改良に協力し、同時にすぐれた経営手腕を発揮した。当時、既にピアノ演奏の中心地だったパリで第一人者となり、ヨーロッパ全土に名を馳せた。彼は、全盛期の1831年に、ピアノのメソッド作品108を出版、同年に、若手教師のために、より高度な研修講座を始めた。ショパンは1831年11月にカルクブレンナーを訪ねた時、始めたばかりのこの講座への参加を勧められ、躊躇しながらも断った。その主な理由は、カルクブレンナーが提案した3年間という勉強期間が長すぎると感じたことである。それでも、二人の交流は続き、カルクブレンナーは、1832年2月26日にサル・ブレイエルで行われることになるショパンのパリでのコンサートを実現するために積極的に手を貸した。このコンサートが、ショパンのパリでの最初のコンサートである。ショパンはカルクブレンナーに自作のピアノ協奏曲第1番短調作品11を献呈した（1833年出版）。

パエールは、さらにメンデルスゾーンを（マレック&ゴードン＝スミス 1981：82）、そして、マリー・ブレイエルを（ベーチ 2005：31）、ショパンに紹介したという。ドイツの作曲家、メンデルスゾーン [Mendelssohn (-Bartholdy), Felix 1809-1847] は、1825年にパリを訪れた際に、ケルビーニ、カルクブレンナー、バイヨ、ロッシーニと会った。しかし、ショパンとは面会の機会に恵まれなかった。その時は、ショパンがまだパリに来ていなかったからである。メンデルスゾーンは、1831-32年の冬を再びパリで過ごすことになったが、この時にショパンと会っている。この間のいきさつについては未解明の部分が多く、二人の出会いが、ケルビーニ、カルクブレンナー、バイヨ、ロッシーニ等を通してなのか、それとも、パエールが直接ショパンに紹介したのかについては不明である。

一方、マリー・ブレイエルという女流ピアニストに

関しては後述することとし、まずは、マリーの夫、カミーユ・プレイエル [Pleyel, Camille 1788-1855] から述べたく思う。というのは、夫カミーユは、カルクブレンナーの説明箇所で触れた「ピアノ製造会社プレイエル」と深い関係にあったからである。彼は、父イニャス（イグナス）・プレイエルとの共同経営者（出版社、ピアノ製作会社）であり、特にピアノ製造部門の責任を負っていた。一方で、彼自身、作曲家兼ピアニストでもあった。1832年2月26日のショパンのバリ・デビュー演奏会は、1830年に会社が設立したサル・プレイエルで行われた。二人の交流は、ショパンの生涯にわたって続くのである。

マリー・プレイエル [Pleyel, Marie Moke 1811-1875] は、1830年まで女子校でピアノを教え、フェルディナンド・ヒラーやベルリオーズと同僚だった。ヒラーの恋人だったマリーは、ベルリオーズと恋愛の末、婚約にまで至った。しかし、1830年12月にローマ賞を受賞したベルリオーズがローマへ出発すると、バリに残されたマリーは、恋愛事件のスクandalから身を守るために、3ヵ月後にカミーユ・プレイエルと結婚した。この結婚はすぐに破局へと向かい、1835年に正式に離婚した。離婚後、マリーは演奏活動を再開して各地で大成功を取めた。これは、女性の芸術活動が好奇の目で見られた当時としては異例なことである。

このマリー・プレイエルとショパンの出会いに関しては、前述のように、カルクブレンナー、そして夫カミーユ・プレイエルとの関係もあり、ベーチの言うように、パエールの直接の紹介なのかどうか疑問である。マリーは、婚姻中は、夫カミーユ・プレイエルによって音楽サロンの運営を任されていた。ベーチによると、ショパンのデビュー演奏会は、マリー・プレイエルがショパンに演奏会を開くように依頼したという。さらにベーチの言によれば、「ちょうど一ヵ月後の一八三二年三月二十日、ショパンは同じ場所で二回目の演奏会を開く。感謝の意をこめて、ショパンはマリー・プレイエルに、一八三一年に完成していた作品九の《三つのノクターン》のうち一曲を捧げる。また、作品六十九の一のワルツも夫人への献呈作品である」（ベーチ 2005：34）とのことである。このベーチの記述は、検討が必要である。まず、マリーが演奏会を依

頼したという部分であるが、ベーチ 2005 の『音楽サロン』は、副題に、「秘められた女性文化史」と付されていることから判明するように、女性主導の観点をあくまで尊重するような記述の仕方になったと思われる。しかも、「ちょうど一ヵ月後の一八三二年三月二十日、ショパンは同じ場所で二回目の演奏会を開く」とあるが、この日にショパンの演奏会が開かれたという事実は、アトウッド 1991 や Michałowski:Samson 2001 等、他のどの資料にも出てこない。これらの資料では、ショパンの次の演奏会は、1832年5月20日、パリ音楽院ホールでの慈善演奏会とされている。それから、「作品九の《三つのノクターン》のうち一曲を捧げる」という部分であるが、作品9は3曲セットで出版されており、それが、カミーユ・プレイエル夫人（マリー・プレイエル）に献呈されたのであり、そのうちの1曲というのは誤りである。さらに、「作品六十九の一のワルツも夫人への献呈作品である。」というのも、以下に記す理由により誤りである。すなわち、ショパンの作品番号の66以降は、ショパンの死後に親友のフォンタナによって出版されたものである。未出版の小品を書きとめた自筆楽譜を献呈するのは、いわゆる社交辞令のようなものであったため、曲によっては複数の自筆楽譜が存在し、別々の人に献呈されている場合がある。Kobyłańskaによると、作品69-1の場合、3種類の自筆楽譜の存在が判明しており、それぞれに次のような書き込みがある（Kobyłańska 1979:166）。

- ① ショパンの手で、1 ページ目の右上方に献呈「pour Mlle Marie」、2 ページ目 6 段目の上に署名「FF Chopin」、7 段目の上に場所と日付「Drezno Sept. 1835」が書かれている。
- ② 譜面の右上端にショパンの手で、「à Mme Peruzzi hommage de FF Chopin 1837」と、献呈、署名、日付が書かれている。
- ③ 3 ページ目の右下にショパンの手で「à Mademoiselle Charlotte de Rothschild hommage F. Chopin Paris 1842」と献呈、署名、場所、日付が書かれている。

ベーチは、ショパンの①の献辞を論拠として、「Marie」をマリー・プレイエルと同一視したと思われ

る。しかし、1835年にドレスデンでこのワルツを贈った「Marie」は、プレイエル夫人とは別人で、ショパンとワルシャワで旧知だったヴォジンスキ家の娘、マリア・ヴォジンスカである。ドレスデンで再会した時、すっかり成長した16歳のマリアにショパンは一目惚れした。そして、ヴォジンスキ家の人々と一緒に1週間過ごした後、ドレスデンを離れるのだが、その際、マリアに贈ったのがこのワルツ作品69-1であり、「別れのワルツ」と呼ばれている。したがって、「作品六十九の一のワルツも夫人への献呈作品である」という記述も誤りということになる。

これらのことから、ベーチのマリー・プレイエルを巡る記述、マリーがショパンに演奏会を依頼したという記述は、信憑性が薄いと思われる。カルクブレンナーがプレイエルとの繋がりでサル・プレイエルを演奏の舞台として用意したという可能性が高いと想定され

る。

以上、見てきたように、ショパンはパエールから、ケルビーニ、バイヨ、ロッシニ、カルクブレンナーという、パリ音楽界における其々の分野の中心人物に紹介されたことにより、その後の人脈が広がり、パリでの活動の基盤となったと考えられる。

### 3.3 パリ・デビュー演奏会

サル・プレイエルで1832年2月26日に行われたショパンのパリ・デビュー演奏会のプログラムは、種々の文献に掲載されており、以下の表2で示されている通りである。五重奏、重唱、オーボエ独奏等、様々な出し物による構成となっている。現在のリサイタルの形態、つまり、一人のピアニストが、全ての演目を暗譜で演奏する形態は、意外にも、1839年のリストの演奏会に端を発するものである。ショパンの演奏会は、当時の習慣に従って、多彩な演目が並べられていたの

表2. ショパンのパリ・デビュー演奏会のプログラム

#### 第一部

1. ベートーヴェン作曲の五重奏曲、バイヨ、ヴィダル、ユルアン、ティルマン、ノルブラン氏の演奏による。
2. トメオ二嬢とイザンベール嬢による二重唱。
3. ピアノ協奏曲、F. ショパン氏の作曲および演奏による。
4. トメオ二嬢によるアリア。

#### 第二部

1. カルクブレンナー氏作曲による、六台のピアノのための序奏と行進曲付き大ポロネーズ、カルクブレンナー、メンデルスゾーン＝バルトルディ、ヒラー、オズボーン、ソヴィンスキ、ショパン氏の演奏による。
2. イザンベール嬢によるアリア。
3. プロードによるオーボエ独奏。
4. モーツァルトの主題による華麗なる大変奏曲、F. ショパン氏の作曲および演奏による。

(スモレンスカ＝ジュリンスカ 2001:148、1月15日のプログラムの写真より、岡部訳。)

実際に行われた2月26日のプログラムは残っておらず、資料として残存するのは、予定が延期になる前の1月15日、「ワルシャワ出身のフレデリク・ショパン氏による大演奏会 歌と器楽」と題されたものである。2月26日には、メンデルスゾーンの代わりにソヴィンスキが出演した。

であった。

表2に見るように、曲名には作品番号や調性などの記載がない。ショパンの協奏曲が、第1番作品11として出版された「ホ短調」なのか、第1番より早くに作曲されていた第2番作品21の「ヘ短調」なのかについては、明らかではない。この点を、エーゲルディングが指摘している（エーゲルディング 2007：201-8）。拙論では、まず、出演メンバーに注目したい。弦楽四重奏団はバイヨが出演を申し出た自分の弦楽四重奏団のメンバー、バイヨ、ヴィダル、ユルアン、ノルブランである。アトウッドによると、バイヨの弦楽四重奏団は、当時パリの尊敬の的であったという（アトウッド 1991, 上巻：96）。当日の演奏は五重奏曲だったために、さらにもう一人の奏者として、ティルマンが選ばれた。ショパン以外の演奏者名は、姓しか記されていないが、ショパンの手紙等に基づいて名前を明らかにしてその人物像を紹介すると、以下のようになる。

まず、ユルアン [Urhan, Chrétien 1790-1845] であるが、彼は、ドイツ生まれでフランス在住のヴィオラ奏者兼ヴァイオリン奏者、作曲家である。1814年オペラ座管弦楽団に入り、1823年にはその第1ヴァイオリン奏者の席に座り、1836年には同座専属のヴァイオリン独奏者となる。そのかわりで、バイヨ四重奏団においても活動した（1824-37）。アントン・ボーラーの四重奏団ではヴィオラを担当（1830-31）した。1828年、パリ音楽院演奏協会のコンサートマスターとなる。

ノルブラン [Norblin, Louis Pierre Martin 1781-1854] は、フランスのチェロ奏者。ショパンと同様に、父がフランス人、母がポーランド人だった。パリ音楽院卒業、1809年イタリア座管弦楽団入団、1811-41年オペラ座の首席チェロ奏者。1824年から1846年までパリ音楽院で教えた。バイヨ四重奏団のメンバー。アブネックとともに1828年のパリ音楽院演奏協会発足の一員だった。1831年12月14日、ショパンがワルシャワの師、エルスネルに宛てた手紙に「私の演奏会は25日に延期されたこと・・・それをまとめるにはたいへんな面倒がございました。そして、もしパエール、カルクブレンナー、特

にノルブラン（先生によろしくと申しております）がおりませんでしたら、こんな短時日で決して演奏会はできなかったでしょう。」（ヘドレイ 1965：147）とあることから、ノルブランはエルスネルと既知の間柄だったと思われる。

ティルマン [Tilmant, Théophile 1799-1878] は、フランスの指揮者兼ヴァイオリン奏者である。パリ音楽院で学び、イタリア座とオペラ座の管弦楽団でヴァイオリン奏者として活躍、イタリア座管弦楽団の副指揮者（1834-38）、首席指揮者（1838-49）。パリ音楽院演奏協会が設立された年である1828年から始まって、1860年まで副指揮者を務めた。

ヴィダルとブロードについては、詳細不明であるが、アトウッドによると、ヴィダルはイタリア座の指揮者であり、国王のオーケストラではパエールの下で弾いていた。オーボエ奏者のアンリ・ブロードは音楽院で教えるかわら、パリ・オペラ座でも演奏していた（アトウッド 1991, 上巻：100）。

スタマティ [Stamaty, Camille (Marie) 1811-1870] は、ピアニスト、作曲家、教師で、カルクブレンナーの弟子だった。ピアニストとしての最初の公開演奏会は、サル・プレイエルで1835年3月15日に行われた。

ヒラー [Hiller, Ferdinand (von) 1811-1885] は、ドイツの指揮者、作曲家、教師。メンデルスゾーンの親友。1828年からほぼ7年間パリに滞在し、数多くの演奏会を開き、ピアニスト、作曲家としての才能が高く評価された。

オズボーン [Osborne, George Alexander 1806-1893] は、アイルランドのピアニスト、作曲家。1826年にパリへ行き、J.P.ピクシスにピアノを、フェティスに和声と対位法を学ぶ。まもなくカルクブレンナーの指導の下にピアノ技巧を完成させ、フランスにおけるカルクブレンナーの演奏スタイルの最もすぐれた演奏者の一人となる。またたく間に、パリ、ロンドン両都市で流行のピアニストおよび高名な教師となった。

ソヴィンスキ [Sowiński, Wojciech 1805(1803?)-1880] は、ポーランドの音楽著述家、ピアニスト、作曲家、教師。1830年以降はパリに住み、主に音楽とピアノの教師として活動した。

声楽家のトメオーニは、18世紀から19世紀にかけ

て活躍したイタリアの音楽家の一族であるが、この一族に関しては、今でも記述に混乱がある。トメオーニ嬢というのは、おそらくエルミニア・トメオーニ [Tomeoni, Erminia (1783年以降パリ生・1845年以降没)] のことであろう。パリ音楽院で声楽と鍵盤楽器を学び、パリで歌ったり教えたりした後、ツアーに出た。イザンベール嬢については詳細不明である。

これらの出演メンバーは、バイヨとカルクブレンナーが集めてくれた人達だった。声楽家に関しては、ロッシーニの協力もあった。

次に、当日の聴衆に注目すると、その面々は主にポーランドから移り住んできた人たちで、ショパンの音楽家仲間や、ヴォイツェフ・グジマワ伯爵やチャトルリスキ家およびプラテル家の人々に勧められて来場した貴族たち、それから、カルクブレンナーの招待客である。この客たちは、著名な批評家、作家、ピアニスト、作曲家などパリ音楽界のリーダーたちだった。ヒラーは晩年、ショパンの最初のプレイエルでの演奏会には、パリの「全ての音楽の名士」が集まったと回想している。その中の一人で、ルヴュ・ミュージカル誌の編集長である批評の権威、フェティスは、1832年3月3日の同誌に、「ベートーヴェンが書いたピアノのための音楽と、ショパンの靈感がピアニストのための音楽として創り出したものは全く別である。それは芸術のこの種の分野に大きな衝撃を与えた。メロディは魂から溢れ出たという表現がびったりで、構成は想像性に満ち、どの部分をとっても独創的であった」と述べている。また、演奏家としても、「気品に満ち、さり気なく優雅で、音が澄んでいてかつ華やかでもあった」等、惜しむことなく称賛してショパンの名を広めた。しかし、即興的な趣が時おり感じられたことを、彼は好ましくないと考えたようである。(批評の全文は、アトウッド1991下巻：151-152)

以上、この演奏会のプログラムの中で、協力者として見える名前は、パリで、バエールがショパンに紹介した人たち、および、その人物とつながりのある人たちである。このデビュー演奏会の成功で、ショパンの名声はパリ中に広まった。つまり、ここでも、マルファッティからのバエール宛紹介状が有効に作用し、ショパンのパリでの出発を決定付けたと言える。

しかし、一方で、再三デビュー演奏会の日にちが延期されたことに関して、エーゲルディンゲルは、「おそらくこれは、カルクブレンナーのショパンに対する嫉妬、すなわちショパンの演奏会を失敗に終わらせようという彼の画策によるのではないだろうか」(エーゲルディンゲル2007：200)と述べている。演奏会は当初、前年の12月25日に予定されていたが、歌手の調達が困難で延期となった。次に1月15日と予告されたが、カルクブレンナーが病気のため延期となった。この際のプログラムでは表2のように、メンデルスゾーンが出演予定であったが、2月に挙行された実際の演奏会では出演はなかった。彼は聴衆の中にいただけだった。出演者交代の理由はわからないが、12月12日付のショパンが友人ティトゥスに宛てた手紙によれば、そこには既にメンデルスゾーンの名前はなく、代わりにソヴィンスキと書かれてあった。ショパンがパリに来た当初、カルクブレンナーが、自分のもとで3年間勉強すれば…、と言った話は有名である。この申し出に対してショパンは喜んで舞い上がっていたが、ショパンの師エルスネルは、カルクブレンナーがショパンに嫉妬して言ったものとして、弟子になることに反対した。このいきさつは、ショパンの手紙(師エルスネルや家族との手紙のやり取り)に見ることができる。しかし、カルクブレンナーは、ショパンが弟子になることを丁重に断った後も、ショパンの才能を正しく評価し、プレイエルのホールを使えるように準備する等、デビュー演奏会に力を尽くしたとするのが一般的な説であった。先に述べたエーゲルディンゲルの説は、演奏会プログラム等の資料、ショパンの手紙、さらにメンデルスゾーンの手紙から検証して導いた結果である。そして、このデビュー演奏会の入場料が、カルクブレンナーによって、10フランという、オペラ座公演より高価な価格に設定されたため、当日の聴衆が少なく、実入りが無かったことは、多くの資料に語られている。このことは、エーゲルディンゲルの説もあり得ると考えられる。カルクブレンナーの嫉妬と邪魔が事実であったとしても、また、たとえ彼が失敗を目論んだとしても、結果的にはこのデビュー演奏会は成功し、パリにおけるショパンの以後の活動を決定付けることになった。

### 3.4 デビュー演奏会以後

1832-33年の冬には、既にショパンのパリでの地盤は固まっていたようである。すなわち、1833年1月、ショパンがジェヴァノフスキに宛てた手紙には「僕は最高の社交界に出入りしています。大使、公爵、大臣たちの間にすわるのです。僕は自分をとくに売り込むようなことはしなかったのに、どんな不思議が起こったのでしょうか」(河合 2001: 57)とある。では、デビュー演奏会からここに至るまでの間、つまり、1年足らずの間に、物事は彼にとって順調に上向っていたのであろうか。それとも、しばしば伝記で語られているように、演奏会もできず、弟子もいなくなり、精神的に不安定になり、アメリカへの移住まで考えていたのであろうか。あるいは、そうした事態に立ち至ったある日、ショパンは街でばったりラジヴィウ公に会い、ロスチャイルドの夜会に誘われて一夜にして人気者になったのであろうか。ショパンが一度どん底に落ちた、という説が出てきたのは、おおむね次の2点が根拠になっていると思われる。

[1] パリにコレラが大流行したり、政治的暴動が起こったりしたことにより、以下のような状況が生じたこと。

a. 1832年春、アントニ・オルウォフスキ(ワルシャワでショパンの師エルスネルのクラスと同級生)が、パリからワルシャワの自分の家族に宛てた手紙の記述、「…ここ二・三日彼〔ショパン〕は非常に憂うつになっています…ホームシックです。」「パリは悪い状態です。芸術家たちはたいへんな困りようです。コレラが原因で金持ちたちはいなくなりに逃げて行きました。」(ヘドレイ 1965:156)

b. パリに一緒に来るはずだったワルシャワのヨゼフ・ノヴァコフスキに宛てて、ショパンが書いた1832年4月15日付の手紙、「ここで弟子をとることは非常に難しく、演奏会を開くのはもっと困難です」(マレック&ゴードン=スミス 1981: 115)。

c. ポーランドからの亡命者に、コレラの流行や政治的暴動を避けて、アメリカへ移住する人が多数いたこと。

[2] ショパンは、1832年3月13日に、パリ音楽院演奏協会へ出演許可願いを提出したが、それが却下されたこと。

まず1点目から詳述すると、パリにコレラが大流行したり政治的暴動が起こったりしたことにより、パリの社会状況が良くなかったことは事実である。しかし、オルウォフスキがワルシャワの家族宛に書いた1832年11月の手紙には、「彼は今流行の中心にいる。もうじき世の中にはショパン風手袋なんてものが現れるに違いない。もっとも時々ホームシックに悩まされてはいますが」(スモレンスカ=ジェリンスカ 2001: 149)と、記述されている。ここから明らかとなることは、パリにおいてショパンの人气が非常に高まったこと、ショパン自身は望郷の念にさいなまれていたことである。したがって、ホームシックを直ちにどん底状態、つまり、生活上の困窮と芸術活動の停滞に結び付けることはできないであろう。この手紙の日付に関して、英語版の翻訳者ヘドレイは「一八三四年」と記しているが、鍵括弧〔 〕の記号で付されているので、ヘドレイが推察補足したものである。ヘドレイ編の書簡集では、明確な日付に対してはそのまま記し、推測に基づいて補足した場合は鍵括弧を加えている<sup>(註1)</sup>。したがって、スモレンスカ=ジェリンスカ 2001に記載されている日付、「1832年11月」の方が、確度が高いと思われる。そうすると、既にこの時期に、ショパンのパリでの地位が、流行の前触れを予感させるほど固まっていたことになる。資金面で苦しかったことは事実である。しかし、父ミコワイは、パリで身を固めるまで、費用が必要なのは当然のこととして援助をしていた。さらに、母も家族に内緒で送金していたようだ。姉ルドヴィカも、お金が要するようなら、こっそり私に知らせて、と手紙に書いている。全面的に家族の協力があつたと考えられる。

アメリカ行きを考えていたという従来の説については、近年では、「根拠がない」と、否定的に見られている。例えば、マレック&ゴードン=スミス 1981において、真実とは思えない、という記述が既に現れている。頻繁に交わされていた家族や友人との手紙等に、アメリカに関する言及が出てきていないことからみて

も、アメリカ行きを計画していたと考えることは難しいであろう。さらに、ショパンはこの時期に、既に出版社との契約が成立しており、それなりの収入があったと考えられる。また、契約という希望にあふれた事実が、芸術の都パリに強く彼の心を惹きつけたことであろう。スモレンスカ＝ジェリンスカ 2001によると、

「ショパンは、1832年夏には、パリ有数の出版社シュレザンジュ [シュレジンガー] と全作品を刊行するという契約に署名。同時に、このフランスの書店と共同出版の形で、冬以降ライプツィヒではプロープスト社から (ほどなくこれは有名なブライトコップフに引き継がれる)、そしてロンドンではウェッセル社から (ショパンの全作品が) 発行されることになった」(スモレンスカ＝ジェリンスカ 2001: 149)

ということである。このことは、1832年6月28日付の父からショパンに宛てた手紙に、シュレジンガーは「約束を守って、作品に支払って来ていますか」(ヘドレイ 1965: 157) と触れられていることから確認できる。ショパンの父への返事は明らかになっていない<sup>(注2)</sup>。ショパンの作品は、この時期から、独、仏、英の3国からほぼ同時に初版が出版された。実際、作品6以降の作品が、独、仏、英の3国から、1832年より順次出版されている(出版に関する詳細は、岡部 2001: 8-12を参照)。このことも、ショパンがアメリカへの移住を考えていたことを否定する事実となるであろう。

次に2点目であるが、拙論第2章で見たように、パリ音楽院演奏協会は社会的権威のあるもので、演奏会に出演すれば、その権威に認められた演奏家ということになる。ショパンの出演願いに対しては、その左上方に「出願願い／到着遅し」と記入されている(エーゲルディンゲル 2007: 202 写真掲載)。この時、すでにショパンは無名ではなかった。デビュー演奏会の協力者を見ても分かるように、パリ音楽院、あるいはパリ音楽院演奏家協会に良く知られていたはずである。そのために「出演の出願が遅すぎる」ということになったのかもしれない。パリ音楽院演奏家協会の主催ではないが、ショパンは1832年5月20日に、パリ音楽院での慈善演奏会に出演している。

最後に、街で偶然ラジヴィウ公に会い、一夜にして人気者になったという説であるが、ラジヴィウ公とは、

オペラ・ファンのヴァレンティ・ラジヴィウ公のことであり、彼は、ポーランドの有名な貴族で、ショパンに援助を申し出たポズナン大公爵総督アントンの弟でもある。ショパンがパリに着いた当初、あらゆる機会を見つけてオペラを見に案内してくれた。もしショパンが窮地に追い込まれていたとしたら、街で偶然会うまでショパンを放っておいたであろうか。ただし、この間にラジヴィウ公自身がパリから離れていた可能性等を明らかにすることができなかったので、調査の必要があり、今後の課題である。

以上のことを考え併せると、伝記で語られている「ショパンがどん底に落ちていた」というのは、おそらく事実ではなかったであろうと推察される。

(注1) 鍵括弧が付された補足は、ほとんどが英語版訳者によるものであるが、日本語版で補足されたものもある。しかし、その区別は明らかにされていない。

(注2) ショパンが書いた家族宛の手紙の多くは、1863年にロシア兵士たちの手で破棄された。そのため、ショパンが返事を書かなかったのか、あるいは、返事を書いたが失われてしまったのか等、詳細は不明である。

### 3.5 パリのもう一つの社会背景

ショパンのパリ生活では、彼の社会背景を構成するもう一つ重要な要素がある。それは、ショパンのデビュー演奏会の時、聴衆に名を連ねていたポーランドから来た人たちである。

ポーランドでは、1830年のワルシャワ蜂起後、翌年の2月に、貴族アダム・チャルトリスキを首班とする国民政府が樹立した。しかし、ロシア軍の反攻が始まり、各地で戦闘の末、9月7日にワルシャワは占拠され、蜂起は失敗に終わった。その後、ロシアの追及を恐れて、パリには多数のポーランド人亡命者たちが逃げのびて来た。ショパンがパリに到着したのが9月半ばだったので、ちょうど時を同じくして、一国を代表する政治家、貴族、学者、芸術家たちがパリに来たことになる。その中にはショパンと親しかった人も多数いた。パリではアダム・チャルトリスキ公が中心となり、多岐に渡る活動を展開した。パリはポーランド人の避難所であるとともに、ポーランド文化の首都としても機能した。1832年に「ポーランド文芸協会」

が発足した際に、ショパンは入会が認められ、1833年1月16日付のポーランド文芸協会宛の手紙に、選挙で会員に選ばれ、入会が許可されたことの感謝を述べている。ショパンは、チャルトリスキ家と同様にポーランドから亡命して来たブラテル伯爵家にも出入りして知己を広げた。後に、マルツェリーナ・チャルトリスカ公爵夫人（旧姓ラジヴィウ）は、パリのポーランド亡命社会の中心となったランベール館で、音楽サロンを催した。彼女はラジヴィウ家の公女として生まれ、アダム・チャルトリスキの息子アレクサンドルと結婚、ショパンの弟子でもあり、ショパンの奏法をそのまま受け継いだと言われている。

亡命ポーランド人の一人ユリウシュ・スオヴァツキが自分の母に書いた1832年9月3日付の手紙では、私邸の社交的な集いについて報告している。

「…プラーター [プラテル] での晚餐会の間に、かれのここでの芸術家たちの集まりの夜会に招かれましたので、ちょっと立ちよりました。男ばかりのパーティーでした。有名なピアニスト、ショパンがひいてくれましたし、…一言でいえば、愉快な夜会でした。

二、三日あつてストラシュウィッツが同じようなパーティーを開きましたが、月並なもので、…パーティーは十時から午前二時までかかって死ぬほど退屈でした。ところがパーティーが終わる前にショパンがほろ酔いきげんで、実に精妙な音楽をピアノで即興演奏しました」（ヘドレイ 1965：159）

この手紙からは、9月初めの時点で、ショパンが私邸に招かれて演奏していたことが伺える。このことは、前章で検討した、ショパンがどん底に落ちていたという説を否定する根拠の補強となるであろう。

スモレンスカ=ジェリンスカによると、ショパンが収入確保のために始めたピアノの個人教授は、まず、ポーランド人貴族のブラテル家とコマル家だった。コマル家では三人の娘に教えたが、その長女が、結婚してパリの重要な音楽サロンの女主人 (salonnière) となるデルフィナ・ポトツカだった。彼女は、1832年から離婚する1843年まで、常時パリで暮らしていた。このデルフィナを崇拜していたド・フラオー伯爵を通じて、ショパンは教師としてフランスの貴族社会に入っていった。パリ貴族社会で最上級のヴォーデモン公

爵夫人、ノワイユ公爵家、国王の側近ド・ペルチュエイ家、エステルハージ伯爵、ロートシルド [ロスチャイルド] 男爵らが、自分のため、また妻や娘のために、この傑出した教師を雇う榮譽を得ようとした。ショパンのレッスン料が1時間20フランということを決めたのはブラテル家とチャルトリスキ家であり、その高額なレッスン料が、むしろすばらしい宣伝になった（スモレンスカ=ジェリンスカ 2001：167）。ロスチャイルド男爵夫人がパリでの弟子の第1号だったという説もある。「ロスチャイルド家の夜会に出て一夜にして人気者に」という話から出てきたようにも思えるが、事実は不明である。いずれにしても、ポーランドからの亡命者たちによる共同社会の存在が、ショパンのパリでの成功の背景にあったと言えるであろう。

1834年には、ロシア皇帝が「ポーランド王」として、「フランス領内に滞在中のすべてのポーランド人は、旅券延長手続きのためロシア大使館に出頭すべきこと、もしこれを怠った場合、その者は政治亡命者と認定され、そのことはさまざまな重大な結果を招く可能性がある」という命令を下した。これについては父ミコワイがショパンに宛てた9月7日付の手紙の中で、「…お前は騒動が起こる前に旅立って、それには関係がないから、大使館へ行つてこのことについて尋ねるようにしてほしいと思う。わたしはお前が亡命者で不注意な連中のなかの一人に数えられないように希望しています。間違いなくこのことはしておくように、結果は知らせてください。」（ヘドレイ 1965：174）と言ったにもかかわらず、出頭せずに亡命者であることを選択した。さらに、ショパンが高い評判を得ると、ロシアはショパンを獲得しようと、「ロシア皇帝付き主席ピアニスト」という身分を提供するが、ショパンは応じなかったという（河合 2001：90）。ショパンは、パリのポーランド人亡命社会の中で生きることを選択したのである。

#### 4. まとめ

拙論では、ショパンがなぜパリへ向かったのか、そして、今まで不明なことが多かったパリ到着の当初について、パリではどのように受け入れられていったの

かを中心に見てきた。その結果、以下のことが明らかになった。

1. ウィーン滞在中にワルシャワ蜂起が起り、ウィーンで活動できなくなったショパンは、主に身の安全のために、パリを目指す決心をしたこと。

2. パリに着いた直後、ウィーンから携えてきた僅かな紹介状の中で、マルファッティからパエールに宛てた紹介状が、その後のショパンのパリにおける活動を決定付けたこと。

3. さらにパエールが紹介したケルビーニ、バイヨ、ロッシーニ、カルクプレナーという当時のパリ音楽界の中心人物の協力により、ショパンのパリ・デビュー演奏会が成功し、ショパンの名前がパリ中に知られたこと。

4. デビュー演奏会后、最高の社交界に出入りするようになるまでの間、困窮してアメリカ移住まで考えたという伝記で語られている話は、事実では無かったであろうこと。

5. パリにはポーランドから貴族・知識人層を中心に多数の亡命者が来ており、ポーランド文化の中心地となり、ショパンもその亡命社会に支えられたこと。

6. ポーランド亡命社会の貴族、ならびに音楽サロンを通じて知遇を得たパリの最上級の貴族たちが、競って、ショパンをピアノ教師として迎えるようになったこと。

パリでの当初、声楽優位の伝統の中で、ショパンは、故郷の師エルスネルにもオペラを書くことを勧められたが、1831年12月14日付の師へ宛てた手紙にもあるように、「ピアニストとして世の中に出る」と、既に決めていた。それでもエルスネルは諦めきれず、1832年11月13日の手紙、さらには1834年9月14日の手紙にも、オペラの作曲を期待する文面が見られる。しかし、ショパンはオペラ作曲家という選択をしなかった。

1831年以降、パリは、商業主義、文化的流行現象、社会活動における自由競争の場となった。1831年にパリで、ヴァイオリンのパガニーニが、ヴィルトゥオーゾ（卓越した技巧の演奏家）として成功をおさめて以来、多くのピアノ奏者兼作曲家たちがパリにやって

きて、華やかな技巧を競い合った。中でも、ターベルク、リスト、ショパンが抜きん出ているが、ショパンは、リストやターベルクほどには公開演奏をしなかった。華々しい演奏活動を好まなかったからである。1833年1月第2週にドミニク・ジュヴァノフスキに宛てて書いた手紙に、ショパンは、「君がイギリスやオーストリアの大使館で演奏すれば、たちまちもっと優れた才能が君にあることになるのだ。ヴォデモン公爵夫人が君のバトロンになれば、たちまち君はもっとすばらしい演奏家ということになるのだ」（ヘドレイ1965:162）と書いている。ショパンはパリ到着後、早い時期に、演奏会での名声のほか、上流社会や社交界で認められる栄誉が何よりも大切だということ、理解していたようである。

父から受け継いだフランス人の血、幼い頃から貴族の館に出入りして自然に身に付いていた貴族風の身のこなし、知識人との交流から得た知識の数々、人柄の魅力、機知にあふれた会話、非の打ちどころない礼儀作法により、ショパンは難なくパリの上流社会に入ることができたに違いない。しかも、本人自ら、社交界で頂点にいられるように常に努力をしていた。

パリでは、プレイエル社のピアノと出会い、ショパンは、この響きを最大限に使って表現の幅を広げた。そして、イタリア・オペラとの出会いが、ショパンのベル・カント奏法を生み出した。ちょうど音楽サロンが盛んになったパリ、各地からピアニストが多数集まってきたパリ、貴族たちが競って売れっ子ピアニストを自分や妻や子供のために雇ったパリだったからこそ、ショパンという、生涯にわたって、ほぼピアノ曲の作曲に専念できた特別な音楽家が生まれたのであろう。

#### 参考文献 (著者アルファベット順)

- Atwood, William G. アトウッド, ウィリアム  
1987 *Fryderyk Chopin, Pianist from Warsaw*, New York: Columbia University Press  
1991 日本語訳『ピアニスト・ショパン』(上・下)  
横溝 亮一 (訳) 東京: 東京音楽社  
Balthazar, S.L.; Budden, Julian  
2001 "Paer, Ferdinando" Sadie, Stanley (ed.), *The*

- New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 18:882-885
- Beci, Veronika ベーチ, ヴェロニカ  
2000 *Musikalische Salons, Blütezeit einer Frauenkultur*, Düsseldorf/Zürich: Artemis&Winkler Verlag
- 2005 日本語訳『音楽サロン 秘められた女性文化史』早崎えりな；西谷頼子（訳）東京：音楽之友社
- Benton, Rita  
2001a “Pleyel, (Joseph Stephen) Camille” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 19:922-923
- 2001b “Pleyel, (Camille) Marie (Denise) Moke” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 19:923
- Boucouchiev, André ブクレシュリエフ, アンドレ  
1996 *Regard sur Chopin*, Paris: Fayard
- 1999 日本語訳『ショパンを解く！』小坂 裕子（訳）東京：音楽之友社
- Bourniquel, Camille ブールニケル, カミーユ  
1957 *Chopin*, Editions du seuil
- 1969 日本語訳『《永遠の音楽家》ショパン』荒木昭太郎（訳）東京：白水社
- Charlton, David ; Trevitt, John ; Gosselin, Guy  
2001 “Paris VI. 1789-1870” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 19:100-111
- Cooper, Jeffrey  
2001 “Tilmant, Théophile (Alexandre)” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 25:477
- Cortot, Alfred コルトー, アルフレッド  
1949 *Aspects de Chopin*, Paris:Albin Michel
- 1972 日本語訳『ショパン』河上 徹太郎（訳）東京：新潮社
- David, Paul ; Parikian, Manoug ; Garnier-Bute, Michelle  
2001 “Baillot, Pierre (Marie François de Sales)” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 2:490-491
- Dekeyser, Paul  
2001 “Kalkbrenner, Frédéric” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 13:328-330
- Eigeldinger, Jean-Jacques エーゲルディンゲル, ジャン = ジャック  
1979 *Chopin vu par ses élèves*, Neuchâtel:Editions de la Baconnière
- 1983 日本語訳『弟子から見たショパン そのピアノ教育法と演奏美学』米谷 治郎；中島 弘二（訳）東京：音楽之友社
- 1988 *Chopin vu par ses élèves* (nouvelle édition remaniée), Neuchâtel:Edition de la Baconnière
- 2005 日本語訳『弟子から見たショパン そのピアノ教育法と演奏美学（増補・改訂版）』米谷治郎；中島 弘二（訳）東京：音楽之友社
- 2000 *L'univers musical de Chopin*, Librairie Artheme fayard
- 2007 日本語訳『ショパンの響き』小坂 裕子（監訳）小坂 裕子；西 久美子（訳）東京：音楽之友社
- Ellis, Katharine  
2001 “Stamaty, Camille (Marie)” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 24:263-264
- Fend, Michael  
2001 “Cherubini, Luigi (Carlo Zanobi Salvatore Maria)” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 5:571-586
- Gossett, Philip  
2001 “Rossini, Gioachino (Antonio)” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London:Macmillan 21:734-768
- Grenier, Jan-Marie グルニエ, J = マリー

- 1964 *Frédéric Chopin*, Paris: Editions Seghers
- 1971 日本語訳『ショパン 不滅の大作作曲家シリーズ』店村新次; 赤瀬雅子 (訳) 東京: 音楽之友社
- Hedley, Arthur ヘドリー, アーサー
- 1957 *Chopin*, London: Dent (1st ed, 1947)
- 1983 日本語訳『フレデリック・ショパン』野村光一 (訳) 東京: 音楽之友社
- Hedley, Arthur (ed.) ヘドレイ, アーサー (編)
- 1962 *Selected correspondence of Fryderyk Chopin*, Translated and edited with additional material and a commentary by Arther Hedley, London: Heinemann
- 1965 日本語訳『ショパンの手紙』小松 雄一郎 (訳) 東京: 白水社 (2003 新装復刊)
- ホルクマン, ヤン 野村千枝 (訳)
- 1957 『ショパンの遺産』 東京: 音楽之友社
- Jackman, James L.
- 2001 “Tomeoni, (4) Erminia Tomeoni” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London: Macmillan 25:566-567
- 加藤 一郎
- 2004 『ショパンのピアノニズム その演奏美学を探る』 東京: 音楽之友社
- 河合 貞子
- 2001 『ショパンとパリ』 東京: 春秋社
- Kobylańska, Krystyna
- 1979 *Frédéric Chopin*, Thematisch-Bibliographisches Werkverzeichnis. Translated by Helmut Stolze, edited by Ernst Herttrich. München: G.Henle Verlag
- 小坂 裕子
- 2004 『ショパン』 作曲家 人と作品シリーズ 東京: 音楽之友社
- Lenz, Wilhelm von レンツ, ヴィルヘルム・フォン
- 1872 *Die grossen Pianoforte-Virtuosen unserer Zeit*, Berlin: B.Behr's Buchhandlung
- 2004 日本語訳『パリのヴィルトゥオーゾたち』中野真帆子 (訳) 東京: ショパン
- Macdonald, Hugh
- 2001 “Habeneck, François-Antoine” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London: Macmillan 10:634-635
- Macgregor, Lynda
- 2001 “Norblin (de la Gourdain), Louis (Pierre Martin)” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London: Macmillan 18:31
- Marek, George R & Gordon-Smith, Maria マレック & ゴードン = スミス
- 1981 『ショパン - その実像 -』 木村博江 (訳) 東京: 東京創元社
- Methuen-Campbell, James メスエン = キャンベル, J.
- 1981 *Chopin Playing from the Composer to the present day*,
- 1987 『ショパンをひく』 井本 响二 (訳) 東京: シンフォニア
- Michałowski, Kornel ; Samson, Jim
- 2001 “Chopin, Fryderyk Franciszek” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London: Macmillan 5:706-736
- Mongrédien, Jean
- 2001 “Osborne, George Alexander” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London: Macmillan 18:768
- Morawska, Katarzyna
- 2001 “Sowiński, Wojciech” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove dictionary of music and musicians* (2nd ed.), London: Macmillan 24:110-111
- 岡部 玲子
- 2001 『パラダイム手法によるショパン《バラード》全4曲のエディション研究』 お茶の水女子大学 博士論文
- 佐藤 允彦
- 1991 『ショパンとピアノと作品と』 東京: 東京音楽社

- Sietz, Reinhold ; Wiegandt, Matthias  
2001 “Hiller, Ferdinand (von)” Sadie, Stanley (ed.),  
*The New Grove dictionary of music and musicians*  
(2nd ed.), London:Macmillan 11:509-511
- Smoleńska-Zielińska, Barbara スモレンスカ = ジェ  
エリンスカ, バルバラ  
1995 *Fryderyk Chopin i jego muzyka*, Warszawa:WSP  
2001 日本語訳『決定版 ショパンの生涯』関口  
時正 (訳) 東京:音楽之友社
- Ringer, Alexander (ed.) リンガー, アレクザンダー  
ー (編)  
1990 *Man & music: the early romantic era, between  
revolutions : 1789 and 1848*, London:Macmillan  
1997 日本語訳『ロマン主義と革命の時代 西洋の  
音楽と社会 7 初期ロマン派』西原稔 (監訳)  
東京:音楽之友社
- 田村 進  
1980 『ポーランド音楽史』 東京:雄山閣
- Todd, R.Larry  
2001 “Mendelssohn (-Bartholdy), (Jacob Ludwig)  
Felix” Sadie, Stanley (ed.), *The New Grove  
dictionary of music and musicians* (2nd ed.),  
London:Macmillan 16:389-424
- 遠山 一行  
1976 『ショパン』 東京:新潮社
- Walton, Benjamin  
2001 “Urhan, Chrétien” Sadie, Stanley (ed.), *The  
New Grove dictionary of music and musicians* (2nd  
ed.), London:Macmillan 26:155
- Wierzynski, Casimir ウィエルジンスキ, カシミール  
1972 『ショパン』 野村光一;野村千枝 (訳) 東京:  
音楽之友社

## 近代後期における地方有力者の空間認識と公権力への関わり

河野 敬一  
Keiichi KONO

### Spatial Recognitions of the Local Influential Families and the Significance to their Participation in Governmental Authorities during the Latter Part of the Modernization Period

#### I. はじめに

##### 1. 近代後期の「地方」の動きをみる意味 - 近代後期の公権力のあり方 -

歴史地理学的に公権力の空間認識を考えていくにあたり、まず、その視座を明確にしておく必要がある。日本地理学会・近代日本の地域形成研究グループにおける当該テーマに関する議論の中では、公権力の空間認識の歴史地理学的意義は、近代日本の国土形成そのものではなく、むしろその前段階というべき国土構想に影響を与えたものであること、そして公権力（集団あるいは個人）の「空間的経験（履歴）-空間認識-空間的構想-空間的政策-国土空間の創出」のプロセスの一環にあるとの位置づけが提示された<sup>1)</sup>。ここでは、まず、その分析・考察の対象および方法の是非を検討するために、アウトプットとしての「国土空間の創出」というものをどのように捉えるのか、再確認をしておきたい。

なお、本稿でいう「空間」ないしは「空間認識」の

概念は、近代日本の有形（実体として）無形（認識として）の国土空間・領域とその形成プロセスを示したものであり、地理学・歴史地理学の分野における近代日本の地域形成の議論に基づいたものである<sup>2)</sup>。

明治維新前後から明治前期という近代的な制度が確立していく段階は、国土空間の大変革の時期であった。そこでは、指導的立場にある個人の空間的経験や「お雇い外国人」などから得た新知見や技術が、近代日本の国土空間を構想するための重要な原動力になり得たし、その結果として通信手段、大量高速交通機関、新たなエネルギーなど、その後の産業化を支える条件が整備され、近代日本を考えていくためのベースマップが描かれたことに関する意義はきわめて大きい。そして、そうした政策の決定から実行に至るプロセスにおけるルールが必ずしも確立していなかった近代前期の段階では、比較的個人の空間認識が直接構想に昇華し国土空間の創出に反映されやすかった。

明治中期に、その運用面での実態はともかく、少なくとも制度としては議会制民主主義が成立し、「空

間認識－空間構想－空間的政策－国土空間の改変（創出）」というプロセスにおけるルールが成立した。そして、近代後期になると、近代前期に構想された国土空間像の一部が現実のものとなることによって地域間関係が拡大し、地方において「国土空間の認識」がリアリティのあるものとして捉えられるようになっていった。

国土空間の創出を、近代前期の産業化の出発点ないしは前提となる国土空間の形成を指すとするのであるならば、直接的に考察すべき対象は明治維新前後から明治前期が中心となるであろう。一方、産業化による地方（地域と個人）の広域化により発生してくる、国土空間の改変ないし再編成の動きをも含めて、新たな国土空間の「創出」と捉えることも可能で、それらの違いを意識しつつ検討することにも大きな意義があるのではないだろうか。前述の通り、近代前期と後期では「認識－構想－政策－実現」のメカニズムに差異があると考えられるからである。また、認識の主体、政策決定の主体も異なり、「公権力」そのものも質的に異なると考えられるからである。

それまで特定の地域にとどまっていた個人や集団の空間認識が、近代後期までの交渉空間の拡大や利害関係の発生によって、国土空間の認識へと拡大していく。そして地域や業界を代表する有力者が、直接、公権力に関わるチャンネルを得ることにより、様々な「空間認識」の調整のための仕組みが実質的に成立していくことが想定される。そのような意味で、近代後期になると、地方有力者の公権力へのかかわり方そのものが、地方の空間認識の少なくとも一側面を表していると考えられる。そしてそこには個人の生業、家（家業）、地域産業などを、国土空間の中にどう位置付けていくのかという地方における「主体」の新たな発想が、議会や諸団体の活動という新たな公権力の枠組みを通じて国土の再編成に反映されていくメカニズムを明らかにすることを、本研究の目標とした。

## 2. 研究方法

従来の研究における「近代化像」を再確認すると、日本の近代は、歴史学、とくに日本政治思想史の分野においては、天皇制を軸とした中央集権国家の確立を

目指した近代化像として描かれる場合が多かった。そして、近代化の動きは、日本政治思想史の立場からは「合理的官僚化が地方・下層へ拡大していくプロセスと、村落共同体的心情と人間関係が底辺から上昇して様々な国家機構・社会組織の内部に転移していくプロセスとの無限の往復」（丸山 1961；大石・西田 1991：45）とされており、空間的にみれば中央と地方の有機的關係と理解できる。公権力の空間認識という視点との関連でいえば、中央からみた地方の認識、地方からみた国家像であり、その中で「空間認識」は中央と地方の媒体として、それぞれが相互に反応し合い、国土空間の再編成のエネルギーになっていったとみることもできよう。このようなことから、本研究では、日本の近代期における「下からの」動きや眼差しがいかなるものであったかの検討も重要なテーマであると考えられる。

地方有力者は、明治期以降の議会制や地方制度が確立していく中で、市町村長や、地方政治・国政へ参画をする例が多いが、その関わり方については、従来、個人の経歴・事蹟から、その政治活動等を通じて果たした役割について間接的に把握されるにとどまり、個人やその個人を輩出した同族集団が、具体的にどのような認識をもって政治に参画し、その結果として家業や地域社会に何をもたらしたかといった具体的な検討は、資料の制約などもあってなされてこなかった。

そこで、本研究では、まず明治期以降になって比較的多く作成された「同族会記録」、家や同族の「家憲・家訓」などを分析することによって、地方有力者およびその一族の空間認識やそれを実現しようとする意志の実態を明らかにしていきたい。その上で、様々な政治参画のチャンネルを通じた国土空間創出に果たした役割を検討していきたい。

本研究における地方有力者の事例として、小規模ながら、明治期以降、製糸業を始めとする新たな産業を含めて多角的な経営をめざした長野県小諸の小山家と、江戸時代からの集積した莫大な資産を不動産管理と付帯的な貸金業という旧来の方法で守ろうとした山形県酒田の本間家を取りあげ、検討していく。

## II. 小諸・小山家の政治参画

### 1. 小諸・小山家の概要

長野県小諸の小山家は、江戸時代から「酢屋」という商号で味噌醤油の醸造業を営み、幕末から明治初期にかけて小諸荒町町内に親族分家による商店を輩出しながら事業を拡大した。江戸時代からの家業を展開する一方で、明治20年代に、当主・小山久左衛門正友は、渋澤栄一らとの知己を得て製糸業に乗り出し「純水館」を設立したり、木村熊二が主宰し島崎藤村も関わった小諸義塾の創立に際して資金的援助をするなど新しい産業への進出や地域の教育といった社会活動にも理解を示した。

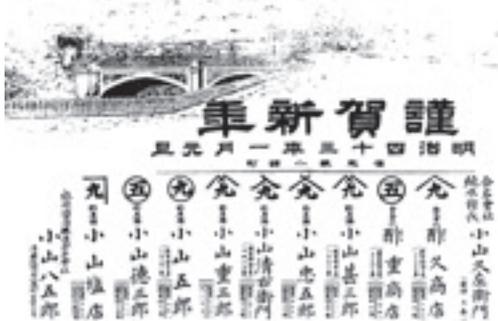


図1 明治後期の小山同族商店  
 (「酢屋商報」第98号付録(小山正邦家文書)より抜粋)



図2 大正期の純水館製糸組合  
 (小諸商工会(1918)より抜粋)

図1では、1910(明治43)年の小山一族の親族分家を含めた事業(商店)が一覧できるが、筆頭に、本家・久左衛門家による純水館と酢久商店が掲載され、小諸荒町を中心に親族分家により異業種の同族商店が展開されていた様子が明らかになる。また、図2は、1918(大正7)年の『小諸商案内』に掲載された純水館製糸組合の広告の一部であるが、この時期は正友から長男・邦太郎へ経営が引き継がれた時期であり、小山家を中心となって中小の製糸業者を束ね、組合組織の製糸業を展開していたことがわかる。この頃の規模は1,000釜を超えさらに拡大していく時期であった。

一般に、小山家をはじめとする小諸商人は、関東平野と北陸方面を結ぶ交通の要地であると共に佐久平の玄関口という小諸の地理的優位性もあって、信州の中でもとりわけ「進取の気質に富む」とみられていたが、その具体像はどのようなものだったのであろうか。

正友の長男・邦太郎は、純水館長を継ぎ製糸業と家業の味噌醸造業を兼営したが、後述のように、その後、県会議員、小諸町長、衆議院議員・参議院議員と国政に参画し、国政の場で「蚕糸業国策論」を唱え、蚕糸業の発展や中小企業問題に力を尽くした。政界進出の経過を小山家に残る「小山同姓会記録」や「小山一族会日誌」によって詳細にみてもみると、政治への参画に至るまでの以下のようなプロセスが明らかになる。

### 2. 小山邦太郎の政界進出の過程

小山邦太郎が、政治の世界に足を踏み出したのは、1923(大正12)年の長野県議会議員選挙の当選に始まるが、初期のプロセスについて、猪坂(1979)などの資料や、聞き取り調査<sup>3)</sup>をもとにまとめておきたい。

小山邦太郎は、1919(大正8)年の長野県議会議員選挙の際に、すでに小諸町などの有志から強く立候補を求められていた。とくに、青年団の推薦は積極的で、小山の再三の辞退にもかかわらず「北信毎日新聞」紙上に青年団の名で、県議選に小山邦太郎を推薦する旨の広告を掲出した(猪坂1979:20)。このような動きに対し、小山一族のみならず本人も驚き、小山の同族会である小山同姓会の臨時会を開催し、「先代亡後一週年家政事業公共各方面ノ統理ハ此際到底県議員候補者如キ責任ヲ負フコト能ハズ今期ハ断然辞退ス 以

上ハ本人及同姓一同熟議ノ結果ナレバ今後如何ナル交渉ヲ受クルモ必セザルコト」<sup>4)</sup>という決議を行った。すなわち、前年の1918（大正7）年7月に56歳で死去した父・正友のあと、家業を引き継いで1年も経たない今、小山一族本家の当主である邦太郎は家業や諸事業に専念するべきで、県議への進出はそれを阻害するものと考え、それを対外的にも明確に示したのである。このような状況を背景に、1919年の県議選への擁立は断念された。

しかしながら、青年団を始めとする地域からの擁立の動きは、次期県議選においてますます強まり、4年後の1923（大正12）年の県議選に、小山はついに出馬を決意した。その時にも同族会からの反対はあったものの、邦太郎自身が、数年間の純水館の経営を通じて感じた当時の製糸業界のありかたについて、一製糸業経営者を超えて積極的に発言する場を求めたと考えることもできる。立候補を決意する直前の1923年9月は関東大震災が発生した年であり、小諸での被害はほとんどなかったものの、1916年に開設した純水館の神奈川県茅ヶ崎工場は全壊した。関東大震災は、それ以前から内外の要因によって不安定だった繭糸価格の暴落に追い打ちをかけた。政界への進出は、こうした製糸業界に内在する問題とその解決を十分に意識した邦太郎の意志であったことが推測される。

1923年の長野県議会議員選挙では、小山は政党に属さず無所属中立の立場であったが、青年会を中心とした支持を集め初当選を果たした。任期中、警察署の統廃合をめぐるいわゆる「警廃事件」を通じて県政の民主化の必要性を説いたり（中村1994）、任期末期の1927（昭和2）年に発生したいわゆる昭和恐慌の際には、大打撃を受けた蚕糸業の不況打開の実現に向けて腐心するなど、次第に政治のチャンネルを通じた地域や業界の課題の解決こそ自らの重要な責務と考えるようになっていった。

1927年の2期目の県議選立候補についても、地域社会からの強い擁立運動を得たが、さらに、普通選挙法による初の総選挙の実施を見越して、国政への進出を推す声も高まってきた。このような動きに対して、邦太郎の政治活動に反対している小山同族団も、2期目の県議選への出馬はやむを得ないという姿勢に変化

したが、同族会では、同年8月17日の小山一族会臨時協議会において以下のような決議を行い、国政への進出を強く牽制した<sup>5)</sup>。

- ・今回ノ県議選挙ニ当館長ノ立候補ハ之ヲ認ムルモ萬一当選ノ場合ハ任期ヲ完了スルコト
- ・即チ来ル明年度衆議院総選挙ニ際シ如何ナル事情アルモ必ズ立候補セザルコト  
(中略)
- ・館長ノ政治ニ関スルコトハ純水館ノ事業上殊ニ面白カラザル影響アリト思考ス依テ責任上特ニ慎重ナル考慮ヲ要ス
- ・右昭和二年八月十七日夜[マルク]ニ集会決議ス  
小山重右衛門 同五郎 同清右衛門 同重三郎  
同末次郎 同八五郎  
同三平 同八郎 同二郎

この資料中の「館長」は純水館長・小山邦太郎を指す。ここでの決議は、1927（昭和2）年施行の県議選において、2期目の立候補することはやむを得ないが、もし当選した場合には県議の任期4年を全うし、翌1928年に施行予定の国政選挙に出馬することは決して認めない、というものである。さらに後段では、邦太郎が政治に関与することは、家業である純水館の経営にマイナスになると断言し、あくまでも、純水館長としての職務を全うして欲しいとの一族の強い意志がうかがえる内容であった。

この結果、小山は1927年の県議選へ立候補し、県内最高得票を得て再選されるが、翌1928年初の突然の衆議院解散による総選挙の施行に際し、小諸町・上田町を中心とする長野県東信地域では、小山を国政に推す動きがますます高まった。それを受け、前年の同族会の決議にもかかわらず、小山は県議を辞し衆議院選挙に立候補する決意を固めた。小山は多くの支持を受け、同年の衆議院選挙において初当選し、立憲民政党に入党し国政に参画していくことになった。

小山は東京に居を移し、家業経営の委細は支配人にまかせた。政界での実績を積み上げていくこのようなプロセスの中で、同族会の発言権も弱まり、小山の政治活動を事実上追認する方向に変わっていった。その後、同族会として、前2回のような決議がなされることはなかったが、1930（昭和5）年の国政2期目の総

選挙を前にして、当時32歳の弟・敬三（正友の次男）が小山の支持者らに対して陳情した記録がある。その場における敬三の「折り入って諸君にお願いしたいことがある。兄・邦太郎を再び出馬させることはお見合わせ願いたい。兄は政治家として成長すべき才能の人でない。事業家として腕を振るうべく純水館はじめ蚕糸業界から期待されている筈である。われら弟妹はも

ろん、親戚一族みなそう考えている。折角のご厚志ながら重ねてのご援助はお取りやめ下さい。」（猪坂1979：75）という言葉が、当時の同族内の総意を表しているものと思われる。このような弟の陳情や進言にもかかわらず、小山は政界での基盤を固めていった。

年次(西暦)	経歴・政界活動/主要公職	純水館関係事項	頁数
明治22(1889)	小山久左衛門正友の長男として出生		
23(1890)		第一純水館設立	100
29(1899)		純水館創業十周年祝典	357
34(1901)	(正友、小諸町長、役職多忙のため十日で辞任)		
43(1910)		純水館創業二十周年祝典	780
大正元(1912)	(正友、小諸絹糸株式会社設立・社長)		
2(1913)	(正友、小諸商工会設立・会長)		
3(1914)	25 純水館製糸養成所設立・所長		902
7(1918)	29 第一純水館社長 (正友死去)		
8(1919)	30 荒町和合会長就任		
		純水館創業三十周年祝典	1,312
9(1920)	31 信用販売組合純水館長		
11(1922)	33 長野県北佐久生糸同業組合長		
12(1923)	34 長野県会議員当選		
13(1924)	35 東信信社社長		
昭和2(1927)	38 長野県会議員再選		
		長野県織取引市場組合長	
3(1928)	39 衆議院議員当選		
4(1929)	40 蚕糸業国策樹立同盟会設立、立憲民政受入党		
		純水館創業四十周年祝典	1,920
5(1930)	41 衆議院議員二選		
6(1931)	42 長野県生糸出荷組合副理事長		1,320
		長野県製糸組合連合会副理事長	
7(1932)	43 衆議院議員三選		1,034
10(1935)	46 日本中央蚕糸会評議員		1,136
11(1936)	47 衆議院議員四選		850
12(1937)	48 衆議院議員五選		
13(1938)	49 小諸町長就任(2年間衆議院議員と兼務)		300
16(1941)	52 日本蚕糸統制株式会社設立		
		長野県製糸業組合長ほか公職多数	
17(1942)	53 衆議院議員六選		
18(1943)	54 全国共栄蚕糸組合理事長		250
20(1945)	56 <終戦>		
昭和21(1946)	57 長野県蚕糸業会会長、長野県製糸共同組合理事長		
		帝国蚕糸株式会社社長	
22(1947)	58 公職追放		150
25(1950)	61 公職追放解除		
		長野県製糸協同組合理事長	
26(1951)	62 北信生糸株式会社会長		
29(1954)	65 小諸市長(無投票当選)		
31(1956)	67 参議院議員当選(以来3期18年在職)		
		自民党相談役、農林水産委員、中小企業対策委員	
49(1974)	85 政界引退		
56(1981)	92 邦太郎死去	純水館企業組合閉鎖	

\* ……国政での公職就任期間を示す。

\* ……地方政治での公職就任期間を示す。

(聞き取り調査および小山正邦家文書・猪坂(1979)・純水館研究会(2007)などにより作成。)

### 3. 小山邦太郎の公職活動

このような経緯で政界に進出した小山邦太郎の活動はどのようなものであったのか、次にみていきたい。

表1に小山の公職を中心にした活動を示した。

前節で詳しくみたように、1918（大正7）年に、父・久左衛門正友の死去を受け、29歳で純水館製糸組合を中心とした家業を嗣いだ邦太郎は、1923（大正12）年に34歳で長野県議会議員に初当選、さらには、1928（昭和3）年には衆議院議員になり国政に転身、以後、第二次世界大戦中の公職追放を受けていた時期を除けば、政界を中心とした公職を歴任していたことがわかる。

さらに詳細にみていくと、蚕糸業・製糸業の業界団体の地方組織の代表からはじまり、全国レベルの幹部としての職を歴任している。その間、長野県のみならず山梨県・群馬県・福島県といった山間地が多く水田耕作に適さない地域においては、従来型の農業ではなく蚕糸業・製糸業こそが地域経済を支える重要な産業となり得ることや、国際的にみても、繭糸の輸出が外貨獲得の有効な手段となるという「蚕糸業国策論」を唱え、「蚕糸業国策樹立同盟会」を設立した。このように、蚕糸業の育成・活性化こそ国土発展の軸とすべきとの立場でみたとき、家業の純水館の経営で経験した蚕糸・製糸業者の収入の不安定さを改善することがまず第一の課題と考え、「糸価安定融資補償法」（1930年）、「繭価安定補償法」（1930年）、「製糸業法」（1932年）、「産繭処理統制法」（1936年）などの発案・成立に深く関わった。また、戦中戦後の一時期は、小諸町長、小諸市長といった地方行政に直接携わり、地域代表としての立場をさらに堅固なものにした。

第二次世界大戦後の小山は、公職追放解除を受けて小諸市長を務めたあと参議院議員に転身し3期18年在職したが、その間、長野県製糸協同組合の理事長などを兼務しながら、製糸業のみならず広く中小企業問題に取り組んだ。そこでは、とりわけ地方の中小規模産業の保護育成を視野に入れた政治活動を行った。

現在も一般に、地域や特定の業界への利益誘導型政治に対する批判がなされることもある。しかし、そもそも代議士は地方や業界の代表として選出され、その立場から国土空間の再編成のあり方を構想し、それを

実現していくというプロセスが国政の一側面であるとすれば、別の立場からみて利益誘導と映るとしても、小山の政治活動にみられるように、自らの経験に基づいて描いた国土空間構想や国家像を政治システムのなかで実現していくことは、議会制度の中ではきわめてプリミティブな姿であるといえることができる。

### 4. 地方同族集団における政治活動への消極性と積極性

以上みてきたように、小山家のような地域の実業家などの有力者は、中央・地方の議会制度が定着してくると地域代表・業界代表として政治への関わりを強く求められた。一方で、小山同族団としては、当主が政治活動への傾注することが家業の発展の妨げになることをおそれて、大正期から昭和戦前期に起こった政界への邦太郎擁立への動きに対して、同族会において再三の反対決議を行うなど、政治参画への評価は直接的な家業への利害に偏っていた。政治への消極性が際だつてみられることが指摘できる。

一方、進取的でリベラルな考え方を身につけた邦太郎は、家業を家業としての発展のみにとらわれるのではなく、地域の諸課題や製糸業の諸問題としてとらえ、そこから、当時（大正・昭和前期）の日本にとって蚕糸業・製糸業など東山地域産業の振興こそ国策にすべきだとの確信を得、自ら町長・県議会議員・国会議員という政治参画することによって、地域経済の振興を実現する道を選んだ。

こうした、邦太郎の広い視野に立った活動を促した要因の一つとして、地方有力者の文化・教養への関心の高さを挙げることができよう。一般に、名家家層が美術品などとともに和漢籍を収集している例が多く、国内外の古典籍から様々な文化的情報を収集する環境にあった。小山家の例でみれば、邦太郎は、父・正友はもちろん、母・梅路<sup>むめじ</sup>の実家である真田町（現・上田市）の素封家・北澤正教家<sup>6</sup>の影響を受け、幼少時から青年時にかけて、教養を身につけることの重要性を教えられ、東京・京都への遊学を経験するなど、進取的でリベラルな考え方を身につける機会を得た。また、邦太郎の唯一の弟・敬三は、鳥崎藤村の薦めで1920（大正9）年に23歳で渡仏し、油絵を習得し、昭和前期の洋画家として名を馳せ、1975（昭和50）年には文化勲章を受

章するなど、兄弟ともども広い教養をもとに活躍をした。にわかにならば一般化することは困難ではあるが、地方有力者一族に蓄積された文化・教養に対する関心が、新たな民主的な政治体制やそれに基づく国土空間の変化に対して敏感で、広い視野を持って行動する人物を輩出する素地になっていったことが想定できる。

### Ⅲ. 酒田・本間家の政治への意識

もう一つの例として、山形県酒田の本間家の動向をみていきたい。本間家は、江戸時代から西廻り海運にかかわり、18世紀中頃の宝暦期には中興の祖と言わ

れる三代・光丘の公益事業や庄内藩酒井家との関係などで蓄財した(図3)。明治期以降は、こうした江戸時代以来の蓄財をもとにホールディング・カンパニーとして「信成合資会社」を設立し不動産管理と貸金業で資産を拡大させた。細貝(1959)の研究によれば、1924(大正13)年には所有地面積1,813町歩を数え、「日本一の大地主」と呼ばれたり、当時の『資産家一覧』においても、地方資産家として五本の指に入る1千万円を超える資産額を誇った。しかし、小山家とは異なり新規事業への進出には消極的で、いわゆるコンツェルンの形態を取る「地方財閥」<sup>7)</sup>にはならなかった。

こうした消極的ともみられる展開をみせた要因を考える際には、本間家に伝わる「家憲」の存在を無視できない。本間家家憲にはいくつかの種類があり、その成立は明らかにされていないが、本間光丘(1732～1802)が定めたものを少しずつ改めて近代に至るまで継承してきたという見方が有力である(佐藤1972; 酒田の歴史編集委員会1993:77)。その中の一条に、「投機事業に従事することを許さざる事」という項が存在する。この条項を文字通り解釈すれば、新たな事業への投資を含めた拡大再生産的な経営を禁止することになり、とくに、産業化や資本主義化が進む明治期以降の近代化のプロセスにはなじまない。

近代に至らずとも、江戸時代中期に「相場の神様」呼ばれ、現在も通用する「酒田罫線法」のもとを開発したと言われる本間宗久を輩出したり、光丘自身が交易など相場の差益によって本間一族の財を揺るぎないものにした経歴を考えれば、投機・投資の意義や効果は十分に理解していたはずであるが、そこには、投機や株式投資などのリスクを知り尽くした光丘ゆえに、相対的にリスクの高い事業に関わり収益を上げることよりも、土地を守り常に公益性を意識する姿勢こそ、本間家を維持・発展させ、ひいては庄内地域の発展に寄与するという思想を象徴的に子々孫々に伝える意味があったのではなからうか。このように、一見、保守的・消極的ともみえる姿勢を家憲や家訓に示した類例は多く<sup>8)</sup>、文字通りそれを保守してきたと即断することは危険であるが、「財産は先祖からの預かりものであり、それを損なうことが親不孝である」といった明治時代以前までの一般的な商家・商人の考え方であっ



図3 酒田本間家の略系図  
(佐藤(1972)などをもとに作成)

たとめることはできよう。

このような背景が、本問家をして、明治以降の新たな事業への資本投下を避け、不動産管理と貸金を中心とした事業に特化して行く道を選ばせたと考えることができる。結果として、近代化の流れに逆行するような地主化の道を選択することで、明治期以降早まっていく産業のライフサイクルに対する対応ができなかった。

また、政治への関与についても、積極的な対応はみられなかった。

1891(明治24)年の「(本問 <sup>こうび</sup>光美日記)<sup>9)</sup>には、7代当主・本問 <sup>みつてる</sup>光輝に対する酒田町長への地域の強い推薦に対して、家業への影響をおそれて一族が反対した以下のような記録がある。

戸主光輝酒田町長に人撰相成り候節、戸主は我家を人に頼み置くものなれば自ら事務を取ることは出来申さざるにつき断り候へども、数右衛門光調を目付役に、中山(英則)を助役に出され候はば、別に事務を取り申さず一年承知の上なれば、然るべくと申すことより一年間承知し、その内、誰か人を頼み候事に相談の上申し受け(後略)

このように、小諸の小山家でもみられたような地域代表への強い推薦に対しても、自らが政治・行政に関わることに對しては、きわめて消極的な姿勢がうかがえる。そして結果的に、本問宗家に限れば、上に示した資料にみられる本問光輝の酒田町長への就任を除けば、政治への直接的関与を行わなかった。

#### IV. 地方有力者の国土空間の認識とその実現

##### —むすびにかえて—

これまでみてきた小諸・小山家と酒田・本問家の事例から、近代後期の地方有力者の動向に関して以下のような点が指摘できる。

第一に、伝統的な地方有力者の同族組織における政治参画への消極性や、とりわけ本問家にみられるような土地を保持することへの執着である。経営者が同族組織や地域社会との緊密なつながりを持っていることは、とくに地方における事業の存立の重要な要件になりうる。反面、共同体的な心情と人間関係に基づいて地域社会から求められる政治活動や社会活動への参画

というのは、規模の限られた同族経営では人材にも時間にも限界があるため、政治的活動というのが、むしろ事業の拡大・発展への力の集中を阻害する要因となる。小山家や本問家においてみられた同族組織による政治参画への拒否反応はそうした理由からのものであろう。また、土地所有を媒介とした地縁は、土地の保持そのものが人間関係の保持につながることから、それが優先され、他事業への投資を阻害する心理的要因になったことも考えられる。

大正期以降、産業化が進行し、財閥が形成されるとともに、「政商」と呼ばれるように政治に自ら参画、あるいは、有力政治家をバックアップすることによって事業の拡大に寄与する政策を実現していく事例が、資本主義の伸展の中で強調されてきたが、それが一般的といえるかどうかは疑問である。むしろ、本研究で対象とした小山家や本問家にみられるような個々別々の動きが各地域において発生してきたと考えるのが自然であろう。

第二に、小山邦太郎のように、同族団のネガティブな反応にもかかわらず、政治というチャンネルを使って地域や業界の諸課題を実現しようとする動きである。

近代期において、地方資産家の大多数が、地域の名望家として地方財界団体役員・地方議会議員・貴族院議員・衆議院議員に選出され、その方面の活動に没入するのが通例であり、このような地方名望家に対して地域社会から求められる様々な政治・社会活動が、地方財閥一族の時間とエネルギーの事業活動に対する集中を阻害するとき、それは地方財閥の中央財閥に対するハンディキャップの一つとなると指摘されている(森川 1985 など)。

実際に、地方財閥形成をしたグループのなかでも<sup>10)</sup>、大きく事業を発展させた名古屋の豊田財閥、久留米の石橋財閥は、事業活動に重点を置いていて、少なくとも中央政界に進出した者は少ない。また、同族自らが政治に参画するのではなく、政治の有力者を直接的・間接的に支援することで、「構想」を実現しようとする例もみられた。

こうした地方の「保守性」から脱皮しようとする動きのひとつが中央への進出であり、事実、財閥形成を

なしたグループの多くが事業を拡大する契機として中央を目指した。一方、地方に根ざした事業を継続・保持した有力者たちは、特定の業界や地域を反映した限定的な政治へのかかわりを通じて、地方の地域形成に一定の役割を果たしていった。そのひとつの例が、小山邦太郎の動きと位置づけることができる。

一方、地方有力者の多くは、明治期以前から広く教養面での情報収集を行い、江戸・大坂などの大都市から離れた遠隔の地にあっても先進的な考え方を有していた者が多かったことは、近世後期から蓄積されたとされる地方有力者の蔵書目録の充実状況などをみても明らかである。そのため明治前期からの新たなシステムの確立や国土空間の再編成の動きに対しても、十分に対応する素地を有していた。そして、そのため交通・通信手段の変革といった地方と中央との物理的関係の革新、議会制といった政策決定システムの構築に対応し、自地域に軸足を置きつつ国土空間を考え、それを実現していく発想や行動に即応できたものと考えられる。

本稿では、近代後期における地方有力者の国土空間形成に果たした役割と、そのメカニズムを検討した。議会制民主主義の滲透とともに、構想実現のチャンネルを政治へのかかわりに求めていくという側面がある一方、伝統的な地縁・血縁による共同体的紐帯が、新たな動きを阻害する要因となり得ることも指摘した。とくに阻害要因は地方において顕著であり、中央と地方との格差は、中央集権的統治体制によるものだけでなく、コミュニティのあり方が阻害要因として働くことで生じる場合もあり得ることが想定される。

地方有力者が、広く国土空間の構想を持つにいたるプロセスについては、近代以前からの地方への文化の滲透が推測されたが、その詳細についてはさらなる検討が必要であり、今後の課題としたい。

#### 〔付記〕

本稿は、平成17～20年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「公権力の空間認識に係る近代歴史地理学的研究」(研究代表者：山根拓、課題番号17320130)による研究成果の一部である。

また、本研究の一部は2008年度日本地理学会春季

学術大会(於・獨協大学)における「公権力の空間認識と近代日本の国土形成」シンポジウムにおいて発表し討論を経た。

#### 注

- 1) 2008年日本地理学会春季学術大会シンポジウム「公権力の空間認識と近代日本の国土形成」趣旨説明および発表要旨(山根2008;河野2008など)。
- 2) これらの議論の詳細については、山根・中西編(2007)の諸論考をご参照いただきたい。
- 3) 小山邦太郎氏の長男・小山正邦氏(1923年生)による。
- 4) 「小山同姓会記録」(大正8年9月19日)、小山正邦家所蔵資料。
- 5) 「小山一族会日誌」(昭和2年8月17日)、小山正邦家所蔵資料。
- 6) 真田町の北澤家は、江戸時代末期には250石の造り酒屋で、同家所蔵資料の中には、多くの和漢書籍目録が残存している。
- 7) 森川(1985)によれば、家族ないしは同族の封鎖的な所有・支配下に成立した多角的事業経営体を財閥と呼び、地方財閥とは、①地方ビジネスを封鎖的な家業として営むことによって資産を築いた。②封鎖的家業経営を多角化する。並行して、他人との共同出資によって、複数の地方ビジネスとの間に資本関係を有する。③家業や資本関係を有する事業が地方ビジネスから全国ビジネスに発展した後でも、中枢管理機能を地方に固定する、とされている。つまり、多角経営と事業の中心を地方に置くことが地方財閥の重要な要件とされる。
- 8) 商家の家憲・家訓の成立や内容については、足立(1974)、玉城(1981)に詳しいが、たとえば、筆者が調査した長野県における柳田同族商店の暖簾分けの際の「開店掟」をみても、貸売禁止や投機禁止といった条項が盛られている例が多いが(河野1993:76;河野2007:188)、実際に経営を拡大していく際には、これを厳密に遵守することは現実的ではない。

- 9) 酒田市立光丘文庫所蔵資料。
- 10) 森川 (1985) が1930年の時点で「地方財閥」としたグループは、以下の16財閥であった。(都市名：会社名／代表者)
- ①函館：相馬合名／相馬哲平、②野田：野田醤油／茂木七左衛門、③金津：中野興業／中野忠太郎、④諏訪：片倉合名／片倉兼太郎、⑤清水：鈴与商店／鈴木与平、⑥名古屋：神富殖産／神野金之助、⑦名古屋：豊田紡織／豊田佐吉、⑧名古屋：松坂屋／伊藤次郎左衛門、⑨敦賀：大和田銀行／大和田莊七、⑩岸和田：寺田合名／寺田甚与茂、⑪西宮：辰馬本家酒造／辰馬吉左衛門、⑫米子：坂口合名／坂口惣五郎、⑬下関：貝島合名／貝島太市、⑭戸畑：明治鋳業／安川清三郎、⑮飯塚：麻生商店／麻生太吉、⑯久留米：日本足袋／石橋正二郎
- 酒田・本間家は、上記16財閥の多くよりはるかに大きな資産を有していたが、前掲7)の②ないし③の条件を有していなかったため、地方財閥とは呼ばれなかった。
- 73, p.36.
- 小諸商工会 (1918)：『小諸商工案内』小諸商工会。  
酒田の歴史編集委員会 (1993)：『酒田の歴史』酒田市教育委員会。  
佐藤三郎 (1972)：『酒田の本間家』中央企画社。  
純水館研究会 (2007)：『純水館ものがたり』樸出版。  
玉城 肇 (1981)：『地方財閥と同族結合』お茶の水書房。  
中村勝美 (1989)：『佐久の代議士』樸出版。  
中村勝美 (1994)：『警廃事件』樸出版。  
細貝大次郎 (1959)：千町歩地主・本間家の地主経済構造 - 信成合資会社の構成と推移 -, 土地制度史学, 3, pp.33-70。  
丸山真男 (1961)：『日本の思想』岩波書店。  
森川英正 (1985)：『地方財閥』日本経済新聞社。  
山根 拓 (2008)：シンポジウム「公権力の空間認識と近代日本の国土形成」趣旨説明, 日本地理学会発表要旨集, 73, p.29。  
山根 拓・中西僚太郎編 (2007)：『近代日本の地域変容 - 歴史地理学からのアプローチ -』海青社。

## 文 献

- 足立政男 (1974)：『老舗の家訓と家業経営』広池学園事業部。  
猪坂直一 (1979)：『小山邦太郎の足跡』小山邦太郎先生伝刊行会。  
大石嘉一郎・西田美昭 (1991)：『近代日本の行政村 - 長野県埴科郡五加村の研究 -』日本経済評論社。  
河野敬一 (1993)：地方商業都市における商家同族団の地域的展開と変質 - 長野県小諸の柳田茂十郎商店を事例として -, 石井英也編『日本近代化の地域的展開に関する基礎的研究』(平成2～4年度科学研究費補助金総合研究A研究成果報告書), pp.63-85, 筑波大学歴史・人類学系。  
河野敬一 (2007)：商家同族団の変質と地方都市の変容, 山根 拓・中西僚太郎編『近代日本の地域変容 - 歴史地理学からのアプローチ -』, pp.183-201, 海青社。  
河野敬一 (2008)：近代期における地方有力者の動向に関する一考察 - 長野県小諸の小山家・山形県酒田の本間家を事例として -, 日本地理学会発表要旨集,

名義貸しをした建築士の不法行為責任  
(最二小判平 15・11・14 民集 57 卷 10 号 1561 頁)

日向野 弘毅  
Kouki Higano

Die Deliktshaftung des Architekten unter besonderer  
Berücksichtigung des Urteils des Obersten Gerichts vom 14.11.2003-

In Japan wurden bisher Fragen der Haftung eines Architekten kaum erörtert. In letzter Zeit ist jedoch die Tendenz einer steigenden Anzahl von Bauprozessen zu beobachten, die eine Haftung von Architekten zum Gegenstand haben. Daher kann man davon ausgehen, daß diese Frage in Zukunft wichtiger wird. Das Oberste Gericht hat im November 2003 über die Deliktshaftung eines Architekten ein Urteil gefällt. Aus diesem Anlaß betrachtet der Beitrag die Deliktshaftung eines Architekten.

1. はじめに

建築確認申請書の工事監理者の欄に自己の名義を貸した建築士が、その後実際にも工事監理をおこなわず、結果として当該建築確認申請に係る建物に瑕疵が生じた場合、その建物の建築主あるいはその建築主から当該建物を購入した第三者に対して当該建築士が不法行為責任を負うかどうかについては争われており、下級審の判決例はこれを肯定するものと否定するものにおおよそ二分されていた。ところが、最高裁は平成 15 年 11 月 14 日の判決<sup>1</sup>で、これを肯定する判断を初めて下した。それでは以下、この最高裁判決について若干の検討をしてみたい。

2. 本件判決の事実関係及び判旨

2-1. 事実関係

本件判決の事実関係は以下のとおりである。

X ら (X<sub>1</sub>~X<sub>4</sub>、原告) は各自、Y<sub>2</sub> (被告・被控訴人) の仲介で Y<sub>1</sub> (被告、建築主兼施工者) から本件各建物及びその敷地を購入した。Y<sub>3</sub> (被告・被控訴人・上告人、建築及び土木工事の設計及び監理を目的とする有限会社) の代表取締役で一級建築士の A は Y<sub>1</sub> から、本件各建物についての建築確認申請の代理と確認申請図面の作成の依頼を受けた。本件各建物の建築工事は、建築基準法 (平成 10 年法律第 100 号による改正前のもの。以下「法」という。) 上、その規模、構

造から、一級建築士又は二級建築士の設計及び工事監理によらなければ、することができないものであった。Aは前記図面を作成し、建築確認申請を代行して確認を得た。その際、Aは、前記建築確認申請書の工事監理者欄に一級建築士の肩書を付した自己の氏名を記載するとともに、Aを工事監理者とする旨の選定届（Aが工事監理をすることを承諾する旨の記載及びAの記名押印のあるもの）を作成し、これを前記建築確認申請書に添付した。

大阪市は、建築基準法施行規則上、建築主が工事着手前にすべきものとされている工事監理者の届出について、建築士による工事監理を義務付ける法的規制を実効性のあるものとするため、建築確認申請の段階において、建築主に対し、申請に係る建築工事の工事監理者を定め、これを建築確認申請書に記載すべきことを指導していた。そのようにしないと、事実上、建築確認申請は受理されず、確認を得ることはできなかった。Aがした前記の記載等は、Y<sub>1</sub>が、本件建築確認申請において、大阪市の前記の指導に対処するため、Aに対し、工事監理者は未定であるが、建築確認申請書にはAを工事監理者として記載しておいてほしい旨要請し、Aがこれに応じて作成したものであった。当時、両者の間には、工事監理契約が締結されておらず、将来、締結されるか否かも未定であった。

その後、Y<sub>3</sub>又はAとY<sub>1</sub>との間で、本件建物の建築工事につき工事監理契約が締結されることはなく、Aが、本件建物の建築工事につき工事監理に当たることもなかった。Aは、本件建物の建築工事の開始時までには工事監理の依頼がない場合には、Y<sub>1</sub>がその従業員の中の有資格者を工事監理者とするなどして工事を実施するものと考えており、また、建築確認申請の際の届出と異なる者に工事監理をさせる場合には、工事着手前に建築主が変更の届出をすれば足りる取り扱いであったことから、建築の確認がされて以降、本件建物の建築工事に関し、Y<sub>1</sub>に前記の変更の届出をさせる等の措置を何ら執ることなく、放置した。

Y<sub>1</sub>は、本件各建物建築にあたり、実際には、本件各建築確認申請図面と異なる内容の施工図面に基づき、しかも、実質上、工事監理者がいない状態で建築工事を実施した。そのため、本件各建物は、柱や基礎

といった重要な構造部分において建築確認を受けた建築物の計画と異なる工事が実施され、その結果、本件各建物は、法が要求する構造耐力を有しないなど、重大な瑕疵のある建築物となった。

Xらは、本件各建物が新築であるにもかかわらず、車両通行時の振動が大きいこと、外壁に多数の亀裂が生じているのを発見する等したことから、本件各建物の安全性に疑問を抱くようになった。そこで、Xらは、Y<sub>1</sub>に対し、本件各建物に瑕疵があるとして、本件各建物及びその敷地の売買契約を解除したうえで、本件訴えを提起した。

以上要するに、本件は、Xらが、Y<sub>1</sub>から購入した建物に瑕疵があったとして、①Y<sub>1</sub>に対しては瑕疵担保責任または不法行為に基づき、②Y<sub>2</sub>に対しては仲介業者としての債務不履行または不法行為に基づき、③Y<sub>3</sub>に対しては工事監理者としての不法行為に基づき、Yら各自に対し、売買契約の解除による原状回復ないし損害賠償として、売買代金、登記費用、仲介手数料、ローン手数料、慰謝料および弁護士費用の合計額のうち、Xらがそれぞれ2500万円～5000万円の支払いを求めた事案である。

これに対して、一審判決<sup>2</sup>は、XらのY<sub>1</sub>に対する請求はほぼ全額認容したが、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>に対する請求は棄却した。

Y<sub>3</sub>の責任についての判示はおおよそ以下のとおりである。すなわち、Xらは、Y<sub>3</sub>が本件各建築確認申請の際、建築主事に対し、工事監理を行う旨届け出た以上、Y<sub>1</sub>との間において工事監理契約を締結したか否かにかかわらず、建築士法（平成9年法律第95号による改正前のもの－筆者注）18条1項に基づき、工事監理者としての業務を誠実に遂行すべき義務を負っているとして、Y<sub>3</sub>は、右義務の履行を怠ったことにつき、Xら各自に対し、不法行為に基づく責任を負うべきである旨を主張するところ（中略－筆者注）実際には、Y<sub>3</sub>は、本件各建物について、Y<sub>1</sub>との間で工事監理契約を締結したことはないこと、建築主に対して建築確認申請を行うに当たって工事監理者を選定しておくことを要求する旨定めた法の規定はなく、工事監理者が未定の場合には、後で定まってから工事着手前に届け出ることを要する旨の注意規定が存するのみで

あるところ、Y<sub>1</sub>は、建築確認申請の際に申請書に工事監理者の名前を記載することを要求する大阪市の行政指導に沿うべく、とりあえずY<sub>3</sub>の名前を記載しておいてほしい旨要請し、Y<sub>3</sub>自身も、Y<sub>1</sub>の一級建築士の資格を有する従業員が工事監理を行うであろうと考えたことから、右要請に応じて自己の名前を暫定的に記載したにすぎないこと、さらに、そもそも工事監理者を定めた旨届け出ることを要するとされている主体は建築主であって、いったん定めた工事監理者を後日変更する場合にも、変更前の工事監理者の承諾等の手続を要することなく、建築主が一方的に変更届を提出することによって変更することができることが認められるのであって、これらの事実を総合勘案すると、本件各建築確認申請書及び本件各選定届の前記記載のみから、本件各建物について、Y<sub>3</sub>が工事監理者としての業務を誠実に遂行すべき義務を負っていたものと認めるのは困難というほかない、と。

一審はこのように判示して、Y<sub>3</sub>の不法行為責任を否定した。

Y<sub>1</sub>に対する請求認容部分は確定したが、Y<sub>1</sub>は実質上支払能力が欠如していた。そこで、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>は、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>に対して控訴した。二審判決<sup>3</sup>は一審判決を変更し、Y<sub>3</sub>に対する請求（減縮後のもの）を一部認容した。Y<sub>2</sub>に対する控訴は棄却した。

二審判決は、Y<sub>3</sub>の責任については、おおよそ以下のように判示する。すなわち、Aは、建築主事に対し、Aが本件建物一の建築工事について工事監理をする旨表明したのであるが、実際にはその当時までに工事監理契約は締結されていなかったし、その後も右契約は締結されなかったのであるから、Aには本件建物一の建築工事について工事監理を行うべき義務があったということはできない。しかし、前記表明は、Aが真実工事監理をすべき立場にある事実を表明したものと認めるほかないのであり、そのような趣旨のAの表明がされなかったら、建築確認はされなかったものといえる。そして、本件建物一は、一級建築士の工事監理がなければ建築工事をしてはならなかったものであるところ、工事監理者が決まっていなまま建築確認がされると、Aにおいて必要な工事監理を受けないで建築工事をするおそれがないとはいき切

ないし、特に、Y<sub>1</sub>は、未だ工事監理に当たることが決まっていなAに工事監理者である旨偽りの表明をするよう依頼するというような手段を弄して建築確認を得るような建築業者であるから、右のような具体的なおそれがないとはいえない。そうだとすると、Aは、自らが工事監理者となることを表明して建築確認申請の代行をし、建築確認を得させた一級建築士として、Y<sub>1</sub>が工事監理者なしで、あるいは実質上工事監理者がいないような状態で工事をし危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべきであったといふべきであり、その配慮を欠く場合には、建築士法（平成9年法律第95号による改正前のもの－筆者注）18条1項の規定する誠実に業務を行う義務に違反したといふべきである。そして、本件建物一は建売用建物であり、違法建築がされた場合これによる損害は本件建物一を買った者が被ることになるおそれがあるのであるから、右の配慮義務は、右の購入者に対しても負担するといふべきである。ところが、Aは、このような配慮をすることなく、建築確認代行業務を履行した後、工事監理関係について放置したのであるから、右義務に違反したものといふべきである。そうすると、Aを代表取締役とするY<sub>3</sub>は、Aが右義務を怠った結果控訴人らが被った損害について、右義務違反と相当因果関係のある限度でこれを賠償する義務がある、と。

また、同判決は、損害の範囲については、おおよそ以下のように判示する。すなわち、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>の損害はY<sub>1</sub>の著しい手抜工事により発生したものであるが、前期認定ほどの違法工事が行われることはあまり例のない事態であり、必ずしも容易に予見できたとは言い難いことと、工事監理者の変更はY<sub>1</sub>限りで行えるところであり、AがY<sub>1</sub>において正当に変更の手続をして工事をしているのであろうと考えたとしてもある程度やむを得ない面がないとはいえないこと、及びAの義務違反の性質に照らすと、Aの前記注意義務違反は、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>が被った損害を2455万5460円として、その1割程度について相当因果関係があると認めるのが相当である、と。

この二審判決に対して、Y<sub>3</sub>が上告及び上告受理申立てをした。上告事件については上告棄却決定がされたが、上告受理申立てが受理された。本件判決は、この

上告受理申立て事件に係るものである<sup>4</sup>。上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）においてY<sub>3</sub>は、①建築確認申請書の工事監理者欄のAの表示は、単に行政庁の法的根拠のない便宜のために求められたものに過ぎないのであるから、私法上の責任が生ずる理由にならない、②建築士法18条1項の誠実義務は、依頼者に対する義務を定めた精神的規定であって、直ちに私法上の義務となるものではない、③原判決のいう「Y<sub>1</sub>が工事監理者なしで、あるいは実質上工事監理者がいないような状態で工事をし危険な建物を建築することのないように配慮すべき」義務が、何故に、何ら契約関係にたたないX<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>に対しても生じるのか。また、工事監理契約を締結していない本件において、建築士は現場を見る権限や義務もないし、建築主に報告することは無意味なのであるから、不適合施工の結果を回避する手段が与えられていない。とすれば、建築士は何を配慮すればいいのか、などと主張した。上告棄却。

## 2-2. 本件判決の判旨

最高裁はおおよそ以下のように判示する。

建築士法（平成9年法律第95号による改正前のもの一筆者注）3条から3条の3までの規定は、各規定に定められている建築物の新築等をする場合には、当該各規定に定められている一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない旨を定めており、上記各規定に違反して建築物の設計又は工事監理をした者には、罰則が科せられる（同法35条3号）。法（平成10年法律第100号による改正前の建築基準法のこと一筆者注）5条の2の規定は、上記規制を前提として、建築士法の上記各規定に定められている建築物の工事は、当該各規定に定められている建築士の設計によらなければ、することができないこと、その工事をする場合には、建築主は、各規定に定められている建築士である工事監理者を定めなければならない、これに違反した工事はすることができないことを定めており、これらの禁止規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者には、罰則が科せられるものとされている（法99条1項1号）。そして、建築士法18条の規定は、建築士は、その業務を誠実に行之、建築物の質の向上に

努めなければならないこと（同条1項）、建築士には、法令又は条例の定める建築物の基準に適合した設計をし、設計図書のとおりにより工事が実施されるように工事監理を行うべき旨の法的責務があることを定めている（同条2項、3項）。

建築士法及び法の上記各規定の趣旨は、建築物の新築等をする場合におけるその設計及び工事監理に係る業務を、その規模、構造等に応じて、これを適切に行い得る専門的技術を有し、かつ、法令等の定める建築物の基準に適合した設計をし、その設計図書のとおりにより工事が実施されるように工事監理を行うべき旨の法的責務が課せられている一級建築士、二級建築士又は木造建築士に独占的に行わせることにより、建築される建築物を建築基準関係規定に適合させ、その基準を守らせることとしたものであって、建築物を建築し、又は購入しようとする者に対し、建築基準関係規定に適合し、安全性等が確保された建築物を提供することを主要な目的の一つとするものである。このように、建築物を建築し、又は購入しようとする者に対して建築基準関係規定に適合し、安全性等が確保された建築物を提供すること等のために、建築士には建築物の設計及び工事監理等の専門家としての特別の地位が与えられていることにかんがみると、建築士は、その業務を行うに当たり、新築等の建築物を購入しようとする者に対する関係において、建築士法及び法の上記各規定による規制の潜脱を容易にする行為等、その規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務があるものというべきであり、建築士が故意又は過失によりこれに違反する行為をした場合には、その行為により損害を被った建築物の購入者に対し、不法行為に基づく賠償責任を負うべきものと解するのが相当である。

（中略一筆者注）Y<sub>3</sub>の代表者であり、一級建築士であるAは（中略一筆者注）建築確認申請書にAが本件建物の建築工事について工事監理を行う旨の実体に沿わない記載をしたのであるから、Aには、自己が工事監理を行わないことが明確になった段階で、建築基準関係規定に違反した建築工事が行われないうにするため、本件建物の建築工事が着手されるまでに、Y<sub>1</sub>に工事監理者の変更の届出をさせる等の適切な措置を

執るべき法的義務があるものというべきである。ところが、Aは(中略-筆者注)何らの適切な措置も執らずに放置し、これにより、 $Y_1$ が上記各規定による規制を潜脱することを容易にし、規制の実効性を失わせたものであるから、Aの上記各行為は、上記法的義務に過失により違反した違法行為と解するのが相当である。そして、 $Y_1$ から重大な瑕疵のある本件建物を購入した $X_1$ 及び $X_2$ は、Aの上記違法行為により損害を被ったことが明らかである。

最高裁は以上のように判示して、 $Y_3$ の $X_1$ 及び $X_2$ に対する不法行為に基づく損害賠償責任を認めた二審判決を是認した。

### 2-3. 本件判決と一・二審判決との相異

以上、本件判決に至るまでの経緯をみたが、一・二審判決と本件判決との差異はどこにあるのであろうか。一審判決は要するに、名義貸し建築士は、工事監理契約も締結していないし、また、建築確認申請をするにあたって工事監理者を定めておくことを要求する法規の定めもないこと等から、建築士法(平成9年法律第95号による改正前のもの。以下同じ。)18条1項に基づき工事監理者としての業務を誠実に遂行すべき義務を負わないとして、当該建築士の不法行為責任を否定した。それに対して、二審判決は、名義貸し建築士は、自らが工事監理者となることを表明して建築確認申請の代行をし、建築確認を得させた者として、施工者が工事監理者なして、あるいは実質上工事監理者がいないような状態で工事をし危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべきであったとして、そのような「配慮義務」を建築士法18条1項の規定する誠実に業務を行う義務を介して導き出し、当該建築士の不法行為責任を肯定した。一審判決が工事監理契約が締結されていないことをも考慮していたのに対して、二審判決は工事監理契約締結の有無には拘泥せず、建築士法18条1項を介して上記「配慮義務」を導き出している。

この二審判決に対して、本件判決は、建築士には「建築物の設計及び工事監理等の専門家としての特別の地位が与えられていること」にかんがみて、建築士は、「その業務を行うに当たり、新築等の建築物を購入しようとする者に対する関係において」、「建築士法及び法(平

成10年法律第100号による改正前の建築基準法のこと-筆者注)の上記各規定(建築士法3条から3条の3まで及び18条並びに建築基準法5条の2等-筆者注)による規制の潜脱を容易にする行為等、その規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務を負うとしたうえで、具体的には、「自己が工事監理を行わないことが明確になった段階で、建築基準関係規定に違反した建築工事が行われないようにするため、本件建物の建築工事が着手されるまでに、 $Y_1$ に工事監理者の変更の届出をさせる等の適切な措置を執るべき法的義務」があるのにそれを怠ったとして、名義貸し建築士の不法行為責任を肯定した。

二審判決と本件判決の大きな違いは、前者が、建築士法18条1項を介して「配慮義務」を導き出し、これを不法行為法上の注意義務としたのに対し、後者は、二審判決のように単一の規定に依拠することなく、建築士法3条から3条の3まで及び18条並びに建築基準法5条の2等の諸規定の趣旨・目的に鑑みて、それら諸規定の「規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務」を不法行為法上の注意義務としている点である。

### 3. 本件判決が下される前後の下級審判決例の動向

それでは、本件判決について検討する前に、その前後に下された名義貸し建築士の不法行為責任をめぐる下級審判決例の動向について以下に概観する。

#### 3-1. 本件判決以前の下級審判決例

本件最高裁判決が下される以前の下級審判決例について、名義貸し建築士による不法行為責任を肯定したものと否定したものとに分けて、その判決理由をみていくことにする。

##### 3-1-1. 不法行為責任を肯定した判決例

###### ①大阪地判平成10・7・29金判1052号40頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、これ(建築基準法5条の2及び建築士法3条の3第1項のこと-筆者注)は、延べ面積が100平方メートルを超える新築木造建物の安全性を確保するために設けられた強行規定であるから、一級又は二級建築士は、建物の設計及び工事管理をする意思もないのに設計者・工事管理者として届け出することは許されないものであって、右建物の設計者・工事監理者として届け

出た以上は、その業務を誠実に遂行すべき義務を負っているというべきである（建築士法18条1項参照）。（中略－筆者注）本件建物の延べ面積は105・98平方メートルであるから、一級又は二級建築士でなければ、その設計及び工事監理をしてはならず、二級建築士であるYは、本件建物の設計者及び工事管理者として届け出た以上、その業務を誠実に<sup>マ</sup>行うべき業務を負っていたというべきである。しかるに、Yは、本件建物の設計及び工事監理を怠り（以下略－筆者注）、と。

本判決は、工事監理契約の有無に拘泥せずに建築基準法及び建築士法の諸規定、とりわけ建築士法（平成9年法律第95号による改正前のもの。）18条1項の業務を誠実に遂行すべき義務から名義貸し建築士の不法行為法上の注意義務を導き出しているようである。

②大阪地判平成12・6・30<sup>5</sup>ジュリ1192号216頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。

建築士において「その建物が転売を予定されており、建築士の義務違反の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないことにより、建築主以外の第三者である購入者が不測の損害を受けるおそれがあることを知りながら、何らの措置も講じなかったような場合には、その第三者に対し、不法行為責任が成立し得るものと解すべきである（いわば、製造物責任における製造者の補助的立場にあることになる）。」「建築確認申請に際し、工事監理者の名義を貸す行為は、実際に工事監理業務を受任しながら、建築主と意を通じて<sup>マ</sup>管理業務を怠る行為と比較しても、ほぼ同様の違法性があり、また、違法建築への寄与の程度もさほど異ならない」Y（一級建築士）は、「建築確認申請に際し、監理者の名義貸しを行い、その後も漫然とこれを放置していたのであるから、本件建物の瑕疵によるXの損害につき、不法行為責任を免れない。」

本判決は、名義貸しをする行為と建築主と意を通じて工事監理業務を怠る行為の違法性をほぼ同様のものとしたうえで、名義貸し後に是正措置を講じない建築士は、いわば製造物責任における製造者の補助的立場にあるとし、その不法行為責任を認めている。

③大阪高判平成12・8・30<sup>6</sup>民集57巻10号1595頁・判タ1047号221頁

本判決は、本件最高裁判決の二審判決である。既に

述べたように、本判決は、名義貸し建築士に、施工者が工事監理者なしで、あるいは実質上工事監理者がなような状態で工事をし危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべき義務ありとし、そのような「配慮義務」を建築士法（平成9年法律第95号による改正前のもの）18条1項の規定する誠実に業務を行う義務を介して導き出している。

④大阪地判平成12・10・20欠陥判例2集148頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、無論、建築基準法、建築士法は行政法規に属するが、建築物、特に一般国民にとっての居住用建物の重要性に鑑みると、私法上の義務とも十分に解し得る。（中略－筆者注）少なくとも、その建物が転売を予定されており、建築士の義務違反の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないことにより、建築主以外の第三者である購入者が不測の損害を受けるおそれがあることを知りながら、何らの措置も講じなかったような場合には、その第三者に対し、不法行為責任が成立し得るものと解すべきである（いわば、製造物責任における製造者の補助的立場にあることになる）。（中略－筆者注）一方、建築士が、建築確認申請に際し、単に工事監理者の名義を貸したにすぎない場合は、建築主との関係においては、そもそも工事監理者たる立場になく、何ら義務を負わないことは明らかである。しかし、かかる届出は、本件建物の建築確認を得るために必要であったと認められるところ（中略－筆者注）、それらを行う意思ないし契約がないにもかかわらずかかる届出をしたことは、建築確認通知を騙し取ったとの誹りを免れないであろうし、建築主が違法建築を行う蓋然性を認識した上での行為とはいえないまでも、少なくとも工事監理者を置くべき建築士の義務の潜脱に手を貸したものであることは否定できない。（中略－筆者注）建築確認申請に際し、工事監理者の名義を貸す行為は、実際に工事監理業務を受任しながら、建築主と意を通じて監理業務を怠る行為と比較しても、ほぼ同様の違法性があり、また、違法建築への寄与の程度もさほど異ならないものといわなければならない。そうすると、建築士は、そもそも建築確認申請に際し、工事監理者の名義貸しを行うことは許されないし、少なくとも、事後的に、建築主に監理契

約を締結するよう求めた上で監理業務を行うか、工事監理者とならない旨行政当局に通知する等の是正措置を講ずるべきである。さらに、その建物が転売を予定されたものである等の事情があることを知り、又は容易に知り得た場合には、違法建築がなされた場合に建築主以外の第三者が不測の損害を受ける蓋然性が高いのであるから、なおさらその義務の程度は高いといわざるを得ず、それにもかかわらず、何の是正措置も講じなかったような場合には、不法行為責任を負い、違法建築により第三者が受けた損害の賠償責任を負うものと解すべきである、と。

本判決は、まず、建築の設計、工事監理に係る建築基準法及び建築士法の諸規定により建築士が負う義務が不法行為法上の注意義務となりうることを認める。そのうえで、建築確認申請に際し工事監理者の名義を貸す行為と工事監理業務を受託しながら建築主と意を通じてこれを怠る行為の違法性や違法建築への寄与の程度がほぼ同様であるとし、名義を貸した建築士が事後的には是正措置を講じる義務が不法行為法上の注意義務となりうることを認めている。

⑤大阪高判平成13・11・7判タ1104号216頁・欠陥判例2集22頁

本判決は、後掲④判決の控訴審判決である。本判決は、原判決を変更して、建築士の不法行為責任を認めた。

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、Yは、本件建物の建築確認申請書に、自らを工事監理者として記載してこれを提出し、建築確認を受けたのであるから、Yは、本件建物が建築確認申請書に添付した図面と同一の建築物が建築されるように監理しなければならなかったにもかかわらず、これに怠った(中略-筆者注)。したがって、建築確認申請書に工事監理者として記載された建築士は、建築基準法に適合した建築物が建築されるように監理をして、他人の生命、健康及び財産が侵害されないようにしなければならないのであるから、これに違反したために他人の財産が侵害され、損害を被らせたときには、工事監理者に不法行為に基づきその損害を賠償させるのが相当である。(中略-筆者注)工事監理者の職責、建築確認申請書に工事監理者を記載する理由等に鑑みれ

ば、Yが建築主(中略-筆者注)と工事監理契約を締結していなかったとしても、Yの承諾に基づいて建築確認申請書に工事監理者としてYの氏名が記載されている以上、その責任を免れることはできない(以下略-筆者注)、と。

本判決は、名義貸し建築士に工事監理契約を締結した者と同等の責任を負わせるようである。本判決は、建築基準法等の諸規定から不法行為法上の注意義務を導き出しているものと考えられる。

⑥松山地西条支判平成14・9・27欠陥判例3集32頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、これらの規定(建築士法1条、2条5項・6項、18条2項・3項-筆者注)は、単に当事者である建築主と設計者、監理者の関係を規律するに止まるものではなく、建築の設計及び工事監理を適正ならしめることにより、建築物の安全を確保し、広く国民の生命、健康、財産を保護しようとしたものと解されるから、設計及び工事監理を受任した建築士は、建築主との関係においてのみならず、建築士の義務違反結果、建築主以外の第三者が不測の損害を受けるおそれがあることを予見しながら、何らの措置も講じなかったような場合には、当該第三者に対しても、不法行為責任を負うというべきである。一方、建築士が、建築確認申請に際し、単に設計者や工事監理者の名義を貸したにすぎない場合、設計や工事監理を依頼することなく当該建築確認申請を依頼したにすぎない者は、当然、依頼した建築士が設計や工事監理を行わないことを承知しているのであるから、その者との関係において、建築士が何ら責任を負わないことは当然である。しかし、かかる届出は、本件建物の建築確認を得るために必要であったと認められるところ(中略-筆者注)、それらを行う意思ないし契約がないにもかかわらずかかる届出をしたことは、上記建築士の職責を忘れ去り、形式的に建築確認通知をとるためだけの存在へと自己を貶めるとともに、高度な専門的知識を有する一級建築士等に所定の建築物の設計・監理を独占させている建築基準法及び建築士法の制度趣旨をないがしろにして建築確認通知を騙し取り、設計者ないし工事監理者を置くべき建築主の義務の潜脱に手を貸したものと言わざるを得ない。したがって、建築確認申請に際し、設

計者ないし工事監理者の名義を貸す行為は、実際に設計業務ないし工事監理業務を受任しながら、設計業務ないし工事監理業務を怠る行為と比較しても、ほぼ同様の違法性があり、また、違法建築への寄与の程度もさほど異ならないものといわなければならない。したがって、建築士が、建築確認申請に際し、単に設計者や工事監理者の名義を貸したにすぎない場合であっても、その結果、建築主以外の第三者が不測の損害を受けるおそれがあることを予見することができる場合には、そのような名義貸しを行ってはならないか、少なくとも、事後的に名義貸し状態を是正する措置を講じべき注意義務を負うというべきである、と。

本判決は、まず、建築の設計及び工事監理に係る建築士法の諸規定から建築士の第三者に対する不法行為法上の注意義務を導きうることを認める。そのうえで、建築基準法及び建築士法の制度趣旨をないがしろにする建築士の名義貸し行為の違法性は、設計ないし工事監理を受任しながらこれを怠る行為の違法性とほぼ同様であり、またそれらの行為の違法建築への寄与の程度もさほど異ならないとして、名義貸しをした建築士に事後的にその状態を是正する注意義務を不法行為法上の注意義務として課している。

⑦神戸地判平成15・4・8最高裁HP（平成10（ワ）2828）

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、Y（一級建築士）は、Xら（建築主）との間に直接の契約関係はないにしても、本件建物の工事監理者として本件建物が通常の施工方法によってなされるよう監理をなすべき義務があったというべきところ（中略－筆者注）本件建物の欠陥は、Yが工事監理者としてなすべき監理を怠ったために生じたものと認められる、と。

本判決は、名義貸し建築士に工事監理義務（おそらく建築士法等の諸規定上の義務）を課し、その違反を根拠に一級建築士の不法行為責任を認めている。

### 3-1-2. 不法行為責任を否定した判決例

⑧大阪地判昭和62・2・18判タ646号165頁・判時1323号68頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、建築確認申請書の工事監理者資格欄にY<sub>1</sub>（設

計監理法人）、Y<sub>2</sub>（Y<sub>1</sub>の代表取締役、一級建築士）の記名押印があるのは、大阪市の指導に従い建築確認を得るため便宜上Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の名義を用いたにすぎないことが窺われるのであって、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>が工事監理を引受けたものではないといえることができる。そうすると、Y<sub>1</sub>の管理建築士であるY<sub>2</sub>がXらに対し、A、B各建物の工事監理についてその責任を負うべきいわれはないというべきである、と。

本判決は、名義を貸しただけでは工事監理を引受けたことにならないので、その責任を負わないというシンプルな理由づけで建築士の不法行為責任を否定している。

⑨大阪高判平成元・2・17判タ705号185頁・判時1323号68頁

本判決は、前掲⑧判決の控訴審判決であるが、名義貸し建築士の工事監理責任を否定した点について変更はない。

⑩大阪地判平成10・12・18欠陥判例1集84頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、確認申請の都合上、申請書の工事監理者欄に名前を連ねただけで、実際に工事監理契約を締結して管理業務を行ったものでないから、Yに工事監理者として本件建物の瑕疵についての損害賠償義務を負担させることはできない。もっとも、Xら主張のように、建築士として、右のような脱法的行為（建築基準法及び建築士法18条等の諸規定を潜脱する行為－筆者注）に加担することの当否は問題とされるべきであるが、そうだからといって、これを根拠にYに損害賠償義務を負担させることは困難というほかない、と。

本判決は、名義貸し建築士は工事監理契約を締結していないので損害賠償義務を負わないし、また、建築基準法及び建築士法18条等の諸規定を潜脱する行為を根拠としては、建築士に不法行為責任を認めることはできないとしたものである。

⑪大阪地判平成11・6・30民集57巻10号1578頁・欠陥判例1集62頁

本判決は、本件最高裁判決の一審判決である。本判決は、名義貸し建築士は、工事監理契約も締結していないし、また、建築確認申請をするにあたって工事

監理者を定めておくことを要求する法規の定めもないこと等から、建築士法18条1項に基づき工事監理者としての業務を誠実に遂行すべき義務を負わないとした。

⑫大阪地判平成12・9・27<sup>7</sup>判タ1053号137頁・欠陥判例2集8頁

本判決は、前掲⑤判決の第一審判決である。本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、Y(二級建築士)が、工事監理者となる契約を締結したことを認めるに足る証拠はないし、建築士法は行政法上の取締法規に過ぎない上、YがYを工事監理者として届け出ること即ち名義を貸すことに同意したことによって、直ちに建築確認申請の際の設計とは全く異なる建物が建築されることになるとは限らないと考えられるので、この場合ににわかに工事監理者となった場合と同等の不法行為法上の責任を負うことになるとする確たる根拠はないと考えられる。また、(中略-筆者注)、単に契約目的物に瑕疵・欠陥があるため目的物自体の価値が低いというのみでは、原則として不法行為は成立しないと解される所、(中略-筆者注)、Yが本件売買契約締結の際、Xに対し、他の被告と共謀の上でことさらに本件不動産の購入を勧誘したというような特段の事由は認められないから、YはXに対して不法行為責任を負わない、と。

本判決は、名義貸し建築士は工事監理契約を締結していない、工事監理に係る建築士法の諸規定はたんなる取締規定にすぎず不法行為責任を根拠づけることはできない、名義を貸したからといって直ちに建築確認申請に係る設計と全く異なる建物が建築されるとは限らないので、名義貸し行為は工事監理を怠ることと同視しえない、完全性利益の侵害もなければ不法行為を成立せしめる特段の事由もないという理由から、Yの不法行為責任の成立を否定している。

⑬大阪地判平成13・2・15欠陥判例2集366頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、Y<sub>2</sub>(建築士)は、Y<sub>1</sub>(施工者)からの依頼により、建築確認申請書の監理者欄に自らの名前を記載した上で、大阪市建築主事に対し、建築確認申請手続をした者であるが、それ以上にXとの間で、本件建物を建築確認申請添付図面どおりに建築するよう工事を監理

することを内容とする施工監理契約を締結しておらず(中略-筆者注)、また、実際にも、現地で施工監理をしていたなど本件工事に実際に関与していたことを認めるに足る証拠もない。したがって、Y<sub>2</sub>には、Y<sub>1</sub>が建築基準法の安全基準を満たさない本件建物を建設させたことについて、これを監理してXに損害を発生させない注意義務ないしは結果回避可能性があったとはいえないから、Y<sub>2</sub>には、Xに対する不法行為責任を認めることはできない、と。

本判決は、名義貸し建築士は工事監理契約を締結していないし、また実際にも工事監理をおこなっていないので、なんら工事監理上の義務を負わないというシンプルな理由により、当該建築士の不法行為責任を否定している。

⑭神戸地判平成13・11・30欠陥判例2集468頁

本判決はおおよそ以下のように判示する。すなわち、確かに工事監理を行わないにもかかわらず、工事監理者としての届出をなすといったことは、本来なされるべきではないとしても、そのことから工事監理契約を締結していないにもかかわらず、当然に工事監理者としての義務を負うに至るものとは認めがたく(以下略-筆者注)、と。

本判決は、工事監理契約を締結していないのに名義貸し建築士に工事監理者と同等の義務を負わせることはできないとする。

### 3-1-3. 下級審判決例の理由づけ

以上、名義貸し建築士の不法行為責任を肯定あるいは否定した判決例をみたが、これらの判決例の理由づけはおおよそいくつかの点にまとめることができる。まず、責任を肯定した判決例にあっては、建築士の名義貸し行為と工事監理業務を受託しながらこれを怠る行為の違法性や違法建築への寄与の程度がほぼ同様であるとしたり、また、建築基準法及び建築士法の諸規定(とくに建築士法(平成9年法律第95条による改正前のもの。以下同じ。)18条1項)から不法行為責任を根拠づける注意義務を導き出し、あるいは、実質上工事監理者がいないような状態で工事を危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべき義務を、建築士法18条1項の規定する誠実に業務を行う義務から導き出している。これに対して、責任を否定

した判決例の理由づけは、名義貸し建築士は工事監理契約を締結していない、建築基準法及び建築士法の脱法的行為は不法行為責任の根拠とならない、建築士法の諸規定はたんなる取締規定にすぎない、名義貸しによって直ちに建築確認申請の際の設計とは全く異なる建物が建築されるとは限らないので、名義貸し行為は工事監理を怠ることと同視できない、完全性利益の侵害がない、ことさらに不動産の購入を勧誘したといった特段の事由はない、といったものである。

### 3-2. 本件判決以後の下級審判決例

以下の二件の判決例は、いずれも本件最高裁判決以後に下されたものであるが、結論としていずれも名義貸し建築士の不法行為責任を肯定しており、その意味では、同判決に基本的に沿ったものといえよう。

⑮札幌地判平成17・10・28最高裁HP（平成10（ワ）1108）・Lexis判例速報2巻2号

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、工事監理者について定める法（建築基準法－筆者注）5条の2、建築士法3条は建築物の安全性を確保するために設けられた強行規定であるから、工事監理者が必要とされる場合において、建築士が工事監理をする意思もないのに名義を貸したにすぎない場合であっても、当該建築士は、そのことを理由として法令等及び建築士法に規定される工事監理者としての義務を免れることはできないと解される。そして、建築士法18条1項は、職務を誠実に履行し、建築物の質の向上に努める義務を、同条3項（平成9年法律第95号による改正前のもの）は、工事が所定の施工に実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならないとの義務を定め、20条2項（平成11年法律第160号による改正前のもの）、建築士法施行規則17条の14（平成13年国交令第72号による改正前のもの）は、工事監理をした場合には、工事監理報告書を作成しなければならない旨規定している。しかるに、Y（一級建築士）の現実の行動等は上記のとおりであり、工事監理者としての義務を履行しておらず、そのことにつき少なくとも過失があったことは明らかである、と。

本判決は、このように判示して、Yの不法行為責任

を認めた。本判決は、名義貸し建築士に建築基準法及び建築士法等に定める工事監理義務を課している点、またそのような工事監理義務を不法行為法上の注意義務としている点で（明示されてはいないが）、設計・工事監理に係る建築基準法及び建築士法の諸規定の規制の趣旨・目的や建築士の専門家としての特別の地位から上記諸規定の規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務を導き出している本件最高裁判決とは見解を異にしているといえよう。

⑯名古屋地判平成17・10・28欠陥判例4集288頁

本判決の判旨はおおよそ以下のとおりである。すなわち、建築士は、その業務を行うに当たり、建物を新築しようとする者に対する関係において、建築士法、建築基準法による規制の潜脱を容易にする行為等、その規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務があり、建築士が故意又は過失によりこれに違反する行為をした場合には、これにより損害を被った建物建築の注文者に対して、不法行為に基づく賠償責任を負う。本件においてY（一級建築士）は、実際には工事監理契約を締結していないにもかかわらず、建築確認申請の際、工事監理者として届け出ることにより、いわゆる名義貸しをした事実には争いはない。かかる名義貸しを行うことは建築士法の規制の潜脱を容易にし、その規制の実効性を失わせるものである。また、名義貸しの後も、勝手に工事は取りやめになったと誤信し、何らそのことを確認する措置も取らず放置したため、重大な瑕疵により建て替える以外に補修方法のない建物が建築され（略－筆者注）、と。

本判決は、建築士の専門家としての特別の地位については言及していないものの、本件最高裁判決にその理由づけにおいても基本的に従ったものであるといえよう。

以上二件の判決例をみるかぎりでは、結論としていずれも名義貸し建築士の不法行為責任を認めてはいるものの、その理由づけにおいて本件最高裁判決を基本的に踏襲するもの（⑯判決）とそれと見解を異にするもの（⑮判決）に分かれる。

### 4. 名義貸し建築士の不法行為責任をめぐる学説

学説<sup>8</sup>は総じて、名義貸し建築士の不法行為責任を肯定する。その主たる理由づけとしては、建築士法18

条は、単に建築士の業務執行上の心構えや行政上の義務内容を定めたものではなく、建築士の業務執行上の法的義務を定めたものなので、工事監理契約を締結していなくとも同条から不法行為責任を根拠づける注意義務を導き出すとするもの<sup>9</sup>、名義貸し建築士は自らの意思で虚偽の外観を作出したのだから、作出者として申請書に表示された行為、つまり工事監理を行う義務を負うとするもの<sup>10</sup>、適正な工事の監理をなすべき義務、その前提として建築確認申請書に工事監理をなすべき建築士名を掲載すべき義務は、単なる行政上の取締規定としての性格にとどまらず、建築士法・建築基準法に規定された立法目的の実現のために不可欠な実質的な行為義務であって、それは単に建築主との関係においてだけではなく、欠陥のある建造物が社会に生み出されないことへの社会的利益にかかわる義務として位置づけようとするもの<sup>11</sup>を挙げうる。

## 5. 検討

以上、本件判決及びその前後の下級裁判所の判決例をみてきたが、それでは以下、本件判決について若干の検討をしてみたい。

二審判決は、名義貸し建築士に、施工者が「工事監理者なしで、あるいは実質上工事監理者がいないような状態で工事を危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべき」義務を課し、そのようないわば「配慮義務」を建築士法（平成9年法律第95号による改正前のもの）18条1項の規定する誠実に業務を行う義務を介して導き出している。そして、この「配慮義務」は、建物の購入者に対しても向けられていることから、同義務は不法行為法上の注意義務であるといえよう。

それに対して、本件判決は、建築士には建築物の設計及び工事監理等の専門家としての特別な地位が与えられていることにかんがみて、建築士に、その業務を行うに当たり、新築等の建築物を購入しようとする者に対する関係において、建築士法3条から3条の3まで及び18条並びに建築基準法5条の2等の各規定による規制の潜脱を容易にする行為等、その規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務を課す。そして、このような一般的な注意義務を措定したうえで、具体的には、自己が工事監理を行わないこ

とが明確になった段階で、建築基準関係規定に違反した建築工事が行われないようにするため、建築工事が着手されるまでに、施工者に工事監理者の変更の届出をさせる等の適切な措置を執るべき法的義務を課し、そのような義務違反があったとする。名義貸し建築士が実際には工事監理を受託していないことを考慮してか<sup>12</sup>、二審判決のように建築士法18条1項を介して「配慮義務」を課すという構成をとらず（同条項がたんなる取締規定か否かという法的性質論を回避するためもある）、建築士の設計・工事監理に係る建築士法及び建築基準法の諸規定の規制の実効性を失わせる行為をしてはならない義務を措定したものと考えられる。

本件においては、建築士が名義貸しをして建築確認を得させたという先行行為に基づく条理上の注意義務を課すという構成もありえたが<sup>13</sup>、本件判決はこれをとらずに、「規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない」義務という一般的な注意義務を課している。本件判決は、建築士法3条から3条の3まで及び18条並びに建築基準法5条の2等の建築士の設計・工事監理に係る取締規定の規制の趣旨・目的からして、それにより保護されるものの範囲内に、「建築基準関係規定に適合し、安全性等が確保された建築物を提供」される（消費者の）利益があるとしているものと考えられる（「利益」という言葉は使われていないが）。この利益は、阪神・淡路大震災での欠陥建物倒壊や耐震強度偽装事件をみても明らかのように、消費者保護の見地<sup>14</sup>からきわめて重大なものと考えられる。何故なら、建物は多くの人にとっては一生に一度の大きな買い物であるので、瑕疵がある場合の経済的・精神的ダメージは大きいし、また、その安全性が確保されていなければ訪問者や近隣の人々（住民、通行人等）の生命・身体・財産等を危険に曝す可能性があり、もしその危険が現実化すれば（外壁の剥落、手すりの落下等）、当該建物の所有者（占有者）は工作物責任（民法717条）を問われることにもなりうるからである。結局、本件判決は、前記取締法規の諸規定の規制の実効性を失わせる行為という行為態様の反良俗性と、被侵害利益、すなわち、「建築基準関係規定に適合し、安全性等が確保された建築物を提供」される（消費者の）利益の重大さ<sup>15</sup>との兼ね合いから、建築士の名義

貸し行為の違法性を導き出しているものと考えられる（判示からは必ずしも明らかではないが）。

また、本件判決には、建築士の「専門家としての特別の地位」という文言がみられることから、本件判決を目して専門家責任を認めたものと解する見解<sup>16</sup>もあるが（「専門家」という文言の意味をどう捉えるかはひとまずおく）、ここでは、設計・工事監理に係る建築士法及び建築基準法の諸規定の規制の実効性を失わせる行為の違法性が、実際に工事監理を受託しながら建築主と意を通じてこれを怠る行為の違法性に匹敵するものであることを強調するために（このことは判示からは必ずしも明らかではないが）、設計・工事監理業務を専門的に行う「資格者」というほどの意味合いで用いられているにすぎないのではなかろうか。

二審判決が相当因果関係のある損害を全損害の1割とした点が妥当かどうかに関しては、本件判決の判断するところではないが、この点についても若干述べておきたい。施工者の責任と監理<sup>17</sup>者の責任が競合する場合（本件は名義貸しの事案であるが、ここでは監理契約が締結された場合を主として想定する）、両者の責任範囲が問題となるが、私見によれば、両者の施工・監理に係る建物の軽微な瑕疵については原則として施工者のみが責任を負う。しかし、監理者が、施工者が信頼のおけない業者であることを知っていたか、又は注意をすれば知り得た場合には、例外的に、そのような軽微な瑕疵についても監理者は責任を負うことがありうると考える（本件では、施工者は建築士に名義貸しを安易に依頼していることから、必ずしも信頼を置けない業者であるともいえる）。つまり、そのような場合には、監理義務の程度・範囲が増大ないし拡張するわけである<sup>18</sup>。従って、基本的には、監理者の負担する損害賠償の範囲は、施工者のそれよりも狭くなる場合が多いといえる。ただし、以上述べたことは、主として契約責任の場合に妥当することであって、不法行為責任については必ずしも当てはまらない。何故なら、施工者も建物の軽微な瑕疵については基本的に不法行為責任を負わないといえるからである。しかしいずれにせよ本件は、土台と柱の強度不足という重大な瑕疵のある事案であるので、施工者と監理者の責任を負う範囲は基本的に異ならないといえる。そうと

すれば、本件の二審判決で認められた全損害の1割という額は、かなり少ないともいえる<sup>19</sup>（むろん、名義貸し行為と工事監理義務違反の違法性が同等と評価しうることが前提であるが）。

最後に、本件判決の射程について簡単に触れておこう。本件判決が、前記の建築士法及び建築基準法の諸規定の実効性を失わせる行為の違法性と、工事監理を受託しながら建築主と意を通じてこれを怠る建築士の行為の違法性とを同一視しているとすれば、同判決の射程は後者の場合にも及ぶといえよう<sup>20</sup>。

#### 注

- (1) 民集57巻10号1561頁・判時1842号38頁・判タ1139号73頁・金判1210号42頁。本件判決の評釈等として以下のものがある。朝倉亮子「判批」平17主判解（2006年）88頁、大西邦弘「判批」広法28巻2号（2004年）177頁、加藤新太郎「判批」NBL790号（2004年）111頁、鎌田薫「判批」平15重判解（2004年）87頁、小島彩「判批」法協122巻12号（2005年）144頁、下村信江「判批」リマークス30号（2005年）54頁、角田美穂子「判批」法セ595号（2004年）120頁、谷村武則「建築士の法的責任とその範囲」佐々木茂美編『民事実務研究Ⅲ』（判例タイムズ社、2008年）79頁以下（初出・判タ1244号（2007年）42頁以下）、陳桐花「判批」法学69巻1号（2005年）145頁、野口昌宏「判批」判評551号（2005年）16頁（判時1873号186頁）、宮坂昌利「判解」平15最判解説（民）（下）690頁（初出・「判解」曹時57巻11号（2005年）271頁）、同「判批」ジュリ1264号（2004年）122頁、良永和隆・Hi-Lawyer227号（2004年9月）68頁、月刊国民生活34巻7号（2004年7月）66頁、「ロー・フォーラム 裁判と争点 欠陥住宅訴訟で新判断－最高裁『建築士にも賠償責任』」法セ590号（2004年2月）124頁。
- (2) 大阪地判平成11・6・30民集57巻10号1578頁・欠陥住宅被害全国連絡協議会編『消費者のための欠陥住宅判例〔第1集〕』（2000年、民事法研究会）62頁－以下、「欠陥判例1集」という。

- 続編(2002年、2004年、2006年発行)は、それぞれ「欠陥判例2集」、「欠陥判例3集」、「欠陥判例4集」という。
- (3) 大阪高判平成12・8・30民集57巻10号1595頁・判タ1047号221頁。本判決の評釈として、高橋弘「判批」リマークス24号(2002年)55頁がある。
- (4) 宮坂・前掲注(1)平15最判解説(民)(下)695頁参照。
- (5) 本判決の評釈も、やはり、松本克美「判批」ジュリ1192号(2001年)216頁。
- (6) 注(3)参照。
- (7) 國井和郎「判批」リマークス24号(2002年)42頁
- (8) 拙著『建築家の責任と建築訴訟』(成文堂、1993年)52頁、高橋・前掲注(3)55頁、花立文子「建築家の名義貸しと建築物の瑕疵責任との関係－複数関与者の責任との関係－」志林99巻1号(2001年)115頁以下、松本克美「欠陥住宅と建築士の責任－建築確認申請に名義貸しをした場合－」立命271・272号<下巻>(2000年)1520頁以下など。
- (9) 安藤一郎「建築家の専門家責任」平沼高明先生古稀記念『損害賠償法と責任保険の理論と実務』(信山社、2005年)274頁。
- (10) 花立・前掲注(8)124頁。
- (11) 松本・前掲注(8)1535頁。
- (12) 名義貸し建築士に工事監理義務を負わせるものとして、花立・前掲注(8)123頁。
- (13) 宮坂・前掲注(1)平15最判解説(民)(下)700頁以下、同・前掲注(1)ジュリ123頁。
- (14) 消費者保護を視野に入れるべしと説くものとして、野口・前掲注(1)22頁(192頁)。
- (15) もちろん、本件では、土台と柱の強度不足という重大な瑕疵が、被侵害利益の重大性を判断するうえでの重要な要素とされているものと考えられうる。
- (16) 加藤・前掲注(1)115頁、鎌田・前掲注(1)88頁、下村・前掲注(1)57頁、角田・前掲注(1)120頁、宮坂・前掲注(1)平15最判解説(民)(下)700頁以下、同・前掲注(1)ジュリ123頁。
- (17) ここでいう「監理」は、建築士法2条7項の「工事監理」よりも広い概念であり、国土交通省告示15号(平成21年1月7日)別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」及び別添四第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務」を指すものとする。
- (18) 前掲拙著注(8)101頁以下参照。
- (19) 鎌田・前掲注(1)88頁、小島・前掲注(1)157頁、谷村・前掲注(1)117頁参照。
- (20) 谷村・前掲注(1)92頁以下も結論的には同旨か。

## 執筆者一覧 (掲載順)

高木勇夫	常磐大学・常磐短期大学	学長
諸澤英道	学校法人常磐大学	理事長
森山哲美	常磐大学	副学長
安田尚道	常磐短期大学	副学長
伊田政司	常磐大学人間科学部	学部長
柄澤行雄	常磐大学人間科学部	教授
三澤進	常磐大学人間科学部	教授
奥山真知	常磐大学人間科学部	教授
長谷川幸一	常磐大学人間科学部	教授
千葉茂	常磐大学人間科学部	教授
岩田温	常磐大学人間科学部	教授
永野勇二	常磐大学人間科学部	専任講師
岡部玲子	常磐大学人間科学部	准教授
河野敬一	常磐大学人間科学部	准教授
日向野弘毅	常磐大学人間科学部	教授

## 編集委員

岩田 温	江波 諄子	東條 仁美	瀬川 薫
佐塚 正樹	真部多真記	永野 勇二	千手 正治

---

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第27巻 第1号

2009年10月25日 発行  
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1  
代表者 伊田政司 電話 029-232-2511 (代)

---

印刷・製本 株式会社 あけぼの印刷社